

平成19年第1回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1日 3月8日(木曜日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	5

開 会 (午前 9時04分)

○開会の宣告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	34

○議案第18号、議案第19号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	35
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
○議案第28号、議案第29号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	66
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
○議案第30号～議案第35号の一括上程、説明	73
○次会日程の報告	89
○散会の宣告	90
散 会 (午後 4時53分)	90

第 2 日 3月9日 (金曜日)

○議事日程	91
○出席議員	91
○欠席議員	91
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	91
○職務のため出席した者の職氏名	92
開 議 (午前 9時00分)	93
○開議の宣告	93
○議案第30号～議案第35号の説明	93
○次会日程の報告	106
○散会の宣告	106
散 会 (午前10時12分)	106

第 9 日 3月16日 (金曜日)

○議事日程	107
○出席議員	107
○欠席議員	108

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	108
○職務のため出席した者の職氏名	108
開 議 （午前 9時00分）	109
○開議の宣告	109
○議案第30号の質疑、討論、採決	109
○議案第31号の質疑、討論、採決	137
○議案第32号の質疑、討論、採決	146
○議案第33号の質疑、討論、採決	147
○議案第34号の質疑、討論、採決	147
○議案第35号の質疑、討論、採決	147
○一般質問	148
小 林 正 明 君	148
大 谷 直 之 君	152
川 島 悦 男 君	158
○日程の追加	165
○発議第1号、発議第2号の一括上程、説明	166
○発議第1号の質疑、討論、採決	166
○発議第2号の質疑、討論、採決	167
○閉会中の継続調査の申し出	167
○動議の提出	168
○日程の追加	168
○社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会の調査期限を定める事について	169
○町長あいさつ	170
○閉会の宣告	170
閉 会 （午後 3時29分）	171

平成19年第1回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年3月5日

千代田町長 襟川幸雄

1. 日 時 平成19年3月8日(木) 午前9時
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 5 名)

1 番	福 田 正 司 君	2 番	小 林 正 明 君
3 番	柿 沼 英 己 君	4 番	富 岡 芳 男 君
5 番	細 田 芳 雄 君	6 番	黒 澤 兵 司 君
7 番	今 井 和 雄 君	8 番	野 村 年 男 君
9 番	大 谷 直 之 君	1 1 番	小 林 榮 一 君
1 2 番	青 木 國 生 君	1 3 番	野 中 角 次 君
1 4 番	坂 本 金 光 君	1 5 番	川 島 悦 男 君
1 6 番	小 沢 惣 一 君		

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成19年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成19年3月8日（木）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 4 議案第 2号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 5 議案第 3号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 6 議案第 4号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 7 議案第 5号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 8 議案第 6号 千代田町副町長の定数を定める条例
- 日程第 9 議案第 7号 千代田町に収入役を置かない条例を廃止する条例
- 日程第10 議案第 8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第11 議案第 9号 千代田町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第10号 千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第11号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第12号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第13号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第14号 千代田町特殊児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第15号 千代田町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第16号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第17号 千代田町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第18号 千代田町農業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第19号 千代田町総合農政推進金融通措置条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第20号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第21号 千代田町都市計画審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第22号 千代田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第23号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第5号）

- 日程第 26 議案第 24 号 平成 18 年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 27 議案第 25 号 平成 18 年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 28 議案第 26 号 平成 18 年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 29 議案第 27 号 平成 18 年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 30 議案第 28 号 町道路線の廃止について
- 日程第 31 議案第 29 号 町道路線の認定について
- 日程第 32 同意第 1 号 千代田町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 33 議案第 30 号 平成 19 年度千代田町一般会計予算
- 日程第 34 議案第 31 号 平成 19 年度千代田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 35 議案第 32 号 平成 19 年度千代田町老人保健特別会計予算
- 日程第 36 議案第 33 号 平成 19 年度千代田町介護保険特別会計予算
- 日程第 37 議案第 34 号 平成 19 年度千代田町下水道事業特別会計予算
- 日程第 38 議案第 35 号 平成 19 年度千代田町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

1 番	福 田 正 司 君	2 番	小 林 正 明 君
3 番	柿 沼 英 己 君	4 番	富 岡 芳 男 君
5 番	細 田 芳 雄 君	6 番	黒 澤 兵 司 君
7 番	今 井 和 雄 君	8 番	野 村 年 男 君
9 番	大 谷 直 之 君	11 番	小 林 榮 一 君
12 番	青 木 國 生 君	13 番	野 中 角 次 君
14 番	坂 本 金 光 君	15 番	川 島 悦 男 君
16 番	小 沢 惣 一 君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	襟 川 幸 雄 君
助	役	高 木 敬 司 君
教 育	長	大 澤 洋 生 君

総務課長	栗原則雄君
企画財政課長	川島賢君
税務課長	加藤忠夫君
住民課長	高橋充幸君
福祉課長	吉永勉君
経済課長兼農業 委員会事務局長	林節君
都市整備課長	野村耕一郎君
水道課長	君島悦男君
教育委員会 教務局長	塩田稔君
農業委員会 監査委員	柿沼博君 松澤初江君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田島重廣
書記	関口富佐子
書記	宗川正樹

開 会 (午前 9時04分)

○開会の宣告

○議長（小沢惣一君） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第1回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（小沢惣一君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の協議5件、条例の制定並びに改正17件、補正予算5件、町道路線廃止・認定2件、人事1件、新年度予算6件であります。

陳情については、お手元に配付のとおり「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現を要望する意見書」の提出に関する陳情1件が提出されておりますので、ご報告いたします。

また、議員派遣については、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり2件の派遣を行いましたので、報告いたします。

続いて、例月出納監査結果報告については、平成18年度10月、11月並びに12月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

本日の日程につきましては、会議日程表のとおり、日程第32まで議了し、日程第33から日程第38までは町長の提案説明、引き続いて各課長、局長の詳細説明を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

本日の出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（小沢惣一君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

11番 小林 榮 一 君

13番 野 中 角 次 君

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（小沢惣一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から16日までの9日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日から16日までの9日間と決定いたしました。

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第3、議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、収入役制度及び吏員制度の廃止並びに会計管理者制度の創設に伴う規定の整備を行うものです。

また、組合の組織団体である一部事務組合の解散及び事務の共同処理の取りやめ並びに共同処理する一部事務組合の追加でございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第4、議案第2号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第2号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、収入役制度が廃止されたことによる規定の整備及び平成18年10月1日から榛名町が高崎市に編入されたことに伴い、榛名町が組合から脱退したため組織団体から削除するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第5、議案第3号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第3号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、組規約におきましても改正を行う必要が生じたので、規約中「助役」を「副町長」に、「収入役」を「会計管理者」に改め、他に字句の整理などを行うものでございます。

なお、この規約は、平成19年4月1日から施行されるものです。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第6、議案第4号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第4号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、収入役の名称を「会計管理者」に変更すること、並びに「副理事長」と「会計管理者」の定数を定め、あわせて字句の整理を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第7、議案第5号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第5号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、組合格約におきましても、改正を行う必要が生じたので、規約中「収入役」を「会計管理者」に改め、他に字句の整理を行うものでございます。

なお、この規約につきましては、平成19年4月1日から施行されますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第5号につきまして、1点だけ確認のため質問をさせていただきます。

この議案第5号につきましては、「吏員その他の職員」を「職員」に改めるというところがあるわけですが、問題は、その吏員という考え方、これがどのような認識になっているのか。この違いによって変えなければならないというふうになったと思うのですが、当局は、この吏員という考え方についてどのように考えていて、「吏員その他の職員」を「職員」に改めるということですが、この辺の意味合いをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） この改正は、地方自治法において改正されたもので、それに伴う改正ですので、ご理解のほどよろしくようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） ですから、地方自治法が、なぜ改正されたかという問題で、この吏員という言葉が、どういう意味を持つのかということなのですよ。そこのところをどう認識しているかということを知っているのです。ですから、要は、ただ単に地方自治法が変わったから、だから千代田町の条例を変えるというのは、これは通らないのだということなのです。その辺の認識を明確にお聞かせ願いたい。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） 地方自治法における吏員の概念についての説明ですが、普通地方公共団体の長の補助機関たる職員に内包されるものと解されているということでございます。吏員制度の廃止に関する条例、規則、一部事務組合の規約等の改正に当たっては、規定中の「吏員その他の職員」の用語を原則として長の補助機関である「職員」に改め、前後の文脈から当然に長の補助機関である職員と解される者については職員と改める必要があるとされておりますので、ご理解のほどよろしくようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 私の個人的な見解でいきますと、いわゆる吏員というのは、奉仕者ですよ、要は職員であっても全体の奉仕者ということには変わりない。ですから、公務員であっても全体の奉仕者ということについては変わりはない。それで、そこがなぜ今まで吏員という言葉が使われてきたのかと。それは吏員制度の廃止ということですが、そこのところを千代田町が、ではどのよう

に認識してこの間やってきたのか、お聞かせを願いたい。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） この吏員の関係ですけれども、これにつきましては、現在は一般の事務をつかさどる事務吏員と、技術関係の技術吏員ということで、分けて辞令等も発令はしてございます。そういうものを一本化して、職員ということで、一応定義づけると。これは自治法の改正でございますので、それに合わせまして、この組合の規約を変更するということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第8、議案第6号 千代田町副町長の定数を定める条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第6号 千代田町副町長の定数を定める条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、同法第161条第2項の規定により、千代田町副町長の定数を1人と定めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第6号につきまして、この点でも、先ほどの改正と同じように、なぜ副町長になったのか。簡単に、地方自治法が変わったから変えるのだということでは済まされないという問題があるわけでありまして。といいますのは、いわゆる今後本日の議案の中に副町長の提案があるわけでありましてけれども、その中で、この条例は定数を1にするということでありましてけれども、基本的には今までの助役制度、これから副町長という形で変わってくるということを、私たちはどのように認識していかなければならないのか。簡単に言いますと、副町長というのは、どういう仕事をするのか、法的な根拠、これを明確にしていきたい。いなくてもいいのかどうか。今までのように助役であれば、町長が置かないということであれば、置かなくてもよかったということでありましてけれども、今度の場合は、そういった点で何か法律的な影響があるのかどうか、置かないことができるのかどうか。会計管理者のように置かなくてもよいものなのかどうか、この辺もあわせてお聞かせを願いたいと思います。地方自治法がどのように変わって副町長になったのかということ、町が、どうしてそれを副町長に、簡単に、これを条例を変えるのだと言うけれども、ここが前々から申し上げていますように、法律が変わって、法律の中で条例をつくるということはわかるわけです。しかし、基本的には、条例というものは、千代田町の自治権に属するものです。町がどう認識して、これを変えていくのか。このところを明確にしておかない限り、今後の千代田町の行政をどのようにつかさどっていくのかという点で、その判断の違いが出てくるという意味で、明確なるご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） まず、現在、助役は地方自治法で置かないことができる規定になっております。今回の助役から副町長に名称を変えるということは、川島議員、先ほどおっしゃいましたけれども、地方自治法の一部改正によりまして、そのような形で変更になるということでございます。ですから、平成19年4月1日から、現在助役の任期のある方は、改めて議会の同意を得ず、そのまま引き続き副町長に移行すると、そういうことでございます。4月1日以降につきましては、改めて議会の同意を得るということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それで、副町長の職務の明確化ということでございますけれども、現在の職務と何ら変わることはないことでございますけれども、いわゆる町長のマネジメント機能の強化ということで、それと柔軟なマネジメント体制の確立ということで、地方の自主性を拡大するということで、副町長という名称に変更されたということでございます。今までと同じように町長に次ぐ立場でございますから、関係課局の指揮監督はもちろんですけれども、必要な政策判断、あるいは地方自治法第167条第1項の規

定によりまして、政治的判断を行うというようなことが明確化されております。

それと、副町長のみずからの権限と責任において事務を執行することの明確化、これはいずれにいたしましても長の事務委任を受ける場合は、従来と同様に告示をするというようなことで、自治法の改正により助役を副町長に改めるとというような内容でございます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 現在の助役と何ら変わらないということではありますが、そうしますと、現在の助役と同じように置かなくすることもできるというのが、地方自治法の考え方なのではないかというふうに思うわけですが、その辺のところはどうなのか。要は、町長は、少なくとも住民の皆さんの選挙によって選ばれるということで、私たちはどうすることもできないわけですよ、関与できない。しかし、副町長及び助役というのは、町長の言いなりの人でもできてしまうと。要は、そこが問題なのですよ、千代田町の場合。町長が町長としての必要な政策判断、自治法判断、明確なね、これが誤った判断をしているというのが、この間の千代田町の大問題なのです。そうした中で法律を、まあ町長は、いわゆる法律という点では、残念ながら助役にはかなわない、元職員にはかなわないはずですよ。だから、それは間違えるのがあっても仕方ない場合もあるのですよ。だから、議会があるわけですよ。

ところが、助役、まあ職員上がりということで、千代田町の場合には、そういうふうになっております。法律をよく認知している、認識している、そういう中で、この法律を住民のために、地方自治法とか、そういったもの、公共の福祉に反しない限り、その法律を悪用することもできるのですよ。だから、公共の福祉に反する方法でやっている、この問題が今、私たちは、これから監査請求をやって、裁判も辞さないというふうに考えておりますが、その法律をどう解釈するか、地方自治法、できるというのとできないというのと限定される、180度、その運用の仕方によって違ってしまう場合があるのですよ。この判断がですよ、町長が、そういう専門的な判断をやる場合に、副町長なり、助役なりの、その影響が偉く強くなってくる。こういう中で、この前の公文書を偽造してですよ、それを解放同盟に送りつける。こういうようなことをやって、それで質問する私に対して、いわゆる逆に法的措置をとると、2回もやっているわけですね。

これは別に、助役がやったからという問題ではないのですよ。要は、副町長という立場、助役という立場で、その立場を利用して、この議会答弁をやっている。それが自己の不当な、そういう行為を隠ぺいするために私の質問をねじ曲げさせようとした。これはもう明確なのですね、記事録にも載っているのですから。こういうことが、いわゆる必要な政策判断、自治法的な判断、こういった点で、明らかなものとして、副町長が、権限がですよ、法律で認められたものになるのかどうかということなのです。置かなくてもいいようになるのかどうか、この辺を明確にお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 大変失礼な質問、能力がないとか、そういう質問も入っていますが……

[「能力がないとは言っていないよ」と言う人あり]

○町長（襟川幸雄君） あくまでも、これは町長が必要だと思われる人を選んで、そして議会の議決を得て決定しておるものでございまして、何ら川島議員に、これに対して言われる必要はないと、そんなふうに私は思っております。

また、置かないことはできないかということですが、これは私の判断、あるいは執行部と相談して、その判断によって置かないことはできると私は思っております。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 置かないことは、できるということではありますが、それを判断するのは町長なのだと思いますよね。それで、先ほど私がちょっと言いましたように、町長というのは、住民の皆さんが選挙をして、それで選ぶわけですから、それは法律でどうのこうのということとはできません。ところが、助役及び副町長についてはですよ、町長の気に入った人であってもできるということです、逆に言えばね。それで、気に入らない人だったらなれないということですよ。それはもう当然なことですけれども、至極当然なことがですよ、要は町長が、置かないことができるよというふうにやれるのというときに、町長の独善というか、独断で判断したことでできるのだというものではないです。

それで、議会に諮っているから、これは独断ではないのだと言うけれども、そのところが、まあこの間のいろいろな問題で、町長の仕事の曲解といいますか、町長というのは、住民の皆さんの代表ですよ。だから、町長なのです。町長が判断したことは、個人が判断したことでなくて、住民全体が判断したことになるのだということですよね。それを法律、地方自治法であるとか、そういったものに準じてやられているかどうか。このところが、証拠がなければとか、あるいは法に反していないから何でもやれるのだと、これは根本的な間違いだろうと思うのです。法に反していなければ何でもできるというけれども、今言いましたように、地方自治法というものが180度、住民の利益になるように使える場合と不利益になる場合に使えるもの、町長は、そのどちらにやるべきかとなった場合に、利益になる方に使わなければならないのですよね。私はそう思う。

それは確信しているわけですが、残念ながら、千代田町は、町長は、不利益になる方へ一生懸命になっている。それで、自分が気に入った人のところには利益になるようにする。ここが大問題だろうと思うのですが、あくまでも町長は、そういった意味で、これの問題、助役を、私は置かないというふうに考えればやるのか。今回は、助役のまた提案をしてくるということでもありますけれども、あえて今の状況の中で、この条例はできても、今後副町長を置かない、そういうことをやる考えがあるかどうかをお聞かせ願いたい。以前にも置かないことがあったわけですよ。置かない条例をつくって、助役がいなかったときがあったでしょう。不在のときがあったでしょう。これができるのではないかな。その辺の考えをお聞かせ願いたい。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

私は、千代田町の発展、福祉の増進、これが私のすべてであります。川島議員は、どういう方向で動いているかわかりませんが、私は、そういう方向で動いております。この大変な財政状況の危機におきましても、副町長は必要であるということで、皆様方のご理解をいただければ、更に発展するために副町長は必要だということであります。

それで、法律云々と言っておりますけれども、私は法律に違反しておりません。法律に違反することは、私の職の失職になりますので、そういうことは一切しませんから、そういう点はよろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第6号につきまして反対の立場から討論を行いたいと思います。

副町長を置かないことができるということと、この定数を1人にするということの違いは私も認識しておりますが、残念ながら、今の町長の答弁のように、今の助役を提案するかどうかという問題ではないのです。副町長を置くか置かないか、何人置くかという問題で議論しているのにですよ、私の方も、かなりその辺で意識的に仕掛けた部分もありますけれども、その認識がですよ、副町長というものは、どういう仕事をするのかと。それで、助役と何ら変わらないということになりますと、別に副町長を置かなくていい。先ほど質問の中で言いましたように一時不在のときもあった。これは町長が、千代田町は財政危機だというふうに言うておりますけれども、そういった中で、この副町長及び助役というものを置かない方が、千代田町の財政危機突破、財政再建には役に立つ、こういった意味で賛成できないということを申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 議案第6号 千代田町副町長の定数を定める条例につきまして、賛成の立場から討論いたします。

これは地方自治法の一部改正に伴いまして定数を定める、副町長という職をつくるということで、千代田町では定数を1とするという議題でございますので、今現在助役がおります。その助役を4月1日ですか、それより副町長という名称に変わるのでありまして、これを先ほど置かなくてもいいの

ではないかとかという討論の中にも出ておりましたけれども、置かなくてもいいとか悪いとかの方の議論の議題ではないと思います。助役という名称を副町長にするのですよ。その中で千代田町では1人を定数とするという議題でございますので、今現在おりますので、私は、この制度に賛成いたします。皆様の賛同をお願い申し上げまして討論といたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 千代田町副町長の定数を定める条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第9、議案第7号 千代田町に収入役を置かない条例を廃止する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第7号 千代田町に収入役を置かない条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正によりまして、収入役が廃止されたことに伴い、本条例を廃止するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第7号につきまして、これについても確認のため質問をさせていただきます。

千代田町に収入役を置かない条例というのできているわけでありますが、これが地方自治法の改正によって会計管理者にかわるということであるから、この条例は要らないのだということはわかるわけでありますが、そうしますと、本日から平成19年4月1日まで、これがもし可決された場合に、それまでの仕事というのは、会計管理者を選任しないで、これでは従前の例によるということはないわけですね。そうしますと、いないのだから、別に構わないと言うけれども、助役が収入役を兼務していると。この点については、どのように理解をすればよいのか、お聞かせを願いたいと思います。3月8日に提出して、決まったからといって、4月1日までは、従前の助役が収入役を兼務することなのかどうか、確認のためお聞かせ願います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

当然、今は職務代理者がおりますから、その人が、新しく会計管理者が決まるまでの間は職務を続けていきます。

以上です。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 千代田町に収入役を置かない条例を廃止する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第10、議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、監査委員制度の見直しにより、監査委員の定数が2人の場合は、条例の定数規定が削除されたこと及び助役制度、収入役制度の見直し並びに吏員制度が廃止されたことにより、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第11、議案第9号 千代田町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第9号 千代田町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方分権、三位一体の改革等、自治体の力や真価が問われる地方の時代を迎え、責任と工

夫による魅力的で個性のあるまちづくりが求められていることは、ご承知のとおりでございます。

新たな行政問題に機能的かつ柔軟に対応できる簡素で効率的な行政システムの構築とその運用を目指し、住民の健康推進のより一層の充実及び事務の迅速化を図るため、住民課と福祉課を統合し、「住民福祉課」を設置するとともに、都市基盤整備におけるより一層の連携強化を図るために、都市整備課と水道課を統合し、「建設水道課」を設置するものでございます。あわせて組織の効率化並びに事務の合理化を図るため、係の統廃合を行うものでございます。

また、現行の出納係を平成19年4月1日より施行する千代田町役場処務規則により会計課を設置するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第9号につきまして質問をしたいと思います。

これまで9課1局という形でやられてきたのを7課2局に改めるということなのですけれども、その目的が、いわゆるこの課の設置条例が行われることによって住民に対してきめ細かなサービスが行われる、向上が図れるというふうにする根拠をお聞かせ願いたい。要は、逆なことで聞きますけれども、今まで住民課と、そして福祉課と別にあったものが、これが一つになって、係が、まあそれぞれいるからいいということでありましてけれども、課長が1人いなくなった、少なくなる。こういった状況で、この千代田町にとって何のメリットがあるのか。また、建設水道課についても、これまで別の課としてやってきたものを、わざわざ統合することによって何のメリットが千代田町にあるのか。なぜこのようなことをやるのか、お聞かせを願いたい。

簡単に言いますと、聞くとところによりますと、課長が1人やめてしまうから、だから足りなくなってしまうから、課長を1人増やさないためには、その方がいいのだというような話もあるらしいですけれども、それでは余りにもひどい話ではないのですか。要は、千代田町が、何のために行政があるのだ。住民の皆さんにきめ細かいサービスを行うために税金を取って、議会を運営し、役場も運営していく、行政運営をしていく。そういう中で、ただ、課長がですよ、1人やめるから、はい、そうですかって簡単に課の設置条例まで変えていくというのは、これは住民に申し開きできない、このように私は考えます。なぜかといいますと、住民にとって、そのメリットが明確になっていない。ここは、これから答弁で明確にしてくれればいわけですけれども、私の予想では、そう簡単には明確にならないというように思っているわけでありまして、お聞かせを願いたいと思います。

そしてまた、都市計画、これは皆さん既にご承知のことでありましてけれども、住宅団地と工業団地、これをバランスのとれた都市計画を行う、こういうことで都市計画法に基づいて区画整理にしても住

宅団地にしても行われているわけであります。残念ながら、これが草ぼうぼうの都市計画、また虫食いだらけの区画整理、こういう状況が今あるわけです。そういう状況が、なぜ起こってきたか、この分析が非常に甘い。甘いどころか、先ほど言いましたように都市計画法を逆用して、わざわざ工業団地と住宅団地を隣り合わせる。これが、この千代田町の最大の欠陥なのです。住民にとって福祉の向上を図るために必要なのだと、そういう法律を逆用しているとしか私は考えられない。そういった中で、この間、水道課というものが、本年度はいわゆる赤字予算を組むようではありますが、この目的、これらは私はわからない。しかし、これが課が変わって、課長がかわったら、なぜそうやったのかわからないよみたいになってしまったら大変なことなのです。そこのところを、なぜこういう課設置条例を改正しなければならないか、その大義名分が見えてこないの、その辺を明確にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

住民課と福祉課の統廃合、これにつきましては、町民の一番の窓口として、町民が福祉課へ行っても、住民課へ行っても、今まで大変な思いで、福祉課へ行ったら、それは住民課ですよと。そういう対応をしていたのですけれども、それを1課によって、より住民サービスを強化する、そういうねらいです。都市整備課と水道課におきましても、全く同じでございます。そういうことで、係長にしっかりと対応していただいて、より住民へのサービスを強化していくというねらいでございます。

それと、住宅団地と区画整理が草ぼうぼうだとか、虫食いだらけだとか、そういう話ですけれども、そういう話は言わないでくださいよ。販売に非常に不利になる。立派なところですよ。きれいになっていますがね、あの住宅団地というもの。見たことあるのですか。あんなきれいにしてありますがね。それを何か悪いような、あんなところ買っては悪いみたいな、そういう言い方をする議員は非常に残念だと私は思います。一生懸命町を挙げて一日でも早く完売をすべく努力しているところでございますので、千代田町は財政が悪いとか、汚いとか、議会として、そういう言葉は慎んでいただきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 町民にとって、課を統合することによって、本当に住民にメリットがあるというふうに言える状況ではない。確かに町民がたらい回しに遭わないようにする、これはあれなのですけれども、これこそが言い逃れといえますか、ごまかしといえますか、要は課が一つになったからと言ったって、係へはあっちこっち行かなければならないのですよ。町長は、そこはわかっているのですか。そういった係は同じなのです。課長が1人になってしまうだけなのです。なった課長は大変ですよ。そういうことが、町長が1人で全部統合して、そういうたらい回しがあってはならないと

いうことで、町長が本来だったら率先して、そういうことをまとめていかなければならないのではないですか。それをわざわざ今度は逆に容易でなくしてしまう。

聞くとところによると、この課の設置条例でも、こういう議案が3日前ですか、出されるまで、課長会の方では検討したかどうかわからないけれども、そういった話は余りなかったような話も聞いているわけです。要は、そこなのですよ。少なくとも何で町長が、そういったものを独断で、あるいは幹部だけで決めていくか。課長会だけで、そういったものを独断でやって、これが住民にとってメリットになるのだよと、こういうふうなやり方もありますけれども、でも、それは余り民主的とは言えないというふうに私は思うのです。そこのところが、明和の議員の定数条例ではないけれども、一たん少なくしてしまえば、これを増やすのは、なかなか今度は容易ではないと思うのです。何でかと言うと、町は財政危機突破計画というのを発表するぐらいの財政危機なのだ。国が、そういうふうに行っているから、町だけの問題ではないと言っているけれども、私は、そうは思わないのですよ。要は、町長、今の町当局が、そういった一部の人、町幹部、町長、そういった人たちだけで、それがいいのだということで、議会に提案して、それをまた護送船団という形で、すべて賛成という形がとられてきたから、こういう形で都市計画法に逆らうような、都市計画法を逆用して住宅団地と工業団地をすぐそこにくっつけると、こういうようなことがまかり通っている。

しかも、今後、町長が先ほど言いましたように、悪口を言うなど、完売に不利になると。もともと売れないのではないのと言っていたのを、では、私が悪口を言っているから売れないのではないかみたいな人に責任を転嫁する、これが町長の本質ですか。こんなばかなことが堂々と通るということが、また私もこんなことが言えるということが、もう情けない話なのですよね。確かに川島が悪口を言ったから売れないよと言ったって、それは構いませんよ。しかし、それは町長自身の考え方、認識違いだというふうに言わなければならないのです。

それで、課の設置条例が、なぜそういったことがですよ、まあ一部の、町長、助役、教育長ですか、この人たちだけの頭の中だけで、それで決められたのではないかという、私は逆に思っているわけですが、そんなことはないのだと言えるのかどうか。ちゃんと住民に納得のいく説明ができるのかどうか。議会制民主主義の根本は、住民に対してコンセンサスを得ていく、理解と納得の上に行政を行っていく、限られた財源で行っていくというのが、これが町長の最大の任務なのです。この辺が、すべて何か自分の都合のいいようにやっていってしまっている。そのようにしか私はとれないのですが、あくまでも私に対して、そのような悪口を言うな、財政が容易でないのだ、売れないのだと言うなみたいな。それでは、町長、だれがこういうことをつくったのですか、なってしまったのですか。あくまでも国の責任だけなのかどうか、そのように考えているのかどうか、お聞かせを願いたい。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えをいたします。

財政危機ではなくて、財政危機突破戦略と言うのです。財政危機になってはしようがないから、今から皆さんでならないようにしましようということ。何か最後まで読んでなくて、それだけしか読んでないみたいなことを言っていますが、そうではないのです。川島議員、議員30年もやっている大ベテランですが、そのベテランの言っている話が、30年前とちっとも変わっていないということは、町の発展に足を引っ張っているような感じがします。私の考えですよ。今効率化、グループ制だとか言います。そういうものが盛んにあちこちの行政で進めておりますが、しっかりした課長によって係長が進んで勉強して対応していくと、そういう新しい時代が今は構築されていると。そういう中において千代田町もグループ制まではいかないとしても、若干そういう方向でスリム化にして、町民へのサービスを最大限向上させていくということが大きなねらいでございまして、そういう面もよろしくご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 3回目ですから、簡単に言ひますが、それでは財政危機ではないという状況で、突破計画をつくる。こういうのは、どうひう考えなのですか。財政危機にならないように突破計画をつくると。そこが町長の本姓かと思ひますけれども、要は何のために危機突破をするかというひ、財政再建、これをやるかというひ、住民サービスを向上させるために同じ税額で、税金で、それで福祉を向上させると。ところが、千代田町の財政危機突破計画というひは、町長が言ひているように、住民の福祉向上を切り捨てて、エンゼル費を切ったり、お年寄りの祝金を切ったり、少なくしたり、こういったことがやられて、更に都市計画税まで取られる。これは、そうなってくると、確かに取ってしまえば、それは財政危機ではないと。今まで残ったものを取るのですから、あるひは出していたものを出さなくする。これでは本当にあべこべなのですよ。それをあえて住民福祉の向上のためにやるのだというふうひに強弁できる。ここは残念ながら、私がこうひうふうひに言ひば、そうひうことが町の発展に足を引っ張るみたいなね。自分の言ひうことを聞かないのは、すべて足を引っ張る、こうひうふうひに言ひうところに問題があるわけですね。

それで、課の設置条例を変えて、何が住民にとって利益があるのか。ここが、町長が思っただけで、私は向上させるのだ、させるのだというふうひに言ひているけれども、実際には、それが低下につながっていくのではないか、サービスが低下していくのではないか。そうひう心配を私はしているひ、あくまでも予想はできますけれども、それでも襟川町長がそう思っただけだから、それであれなのだ、川島が余計なことを言ひているのだというひことであれば、それでもいいですけども、あえてもう一度、住民の福祉の向上、これが明確に明らかになるようひにお聞かせを願ひたい、課の設置条例によつてね。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 課の設置条例につきましては、先ほども申し上げましたとおり、住民サービ

スの向上でございます。何か福祉が低下して税金を取るとかなんとかとっておりますけれども、千代田町は、昨年は議会の議決を得て小学校卒業までの医療費無料化もいたしました。3人目の出生の祝金が、今までのデータをとりますと非常に少ないと。それだったら、そういう医療の方へ力を入れた方が、全体の人が助かるということで、私は、その方向でやっております。都市計画税につきましても、他の都市計画税と一緒に設置したところは30年も前から取っているのです。千代田町は、取らなくても何とか財政で賄ってやっていこうということで進めてきたのですけれども、国からの補助金も減額しておりますし、そういう時期で、これから取って、そういう整備も進めていかなければならないということなのです。取るのは何でも反対でしょうけれども、やっぱり町民の負担も若干考えて、町の発展のためには必要だと、そういう判断のもとから町民にも協力をいただくということでございます。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 議案につきましては、課の設置条例でございますが、質問の内容がどうも財政の問題になってきているようでございますので、一言答弁させていただきます。

自主自立で千代田町を運営していくためには、その根幹となる計画が必要だと。そういう観点から財政危機突破計画をつくりまして、行財政運営を実施しているわけでございます。この財政危機突破計画につきましては、千代田町が財政危機だというわけではございません。千代田町は健全財政でございます。しかしながら、国が財政危機の状況にある中で、果たして千代田町がずっと健全でいられるかというのが一番のテーマでございます。もちろん人件費の削減とか、あるいは物件費の削減、補助費の削減、いろいろな方法がございしますが、結論から言いますと、やはり焼け石に水みたいなところがございします。この財政危機突破計画の一番の功績と申しますか、一番のポイントは工事費なのです。

それで、この計画によりまして、昭和63年から平成8年まで、千代田町においては10億円以上の工事費を毎年使っていました。平成9年から7億円、あるいは6億円、5億円となってきました。平成15年、平成16年で4億円台、そして財政危機突破計画をつくった平成17年で初めて1億円台になりました。平成18年、そして今回提案いたします新年度予算につきましても普通建設事業費は1億円台であります。つまり、平成初期のころから比べますと10%程度になったと。それはインフラ整備が充実したから、そんなに大きなものはつくらなくていいかと。そういうことで、現在ソフト事業を中心に行政運営を行っているということでございます。ですから、財政危機ではないと。ただ、あくまで、そういう危機感は持っていただいた方がいいということで、かなりきついネーミングになってしまいましたが、財政危機ではないということは、十分ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第9号 千代田町課設置条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論を行いたいと思います。

質問の中で言いましたように、あえて言わせていただければ、住民課と福祉課が統合することによって何ら住民にとって利益がないというふうに私は考えます。確信します。更に、財政問題につきましても、予算の段階でも明らかにしますけれども、簡単に言いますと、要は、そういった財政危機感を持って、それで財政危機にならないようにしろということですよ、住民に増税路線を進めるというのが、根本的な間違いだということを申し上げて、反対討論とするものであります。

○議長（小沢惣一君） 4番、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） 議案第9号 千代田町課設置条例の一部を改正する条例について、私は賛成の立場から討論します。

町民の立場で役場へ行って、ずっと見ると、看板が何々課と一瞬戸惑うのですね、私でも戸惑います。それが課が少なくなると、簡単にそこへ行けると、スリム化になることは大変いいことだと思います。それは一つの住民福祉の向上だと思いますので、賛成をいたしたいと思います。皆様のご賛同をお願いします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 千代田町課設置条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

10時40分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時24分）

再 開 （午前10時40分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第12、議案第10号 千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第10号 千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、職員の勤務時間中における休憩時間の変更及び休息時間の廃止でございます。また、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務における対象者の範囲の拡大及び規定の字句の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） それでは、議案第10号 千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

お手元に新旧対照表が行っているかと思えますけれども、一緒にご覧いただきながら、説明させていただきます。

まず、第6条第1項につきましては、現行における1日の勤務時間が6時間を超える場合の休憩時間を45分、そして8時間を超える場合は1時間の休憩時間を置かなければならないと現行があるものですが、改正によりまして、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、勤務時間の途中で少なくとも1時間の休憩時間を置かなければならないとする改正でございます。

それと、第6条第2項ですけれども、これにつきましては、休憩時間の一斉付与の例外でございます。職員からの申し出により、公務の運営に支障がないと認めるときは、休憩時間を短縮することができるというものでございます。これにつきましては、現行ではなかったものですが、新しく規定の追加でございます。そして、ここで第2項で言う職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすというような文言があるわけでございますが、これにつきましては、小学校の始期に達するまでの子のある職員、それと小学校に修学している子のある職員が、その子供を送迎するために住居以外の場所に赴く場合、あるいは日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員が、要介護者を介護する場合等が規則の方で規定されます。

次に、第7条につきましては、勤務時間の途中で休息時間を置くものとする規定を削除するもので

ございます。

次に、第8条の2の関係でございますが、これにつきましては、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務に関する規定でございまして、現行では小学校へ入学するまでの子のある職員ということでございますけれども、先ほど提案理由にございましたように、対象者を小学校に入学している子まで拡大するものでございます。

また、あわせて字句の整理を行うものでございます。

附則で、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございますが、第6条及び第7条の改正規定につきましては、平成19年4月1日から施行するものでございます。

それと、経過措置でございますけれども、第2項で、これは直接現行では関係ないわけでございますけれども、交代制勤務職員の絡みに係る規定でございます。

以上で詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第13、議案第11号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第11号 千代田町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、町長・副町長・教育長及び議会議員並びに一般職に属する常勤の職員が兼ねる特別職の報酬について、重複報酬禁止規定の整備を行うものでございます。

また、別表中「人権教育推進委員」の下段に「母子保健推進員」を追加するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 千代田町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第14、議案第12号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第12号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成18年度人事院勧告に基づきまして、扶養手当について改正するものであります。現行では、2人までそれぞれ6,000円、3人目からは5,000円となっておりますが、1人につき6,000円と

改めるものであります。

また、管理職手当について、現行では給料月額によって支給額に差異が生じておりますが、職員の属する職務に応じて支給する額を定額とするものであります。

また、附則では、病気等で一定の期間、引き続き勤務しないときにおける給料の半額を減ずる規定の追加でございます。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 議案第12号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

これにつきましても、お手元に千代田町職員の給与に関する条例新旧対照表がお手元にあると思えますけれども、一緒に見ながらお願いしたいと思えます。

まず、第7条第3項につきましては、扶養親族の子及び父母等に係る扶養手当の改正でございまして、先ほど提案理由で述べましたとおり、現行では2人まで6,000円、その他の扶養親族については1人につき5,000円となっておりますが、扶養親族1人につき6,000円と改めるものでございます。

次に、第16条の2、管理職手当の改正でございまして、現行では、本町におきましては課長職、課長補佐職、係長職にそれぞれ給料月額の14%、12%、11%を支給しているわけでございますが、改正によりまして、それぞれの職務において定額制に移行するものでございます。

なお、給料月額の25%を超えてはならないという規定でございます。

次に、附則の第6項でございまして、職員が負傷及び疾病に係る療養のため、病気休暇等によりまして90日を超えて引き続き勤務しないときにおける、その期間経過後についての給料を減額するという規定でございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、平成19年4月1日から施行するものでございます。また、第2条におきましては、定額後の管理職手当が、平成19年3月31日に受けていた管理職手当に達しない場合は、平成23年3月31日まで段階的に経過措置を行う規定でございます。

以上で詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第15、議案第13号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第13号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成18年度地方税法等の改正に伴い、千代田町国民健康保険税条例につきまして、所要の改正を行う必要が生じたので、提案するものでございます。

主な改正内容につきましては、税額算出の基礎となる譲渡所得関係の定義について、地方税法附則が改正されたことに伴う規定の整備でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第16、議案第14号 千代田町特殊児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第14号 千代田町特殊児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、学校教育法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布され、平成19年4月1日から施行されることとなりました。

主な内容といたしましては、障害のある児童生徒等の教育の充実を図るため、児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うことができるよう、盲学校、聾学校及び養護学校等の呼称を廃止し、特別支援学校に統一するものでございます。

これに伴いまして、千代田町特殊児童生徒就学援助条例の「特殊学校」を「特別支援学校」等に、関連いたします語句を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号 千代田町特殊児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第17、議案第15号 千代田町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第15号 千代田町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、町立幼稚園の保育料を現在の月額「5,200円」から「5,400円」に改正をお願いするものであります。

改正に当たりましては、保護者の急激な負担を避けながら、受益者負担の適正化を図るために、5年間にわたり毎年200円ずつ改正をお願いするものです。

平成19年度は2年目になりますが、財政危機突破計画に基づくものでございますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 千代田町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第18、議案第16号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第16号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、福祉医療費の支給対象者のうち児童について、現行の小学校卒業までから中学生の入院にまで拡大することに伴う改正でございます。

少子化対策といたしまして、平成18年度に「未就学児まで」から「小学校卒業まで」に支給対象者を引き上げたのに引き続き、平成19年度は更に対象を「中学生の入院」にまで引き上げ、子育ての環境を整備するものです。

改正のもう一点は、「結核予防法」が廃止され、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合されることに伴い、条例中の根拠法令を訂正するものでございます。

なお、この規約は、平成19年4月1日から施行されるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[「なし」と言う人あり]]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[[「なし」と言う人あり]]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第19、議案第17号 千代田町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第17号 千代田町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、総合福祉センター内にある福祉作業所の機能を障害者自立支援法で義務づけられた地域活動支援センターとするものであります。

詳細につきましては、福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 議案第17号 千代田町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の新旧対照表によりまして説明をさせていただきます。

障害者自立支援法の施行に伴いまして、地域支援事業を行うことが町に義務づけられました。この地域支援事業ですが、一つ目が相談支援事業、二つ目がコミュニケーション支援、日常生活用具給付等事業、三つ目が移動支援事業、四つ目が地域活動支援センターその他の厚生省令で定める施設に合わせ、創作的活動、生産活動の機会の供与、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業となっております。

そこで、第4条第3項は、福祉作業所の事業内容を規定しておりますが、改正案のとおり、福祉作業所を地域活動支援センターといたしまして、日常生活指導訓練及び職業指導訓練、創作活動や家内工業的な授産訓練と独立自活に必要な訓練、社会との交流その他障害者の福祉の向上に必要な事業を行えるようにするものであります。

次に、第8条第3号では、利用者の範囲を定めているものでございまして、現在15歳以上の知的障害者及び身体障害者となっておりますが、今回の障害者自立支援法で3障害が一つの同じようなサービス提供ということになりましたので、知的、身体、精神の3障害者（児）が利用できるように改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成19年3月31日から施行するということでございますので、ご理解をいただきたくお願い申し上げます。詳細説明とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第17号 千代田町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

○議案第18号、議案第19号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） お諮りいたします。

この際、日程第20、議案第18号及び日程第21、議案第19号について、関連がございますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第20、議案第18号 千代田町農業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例について、日程第21、議案第19号 千代田町総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 議案第18号 千代田町農業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例、議案第19号 千代田町総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例について関連性がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成18年度から新規に立ち上がりました「集落営農組織」にまで融資制度の枠を広げるため、「群馬県の農業金融制度」が改正されたことを受けまして、所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、議案第18号及び議案第19号の案件について、一件ずつ処理いたします。

まず、議案第18号 千代田町農業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第18号 千代田町農業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

次に、議案第19号 千代田町総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第19号につきまして、幾つか質問させていただきます。

「農業者」を「農業者等」に改めるということについては何ら問題はないと思いますが、別表の第4条、第5条、第6条関係について、いわゆる県要綱上資金名とか、そういった形で集落営農組織支援資金、それから認定農業者育成資金、また経営支援資金ということで、それぞれ別表を改めるということではありますが、もとはどういうものであったのかどうかと。そして、それがどうして変わるのか、明確にお聞かせを願いたいと思います。といいますのは、今千代田町で聞くところによりますと、いわゆる認定農業者、これが38ぐらいということではありますが、そういった中で国の施策が、いわゆる認定農業者に対しての援助といいますか、これはあるというふうに聞いておりますが、そのほかのところを切り捨てるといものが明らかになっていると私は聞いておりますが、そういった中で、この改正が、そういった認定農業者以外の農家を切り捨てていくという、これに関連しているのかどうか、この辺を明確にご答弁を願いたい。

そして、この対象者ですね、今千代田町の総体的な農業者等というのは何世帯であるか。そして、

認定農業者は何人であるか、このような数もお聞かせを願いたい。要は、国の食糧自給率を高めるために、この施策が、千代田町の農業をこれから守っていくことになるのか、破壊していくことになるのか、その辺の重要な課題、変わり目でないかと。これまでは一応農家を守るために仕方なく国の施策に協力してきたと、こういうようなことを言っているわけでありませうけれども、この辺が、仕方がないかがわからない。今後こういった形が、意識的に認定農家だけ育成し、ほかはほうっておく、あるいは破壊をしていく、切り捨てる、こういう方向がわかっているのかどうか、この辺のところをお聞かせ願いたいと思います。数等そういった方向性も含めてご答弁願います。

○議長（小沢惣一君） 経済課長、林節君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（林 節君） ただいまの川島議員のご質問でございますが、今回の制度改正につきましては、先ほど説明申し上げましたように集落営農にまで融資枠の拡大を広げるというものでございます。

それから、認定農業者に関しましては、先ほど申されましたように現在38名の方がいらっしゃるわけでございます。支援の方向といたしまして、国の政策等を含めまして、集落営農、それから認定農業者の方向に現在のところ融資枠等が拡大されているような状況でございます。

それから、これらの制度を活用いたしまして、農家に対する支援ということを行っていくわけでございますけれども、農業に関しましては、一定の規模を持つ農家、中核農家といえますか、担い手農家が対象となっているものでございます。

それから、先ほどの資料の方をご覧いただきたいと思います。対象につきまして、集落営農組織支援資金というものが新たに加わっております。それから、認定農業者育成資金、これに関しましては経営基盤安定強化資金、それから認定農業者向けの資金ということで、農業近代化資金がございます。更に、これに加えまして、追加資金といたしまして、中段にございますように農業経営基盤強化資金でございますが、これは追加資金、上乘せ資金というふうに規定されておるものでございます。本制度の改正につきましては、以上のような状況でございますので、よろしく願いたいと思います。

[何事か言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時23分）

再 開 （午前11時28分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

答弁を引き続きお願いいたします。

経済課長、林節君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（林 節君） それでは、引き続き申し上げます。

農家戸数につきましては、総戸数を申し上げますと836戸ございます。この中には自給的農家、要するに自家消費だけのものをつくっている農家も含まれております。大体2ヘクタール以上が中核農家ということでございますけれども、これは昨年末の状況でございますけれども、81戸という状況にあります。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） なぜわざわざ総数を聞いたかといいますと、千代田町の農業を支えているのが、要は中核農家、あるいは認定農業者だけではないと。このところが、これまで千代田町の農業を守るためにどのようなことをやってきたかということで、私も質問をしたわけでありまして、いわゆる農家経営を守るためには国の施策に従わなければならないと、そういった形でやられてきたわけです。それに追隨してきた結果、今38名、あるいは80名、両方入れていいですよ、中核農家の80戸、約1割です、機械的な計算をやって。1割の人で千代田町の農業を発展させようという、そこへ金をかけて、これを拡大するのだからいいのだというふうな考え方もあろうかと思いますが、逆に9割の人が切り捨てられるのではないですか。このところを私は知りたいわけです。要は、だから町長がですよ、千代田町が、この9割の人を切り捨てて、それで自給率の向上を図ろうということで考えているのかどうか、そのところを聞きたいわけでありまして。要は、そういったところは切り捨てていないのだということであれば、今回のこの改正によって、そういった9割の人たちの生産意欲をわかせる、この施策は何なのか、これを聞かせていただきたい。

それでまた、認定農家、あるいは中核農家か、この辺私も詳しくはわかりませんが、要は、こういう人たちに新たな補助をするにしても、これまでつくったことのない作物には補助しないと、こういうことではないのですか。これは間違っているということであれば反論をお願いしたい。そういった意味で千代田町が、本当に自給率の向上を図るためにやっているのかどうか。そしてですよ、先ほど町長は、私が住民の福祉向上に足を引っ張っているというようなことを言いましたけれども、まさにここが、1割の人を中心にして、9割の人を切り捨てる、こういうやり方が堂々と通ることになったら大変なことになるのですよ。ここのところが、わかってやっているのか、わからなくてやっているのかということですけども、私はわかっていて千代田町の農業衰退をさせていると、町長はね。まさに町長こそが千代田町の経済を衰退させる、その推進役になっているのではないか、この辺をお聞かせ願いたい。

○議長（小沢惣一君） 経済課長、林節君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（林 節君） 川島議員の質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました数字に関しましては、あくまでも総合農業の推進資金の融通措置の問題でございまして、この対象が、これだけということでございます。近代化資金に関しては、また別でございまして、これは中核農家、あるいは担い手農家を育てていくための上乗せ資金ということで、ご理

解をいただきたいと思います。転作に関しましても、国、県の補助ももちろんいただいておりますけれども、町の単独予算も投入しておりますので、転作に協力いただいた方につきましては、十分とは言えないかもしれませんが、予算措置の方もさせていただいております。そのような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 転作に協力した人には補助金を出す。こういうことで、新たに認定農業者に対する融資拡大、あるいは中核農家、こういった形で、そこを中心に援助していくということだろうと思うのです。それは違うのかどうか。私がさっき言ったのは、数が1割か、2割になるかわからないけれども、要は、全国的には2割ぐらいが認定農家で8割の人が切り捨てられる、そういうふうに言われている。千代田町は、今の計算でいくと1割ですよ、中核農家も合わせて。そうなるのと、本当にそれがわかっていて、今答弁しているように、転作に協力した人には補助しているのだから、ご理解を願いたいと言っても、私のご理解できないのですよね。なぜかという、そういう状況で、どんどん、どんどん農業の衰退をやっていく。そこが、千代田町が何のためにあるのかということです。農業を国の基幹産業としてやっているかどうかとなってくると、国の方のことだからわからないと言うかもしれませんが、要は、その国の施策ですよ、農業政策という一つの施策が、本当に農家のためになっているのか。千代田町の農家が、本当に生産意欲がわくような、そういう施策になっているのか。あなたがもし農家の方だったら、認定農家でも、中核農家でも、それに入らない農家であったとしてもいいですが、今こういう方向で進められていった場合に、町長、自分がやったとして生産意欲はわくと思いますか、お聞かせ願います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えをいたします。

新しく認定農業者、あるいは営農集団を設置した、その理由をまずお話ししたいと思います。今現在の農業に就農している方々の年齢を見ますと非常に高齢者です。加えて跡取りがいないというような状況でございまして、放置しておくと荒れ地になってしまう。そういうことのないようにということで、やれなくなった人も営農集団に入って、その農地を耕作しようではないかと、そういうねらいなのです。だから、切り捨てるとかなんとかではなくて、そういうふうにしなないと、これからの農業はやっていけないよと。そういうふうに千代田町でも今度新しく農業認定者、あるいは営農集団ですか、設置を見ましても、ほとんどの方が60歳以上、あるいは70歳以上の人で組織されていると。若い人はほとんど勤めに行ってしまう。そういう状況では、この農地は管理し切れなくなっていく。そういうことで、農地を守るという観点からは、そういう施策をとっていかなければならないということで、国では進めております。町も、そのとおりだと、そういうふうに思っておりますので、支援はもちろん、ほかの融資制度と同じように制度融資は実施していくというような方向で、国、あ

るいは県が求めているものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

[何事か言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 経済課長、何かつけ足すことはありますか。ないようでしたら終わりにします。

[何事か言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

[何事か言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 慣例によりまして3回までということですので、ご理解願いたいと思います。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第19号につきまして、原案どおり決することに反対の立場から討論を行いたいと思います。

千代田町の総合農政、こういった形で進めていく場合に、確かにその枠拡大をするということが、千代田町農業の発展につながるということはわかるわけでありましてけれども、その一方で、今質問しましたように、その8割から9割の人の営農意欲と申しますか、これを阻害する、この役割を今町が果たそうとしていることには間違いない。町長が、年齢が高く、跡取りがいない。だから、切り捨てではないけれども、若い人は勤めに行っている。だから、こういったところを新たに育成するのだと言いますが、実際には、先ほどの中で反論はなかったのですけれども、要は、認定農家になっても、これまでつくっていた作物でなければ、その認定農家に対しての補助しないと、そういうことを言われているのです。だから、この辺が事実かどうか、私の方もまだ確認はしておりませんが、反論がなかったところを見ますと、そういったことをわかっていてやっているのではないかと。

そうなってくると、枠拡大したと言うけれども、実際には、今の千代田町の農業を進めるために、その新たな作物をつくるという努力も、これはできなくなるのではないかと、意欲がわかなくなる、そういうことになると申します。では、逆に千代田町は、新たな作物をつくれと言ったって、ほかはできないのだよということで、逃げ切れるかもしれませんよね。でも、それが千代田町の農業を衰退させる、そういう考えが今蔓延していると。都合の悪いことは言わずに都合のいいことだけ言う。それは、それでいいかもしれないのですよ。しかし、総体的に見て、どちらになるかということです。千代田町の農業を衰退させる方向に向かっていると、私はそう判断するものであり、これは原案どおり

決することには賛成できないということを申し上げるものであります。

○議長（小沢惣一君） 4番、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） 本案は、まず初めに字句の修正ですよね。農業をどうするかというような議題ではありません。「農業者」を「農業者等」に改めるということだけの議案であります。川島議員が農業に対していろいろ心配してくれて、私も農業者ですので、ありがたい話なのですけれども、農業というのは本当に複雑なものでありまして、今まで国が一生懸命施策でやってきたのだけれども、なかなか一本立ちできない。まだ補助金をつがなければいけないという、そういう難しい問題なのです。ですから、これはそういうところで論議して、これは字句の改正なのですから、そこだけの論議にさせていただきたいと思います。賛成をお願いします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第19号 千代田町総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第22、議案第20号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第20号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、小口資金を含めた制度融資について、平成15年度から平成18年度まで借りかえ制度を実施しておりますが、平成19年度につきましても景気情勢や国における保証制度の動向を考慮し、借りかえ制度を継続することとなったため、本町におきましても所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第20号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第23、議案第21号 千代田町都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第21号 千代田町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町課設置条例の一部を改正する条例が可決されましたのを受けまして、本条例の第8条中「都市整備課」を「建設水道課」に改めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第21号につきまして、これも確認のため質問をさせていただきます。

先ほどの議案で、ただ単に条例を変えるだけで、総合的な農業をどうするかという問題とは別だということでは言われたわけでありましてけれども、今度もそれと同じようになるとは思いますが、千代田町都市計画審議会関連質問として、これは何をやるどころなのか、お聞かせを願いたい。先ほどの議案の中で、いわゆる都市計画法に基づいて住宅団地、あるいは区画整理、こういったものが行われているわけでありまして。だから、都市計画道路と。そういった中で、その都市計画審議会がどのような役割を果たしてきたか、ここが重要なところであります。そして、それが今回の条例改正で「都市整備課」を「建設水道課」に改めることによって、いわゆる具体的にどのような変わりが出てくるのか。都市計画法そのものは、いわゆるバランスのとれた都市計画を進める。都市計画審議会が、それをやらなければならないはずであります。残念ながら千代田町は、この都市計画審議会が住宅団地造成を、千代田町の議会では議決していないで、この都市計画法に基づく西邑楽都市開発公社の予算によってやったから、千代田町の借金ではないのだと、このように言っているわけです。

それで、確かに西邑楽都市開発公社の借金であるから、千代田町ではないと言うけれども、前々から言っておりますように、千代田町は債務保証をしている……

〔「議題とは違うぞ」と言う人あり〕

○15番（川島悦男君）　　こういうことであります。債務保証は、そういった形で都市計画審議会、こういったところでやられてきたのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

それから、都市計画法では、バランスのとれた都市計画を行うという中で、先ほど虫食いの区画整理、あるいは草ぼうぼうの住宅団地、こういったことでは、かなり頭にきたようではありますけれども、要は、そういったことが公の中で堂々とそれを行ってきている、こういう状況が、あえて千代田町の議会が、当然のように進めていけば、これは最終的には財政危機、これが危機であるかどうかという問題も出てくると思いますけれども、今の状態が危機であるかどうかということについて、私は、これが危機のもとになるということは考えております。だから、それをならないようにするため、住民に増税をするということになったら、本当に本末転倒だということをお話しなければならないので、この間の都市計画審議会の役割と、それからバランスのとれた施策を、都市計画法ということで住宅団地と工業団地、離してつくるようにというのが間違いなのかどうか。法律上、そのように都市計画法では言っているのではないかとこのことを質問したいと思っております。これが違うというのであれば反論を願いたいと思っております。

○議長（小沢惣一君）　　総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君）　　議案第21号につきましては、都市計画審議会の庶務をつかさどる課を「都市整備課」から「建設水道課」に改めるというような内容でございますので、この議案の案件にご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君）　　15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君）　　ですから、ご理解ができないから質問しているのです。だから、要は、ただ

変えるだけではないのですよ。だというふうに私は思っているのですが、それが、では、どう違うかと、私がそう思っているのは、なぜ違うのだということを言っているわけですよ。だから、ちゃんと反論してもらいたいわけですよ、まともに。だから、そこのところを明確に、都市計画審議会がどういう役割を果たしているのだと、そういう中で課の設置条例が変わることによって、では、どういふふうに変わってくるのだと。これを私はちゃんと理解しなくてはならないので、ただ、理解しろと言っても、理解できないのだということを申し上げたい。従って、先ほど聞いたことをもう一度ご説明願います。

○議長（小沢惣一君） 都市整備課長、野村耕一郎君。

○都市整備課長（野村耕一郎君） それでは、川島議員の質問にお答えをしたいと思います。

質問の趣旨は、町都市計画審議会は何をやるのかというふうな最初の質問でございました。条例は、今ここにございまして、所掌事務ということで、2条ございまして、本町が定める都市計画に関するということで、線引きの見直し、用途地域の変更、これらのことを1番の方で審議していくものと、このような形で考えております。それと、2番目です。都市計画について、本町が提出する意見に関するのと、これが2番目でございます。そして、3番として、その他町長が都市計画上、必要と認める事項に関するのと、この3点が第2条で、所掌事務ということで、言われているものでございます。

議員質問の趣旨の、多分ふれあいタウン、千代田の住宅の方の線引き関係かなという形で今は聞いておったのですが、用途の変更の関係につきましては、今後都市計画審議会を開きまして審議をされるものと、このような形で考えております。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 町長が必要と認めることについて審議をするということだろうと思うのです。問題は、町長が必要とすることについて、それを審議していくということが明らかなのですが、そこが例えば今度のみどりの風の建設の中で、やはり都市計画法によって、そういう特養施設とかというのはできるけれども、実際には、その場所が優良農地、青地という形でなっていたのを、それぞれを吏員というか、職員、まあ課長ですかね、それが単独で、ほかにかわるべき土地があったかどうかという問題について、その吏員だけが判断したというふうに私は聞いておりますが、それでは、その辺のところ、町長が必要があって、何年何月にこういう審議がされたか、みどりの風については、そこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 都市整備課長、野村耕一郎君。

○都市整備課長（野村耕一郎君） ただいまの質問についてはお答えできません。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第21号につきまして、原案のとおり決することに賛成できないということをお願いいたします。

都市計画審議会によって千代田町の都市計画が、バランスのとれた都市計画ができるという意味からすると、残念ながら今の答弁でもおわかりのように、いわゆる答弁拒否、更には本来なぜ議会で条例の改廃をするかというのは、住民にとってそれが利益になるかどうかということですよ。それと同時に、その住民の皆さんに理解と納得を得る、これらのために議会を行っているわけです。ですから、賛成も反対も何でもいいからおれの言うことを聞かなければだめだみたいな、そういう形で足を引っ張るとか、そういった形で都市計画を進めている。そういう中で課の設置条例も、こういう形でどんどん都合のいいように変えていくと。これに対しては、私は賛成できないということをお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第21号 千代田町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午後 零時00分）

再 開 （午後 1時03分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第24、議案第22号 千代田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第22号 千代田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、道路法施行令の改正に伴い、第4条第1号中の「占用料を徴収しない国の事業」を定めた第19条の条の繰り上げ及び別表中の「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の項中の字句を整理し、公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第22号 千代田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第25、議案第23号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第23号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第5号）について、提

案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,486万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億8,929万5,000円とするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入では、現時点で予想できるあらゆるデータを検討いたしまして、見込める限り最大限の歳入予想をいたしました結果、町税及び地方譲与税、地方交付税を初めとする各種交付金で予算補正を行うものであります。

また、分担金及び負担金では、東西保育園の保育料を追加するとともに、国庫支出金では後期高齢者医療制度創設準備のための補助金が新たに追加となっております。

歳出につきましては、年度末ということでもございますので、人件費や物件費、工事請負費など、不用となる経費につきましては減額補正させていただきました。

一方、追加となる経費につきましては、歳入の国庫補助をいただきました後期高齢者医療制度の関係で、医療システムの電算委託料が大きく追加となっております。

また、福祉医療費扶助並びに国民健康保険への一般会計繰出金につきましても、医療費自体が伸びていること、更に保険料や補助金が減少していることから、大幅な追加補正をするものであります。

なお、歳入と歳出の差から生じる剰余金につきましては、財政調整基金、公共施設建設基金及び地域福祉基金にそれぞれ積み立てるとともに、予備費に若干の追加をいたしまして、収支の均衡を図りました。

詳細につきましては、企画財政課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 議案第23号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第5号）につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。まず第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から説明があったとおりでございます。

次に、第2条、繰越明許費につきましては、8ページの第2表、繰越明許費をご覧いただきたいと思います。3款民生費、1項社会福祉費の後期高齢者対策事業1,270万4,000円を翌年度に繰越明許いたします。これは後期高齢者医療システム関係の電算委託料について年度内に終了できないため、翌年度に繰り越して処理するものであります。

次に、歳入歳出補正の主なものにつきまして事項別明細書によりご説明いたします。12ページ、13ページをお開き願います。まず、歳入でございます。1款町税、1項町民税、1目個人分でございますが、現年課税分を500万円追加いたします。また、2目法人分につきましては、景気が順調に拡大していることから5,000万円を追加いたします。以下、固定資産税、軽自動車税、都市計画税をそれぞれ追加いたしますが、町たばこ税につきましては100万円減額とさせていただきます。

ページをめくっていただきたいと思います。14ページ、15ページをご覧ください。2款地方譲与税、1項1目所得譲与税につきましては200万円の追加となります。2項1目自動車重量譲与税は400万円の追加、3款1項1目利子割交付金は550万円の減額となります。

4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、若干の追加となります。

ページをめくっていただきたいと思います。16ページ、17ページをご覧ください。6款地方消費税交付金には1,200万円、7款自動車取得税交付金には400万円を追加いたします。

次に、9款地方交付税でございます。まず、普通地方交付税には調整率ということで、国において留保する財源がございます。景気がよく、税収が好調な場合に交付されるものでございますが、昨年に引き続き平成18年度は530万5,000円が追加交付となりました。一方、特別交付税につきましては、昨年度は1億3,422万2,000円の交付となっておりますが、本年度は大幅な減額が予想されるため、当初予算よりも1,500万円のマイナス補正といたしました。

次に、11款分担金及び負担金でございますが、民生費負担金の中の東西保育園の保育料を519万2,000円追加いたします。これは園児数の増加等によるものでございます。

20ページ、21ページをご覧ください。13款国庫支出金の1項国庫負担金であります。8節障害者自立支援負担金を733万2,000円減額いたしました。主に介護給付負担金について利用者が少なかったための大幅な減となっております。

次に、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金に後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金611万4,000円を追加いたします。

22ページ、23ページをご覧ください。14款県支出金の1項県負担金では、7節障害者自立支援負担金を366万6,000円減額いたします。

2項県補助金では、2節福祉医療費補助金を146万9,000円追加いたします。

ページをめくっていただきたいと思います。24ページ、25ページをご覧ください。15款財産収入、2項財産売払収入では、土地建物売払収入360万円を追加いたしました。

ページをめくっていただきたいと思います。26ページ、27ページをご覧ください。19款諸収入、3項貸付金元利収入の労働環境整備資金預託金回収金につきましては、預託実績がございませんでしたので、減額補正といたしました。

4項雑入、2目雑入の中のオータムジャンボ宝くじ市町村交付金につきましては、交付額が決定しましたので、追加補正するものでございます。また、その下の介護予防支援事業収入につきましては、予想よりも実績が少なかったことによる減額補正であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。歳出全般で申し上げますと、年度末ということで、不用となる経費及び不用となった経費につきましては、極力削減をするという方針のもとに各課、局とも対応してございます。よって、減額補正の詳細につきましては、省略させていただきます。

それでは、歳出の中で追加補正をいたしました主なものにつきましてご説明申し上げます。ページをめ

くっていただきたいと思います。34ページ、35ページをご覧ください。初めに、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の右側、説明欄、一番下の基金積立金でございますが、歳入増と歳出減から生じた剰余金につきまして、財政調整基金に4,000万円、公共施設建設基金に6,000万円、地域福祉基金に1,000万円を積み立てるものであります。

大きくページをめくっていただきたいと思います。42、43ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に国民健康保険特別会計への繰出金を5,020万3,000円追加いたします。特に一般会計繰り出し分としまして5,000万円を追加いたします。国保税につきましては、平成17年に値上げを行いましたが、医療費が増えているものの、なかなか国保税が伸びない中、国からの補助も減額されているため、事業運営が非常に困難な状況になっております。今回は、赤字決算のおそれがあるため、やむなく一般会計から5,000万円という大幅な繰り出しを行うものであります。

大きくページをめくっていただきたいと思います。46ページ、47ページになります。3目高齢者福祉費であります。説明欄の一番下に後期高齢者対策事業としまして、電算業務委託料を1,270万4,000円追加いたしますが、これは後期高齢者の広域連合が発足したことにより、医療電算システムの回収を行うものであります。年度内の処理が難しいため、繰越明許を行い、翌年度で対応するものであります。また、4目医療福祉費は、高齢者に係る医療費が多いため、600万円を追加いたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、学童保育に係る委託料を追加いたします。

大きくページをめくっていただきたいと思います。82ページ、83ページになります。12款公債費、1項公債費、1目元金に155万6,000円を追加いたします。これは住宅新築資金償還金の一括償還がありましたので、その分を追加するものであります。

84ページ、85ページをご覧ください。最後に、予備費に207万9,000円を追加しまして、収支の均衡を図るものでございます。

なお、末尾には給与費明細書がつけてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、簡単ではありますが、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第23号につきまして幾つか質問をしたいと思います。

まず第1は、13ページ、歳入の部分で、個人、法人の税収ですか、これの伸び、これにつきまして現年課税分ということで、個人では500万円、そして法人では5,000万円が、思ったよりも入ってきたということですが、それぞれにこの現年課税分というのは何年分なのか、お聞かせを願いたいと思います。それで、何人分、何社分、いつ入ったのか、ここをお聞かせ願いたいと思います。住

民税については、平成18年3月に申告をして、平成18年度中に入るのではないかと。それで、法人税についても、私の考えが違ってくるかわかりませんが、法人税についても平成17年分を平成18年度中に納入するというのが本当なのではないかなというふうに思うわけで、その5,000万円が、法人税については何社分で、これだけ5,000万円になったのか、ここが重要なところなのです。1億5,000万円のうち5,000万円追加して2億円にすると。これは非常にいいことなのです。景気拡大したというふうに見える。問題は、その辺が、私は平成17年分の収入が平成18年度中に入るのではないかと、このように考えますので、その辺が、個人と法人でどこか違うのか、この点もお聞かせを願いたいと思います。

それから、35ページになりまして、基金積立金、ここで地域福祉基金積み立てを1,000万円やるということでもあります。これは皆さん既にご承知のように、みどりの風に補助するのに3,500万円、すべてをその貯金からはたいたと、はたいたと言うとちょっとあれなのですが、貯金から3,500万円おろしたと。そしてまた、更に今度は補正を1,000万円しようと。これでは、ちょっと筋が通らないのかなと思いますが、その辺どのようなお考えなのか、お聞かせを願いたい。これが確かに企画財政課長が言うように、いわゆる景気拡大が順調で、更に思ったよりも、予想がより増えたということであればいいのかと思うのですけれども、今度は逆に、それがなぜ最初から予想できなかったのか。平成18年の税収を見る場合に、平成17年12月ごろ予算を立てるからということなのですが、平成17年12月ごろ予算を立てても平成18年度中に平成17年分が入るわけですから、そのところが、予算が立たなかったというのは、ちょっと信じがたいということなのですね。明確にお答えを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） 川島議員のご質問にお答え申し上げます。

今回町税の個人、法人合わせまして5,500万円補正をお願いしました。なお、内容でございますけれども、個人につきましては、12月にも若干の補正をしていただきましたけれども、所得税法によりますところの修正申告等がございまして、それが住民税の賦課に反映するものでございます。なお、納税義務者につきましては5,100人前後かと思っております。

また、法人税につきましては、景気がやや回復のもとに今回大きく5,000万円追加いたしました。なお、川島議員ご承知のとおり法人税につきましては、あくまでも申告制でございまして、予定申告から中間、そして確定、修正、更正と入るわけでございます。今回5,000万円の補正追加をお願いするに当たりまして、主な法人会社等に電話等で確認しました。なお、各法人ともに決算時期が異なるものでございます。2月決算とか、3月末というわけでございまして、確実な数字をつかむのが、大変生意気でございますけれども、極めて容易ではないという感じがします。したがって、この5,000万円につきましても、やや9月の決算では流動性が、1,500万円から2,000万円の間であろうかと思っております。大きな修正申告なり、更生申告がない限りは、今回の5,000万円が妥当な数値かと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

[何事か言う人あり]

○税務課長（加藤忠夫君） 大変失礼しました。

法人につきましては、件数が651社でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 基金関係のご質問にお答えいたします。

はっきり申しまして、思ったよりも入ってきたということでございます。そのほかにも歳出部分では予算の節減も図れたというふうなことも理由にございます。余剰金が出ましたので、後年度のために基金に積むわけですが、地域福祉基金につきましては、取り崩してございますので、たとえ少しでも基金の方へ繰り戻して福祉のために使っていきたいということで、1,000万円追加してございます。年度末ということで、調整してございますので、川島議員のお言葉をおかりすれば、信じる信じないは自由でございますけれども、ぜひ財政担当の方を信用していただきたいとつけ加えまして答弁とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 個人分につきましては、平成17年度分が修正申告が500万円あったということでいいのかどうか、もう一度お聞かせを願いたいと思いますが、要は、この500万円というのは、何年分が何月何日に入ったのかというのを聞いているのですね、先ほど質問したのは。そこをお聞かせ願いたい。計数が5,000人ですか、それは全体でということですね。少なくとも全体でということは、1人当たり1万円ぐらいということに計算すれば、1人当たりだと、そんなにいけないと思うのですよね、5,000人ということになれば。そうなってくると平成17年分の当初予算の見積もりが違ったのではないかと、500万円ぐらい。そこが修正申告で変わったというのは、そんなに5,000人もいないと思うのですよね。そのところをもうちょっと明確にお聞かせを願いたい。要は、いつ入ったのか、この500万円が。何人分で、いつ入っているのか、そこをお聞かせ願いたい。

だから、法人税についても、何年分なのかということなのです。確かに会社の決算が3月、6月、9月、10月ですか、11月、12月というところもあると思うのですが、そこが決算が平成18年中、あるいは平成17年中のものです。平成18年に納めるお金は、町に入る金は、平成17年度分なのではないですかということを聞いているのです、私は。そこが平成17年度分が入っているとすればですよ、これは平成18年分だったら、それはまだわかりませんよ。また、修正申告があるかどうか、平成19年3月の申告でわからないわけですからね。それからまた、平成18年12月の決算のものは、まだなかなかわからないというのはわかるのですけれども、平成17年分は既に決算が終わっているわけですから、そこは何年分だとか、明確にしていきたい。

○議長（小沢惣一君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） 再度のご質問でございます。

まず、個人につきましては、先ほど修正申告等と言いましたけれども、修正申告等によりまして、全体で500万円を追加するものでございます。全体の納税義務者でございますが、500万円は1月末現在の調定でございまして、何日に500万円入ったとかということではございませんので、平成18年度分として500万円補正するものであります。

なお、法人につきましても、あくまでも平成18年度分でございまして、議員言われますとおり、各法人ともに決算期が異なるわけでございますが、過年度分と現年度分を合わせましての町税申告額でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 平成18年度分ということなのだけれども、私が質問したのは、現年課税というのは何年度分なのかと。入ってくるのは、平成17年度の所得に対しての税額になるのではないですかということを聞いているのです。ということは、平成18年3月に申告することによって納めるのは平成17年度分が対象なのではないですかということなのです。法人税もそうではないですかということなのです。だから、平成18年度分というのは、私は信用できないのですよ。信用しろと言いますが、信用できないのです。だから、改めて平成17年度か平成18年度か明確にそれだけ答えていただきたい。お願いします。

○議長（小沢惣一君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） 年度の違いといいますか、現在申告してありますのは、平成18年度分でございますので、本案は平成18年度の予算でございまして、当然ですけれども、現年は平成18年度分の課税でございます。

以上です。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第23号につきまして、原案のとおり決することに賛成できないという立場で討論を行いたいと思います。

私の勘違いか、いわゆる答弁が上手なのか、私も理解に苦しむところなのですが、何回も言いますが、平成19年3月に申告をしたものというのは平成18年の所得に対しての申告になる。だから、平成18年3月に申告して受け取ったのは平成17年分の所得です。平成17年1月1日から平成17年12月31日までが課税対象になるのではないかとということです。そこのところがですよ、わかっている、あえて私の勘違いだとも言えない。更にまた、平成17年度と堂々と言えない、ここに問題があるので

すね。課税対象は平成17年なのだよという、この辺が、私が聞かなかつたのが悪いかもしれないのですけれども、まさにそこのところがですよ、平成17年の課税対象であれば、平成18年3月15日ですか、この時点で申告が終わるわけですよ。それで、6月ぐらいには大体確定すると。5月31日には出納閉鎖になるというのは、それは前年度分ですよ。平成17年度分の出納閉鎖は5月31日だということですから、そこのところがわかっていて、今になって入ってくるというふうに言うのは、私はあえて信用できないということを申し上げ、原案のとおり決することに賛成できないことを申し上げておきます。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 議案第23号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第5号）につきまして、賛成の立場から討論いたします。

この3月補正は、年度末ということで、歳入につきましては、最大限見込める限り追加を行ったという説明でございました。今地方公共団体が危ない、大変だという、全国的に赤字も多くあるということは、皆さんもご承知のとおりだと思います。そのような中で、今年1月の「広報ちよだ」では、千代田町の財政状況につきまして、細かなデータがありましたが、広報を見ますと、千代田町は財政力があって、いかに健全な財政状況にあるかがおわかりになったと思います。しかしながら、地方交付税を初めとする国からの交付金は年々減少しています。このことに対しましては皆さんもご理解していると思います。その年々減少している中で年度末に余剰金が出た場合、後年度のために基金として貯金することは必要であり、町当局の賢明な対応であると私は高く評価しております。後年度の行政運営に十分対応していただくことをお願い申し上げまして、本補正予算に賛成するものであります。議員皆様の賛同をよろしくお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第23号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第5号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第26、議案第24号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算

(第3号) についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(小沢惣一君) 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長(襟川幸雄君)登壇]

○町長(襟川幸雄君) 議案第24号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算総額から9,314万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ10億8,286万5,000円とするものでございます。

補正内容につきまして、歳入では調整交付金等の減額に伴う国庫負担金の減、退職被保険者等療養給付費等の減額に伴う療養給付費交付金の減、県支出金及び共同事業交付金の確定による減、また国保財政を補てんするための一般会計繰入金を追加するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療制度創設に伴うシステム改修により総務費の追加、退職被保険者等療養給付費等の保険給付費の減額、また老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金の確定による減額等でございます。

詳細につきましては、住民課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(小沢惣一君) 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長(高橋充幸君) それでは、議案第24号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について詳細説明を申し上げます。

事項別明細書でご説明しますので、補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。歳入になります。最初が3款1項国庫負担金です。1目療養給付費等負担金で、歳出の療養給付費等の実績に対して決定した額に合わせて補正するものです。内訳については、右側の説明欄のとおりでございます。

次に、2目高額医療費共同事業負担金で、歳出の国保連合会への共同事業拠出金に対し国、県がそれぞれ4分の1ずつ負担するもので、決定した金額に合わせて補正するものです。このページの一番下に県の負担金がありまして、同額の補正となっております。

次に、3款2項国庫補助金、1目財政調整交付金で、市町村間の財政力の不均衡を調整する補助金として決定額に基づき補正するものです。

次に、4款1項1目療養給付費交付金です。退職者医療に係る交付金で、実績に合わせて減額するものです。

次に、5款1項県負担金、先ほど説明しました高額医療費共同事業負担金の県負担分です。

次の10、11ページをお開きください。5款2項県補助金、2目財政調整交付金です。当初予算では計数が未定だったため、国庫補助金と同率を使い、計上しましたが、実際には国庫よりも低い計数となったため減額するものです。

次に、6款1項共同事業交付金で、1目共同事業交付金については、80万円を超える医療費に対するの交付金です。

2目保険財政共同安定化事業交付金については、30万円を超え80万円までの医療費に対するの交付金です。ともに決定額に合わせ補正するものです。

次が、8款1項1目一般会計繰入金で、右側の説明欄を見ていただきますと、1節から4節が法で定められた繰入金の調整です。6節は、その他一般会計繰入金で5,000万円の補正増となっております。

次の12、13ページをお願いします。8款2項1目基金繰入金です。基金については、平成19年度、新年度の予算編成時に全額取り崩しを計上していますので、減額するものです。

続いて、歳出です。14、15ページをお開きください。1款1項1目一般管理費です。右側の説明欄を見ていただきますと、一つ目の丸印が職員人件費で、二つ目の丸印が一般経費で、その2番目に電算業務委託料（後期高齢者医療システム関係）とありまして、後期高齢者医療に伴う国保システムの改修委託料です。国が前倒しで急遽年が明けてから平成18年度補正予算を組み、各市町村に補助するものですが、システムの仕様の詳細がまだ決まっていないため、市町村では平成18年度で支出ができず、この補正予算書の4ページを見ていただきますと、第2表にあるとおり、平成19年度予算に繰越明許するものです。

14、15ページに戻っていただきまして、左側下の方で、2款1項1目一般被保険者療養給付費で、医療費の増加に合わせて補正増となっております。

次に、2目退職被保険者等療養給付費で、実績見込みに合わせて減額しています。

次の16、17ページをお開きください。4目退職被保険者等療養費、5目審査支払手数料で、実績見込みに合わせて補正するものです。

次に、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は、財源更正です。

2目退職被保険者等高額療養費は、実績見込みに合わせて補正減するものです。

次の2款4項1目出産育児一時金、それから次の18、19ページの3款老人保健拠出金、中ほどの4款介護納付金、一番下の5款共同事業拠出金につきましては、実績見込みに合わせて補正するものです。

次に、20、21ページをお開きください。6款1項1目保健衛生普及費で、右側の説明欄のとおりでございませう。

最後に、10款予備費は、調整した額となっております。

歳入歳出の収支を見た場合、国県支出金の減少による歳入減、一般被保険者の医療費の増加に伴う

歳出増により赤字決算が見込まれ、それを回避するためにやむを得ず一般会計からその他一般会計繰入金として5,000万円の補てんを受けるものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定のほどお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第24号につきまして幾つか質問したいと思います。

今の説明ですと、医療費は伸びているけれども、入りが少ないというようなことで、実績に合わせて、まず第1に8ページの療養給付費交付金、これが歳入として6,400万円減額ですよ、ここが実績に合わせてだ。それから、高額医療費共同事業負担金、これについては170万円減ということで、歳出の方で今度は14ページ、一般被保険者療養給付費については1,052万7,000円の増、退職被保険者等療養給付費については4,800万円の減ということですね。差し引き3,800万円分が、病気が減ったのではないかなというふうに私は考えるのですが、この辺がどうも先ほどの説明と食い違うのではないかと思うのですが、この食い違いというのはどこにあるのか。私が勘違いをしているのかどうか、お聞かせを願いたい。

そして、国保税については、値上げをしたということでありまして、値上げをした分そのままそれは補正をしないということですから、その予想したとおりということでありまして、これがいわゆる病気が減ってですよ、そして一般会計の5,000万円出さなくてはならない、この辺がちょっと私には理解できないところなので、ご説明をお願いします。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） まず、歳入の療養給付費交付金ですが、これは退職者医療に係る交付金となっております。それで、先ほどの歳出の方の退職被保険者等療養給付費は減額となっておりますので、ここで退職者の歳出が減って、歳入の退職者分が減っているということで、一般被保険者とはまた別な仕組みとなっております。

それから、高額医療費共同事業負担金の方ですが、歳出の高額の拠出金に対しての負担金ですので、歳出が減った分が歳入も減っているということで、差し引きゼロに近い数字となっております。それですので、療養給付費関係と退職者分と高額関係は、歳入と歳出でプラス・マイナス・ゼロに近い形となっております。ですから、問題となるのは一般被保険者の方で、歳出の一般被保険者は1,000万円増、医療費が伸びているわけですね。この分が問題となっております。歳入については、3款国庫支出金、1項国庫負担金の方は、1目療養給付費等負担金、それと2項国庫補助金の財政調整交付金ですが、この二つが一般被保険者に係る分ですので、医療費の一般被保険者分が増えて歳入の一般被保険者分が減っているということで、こちらが赤字の原因となっております。

それから、国保税の方ですが、値上げは平成17年度ですので、平成18年度は、平成17年度の値上げを考慮した当初予算となっていますので、今回の補正には上げてありません。よろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 私は、本当に頭がおかしくなったのかと思うのですが、要は、私が聞いているのは、一般被保険者療養給付費、これは1,000万円増えているというので私言っていますよね。それで、退職被保険者等療養給付費が4,800万円増えて、差し引き3,800万円の病気分、これが減ったのではないかということを知っているのですよ。赤字の原因は聞いていないのですよ。それなのに、病気は減ったのに、いわゆる歳出が多くなるというのが、ちょっと理解できないのですよ。そのところはどうか説明するのか。今の説明だと、何か私が勘違いしているように聞けるのですけれども、もう一度その辺を、私がどう勘違いしているのか、ご説明願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） 退職者に係る分につきましては、歳出の方を見ていただきますと、川島議員がおっしゃるとおり4,800万円減となっております。その分が歳入の方で、やっぱり減額されているわけです。問題は、先ほど申し上げましたとおり一般被保険者療養給付費で、この歳出、14ページの2款1項1目一般被保険者療養給付費の欄を見ていただきますと、補正額としては1,052万7,000円増額してありますが、財源内訳の方を見ていただきますと、4,765万円減額となっております。この内訳が、歳入の方でご説明しました国庫支出金については療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額分として1,864万9,000円減額、それから県の調整交付金で2,901万円減額、合わせて4,765万円減額となっているわけです。従って、一番端が一般財源になるわけですが、ここで5,000万円の赤字となるわけで、ここに5,000万円、一般会計から補てんをしていただいたとご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 要は、一般被保険者であろうが、退職者であろうが、病気になって医者にかかるのは減ったのでしょうかと言っているのですよ。差し引き3,800万円減っているでしょう。その財源をどこに求めるかというのは、いろいろ会計のやり方なのですから、国の方の国庫支出金が4,700万円減っているからと言うけれども、これは病気が減ったからではないでしょう。病気が減ったから、ではこれだけ来なくなったというのですか。病気が減っただけで、いわゆる3,800万円病気が減って、4,700万円国から来なくなったということですかね。それでは、要は、計算式というのも変わっていないわけでしょう。どこで、では、その計算式が変わったのかということなのですよ。病気が減っているのだということは、あくまでも認めないということなのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） 退職者療養給付費の補正ですが、4,800万円減額となりますが、医療費が減ったというわけではなくて、当初予算に比べて減額ということです。当初予算を立てる段階で、特に皆さんもご存じかと思いますが、団塊の世代が今一番人数的に多いわけで、60歳を過ぎて退職者に移られる方がかなり増えてくるということで、当初予算では退職者に係る医療費を高目に見積もり、それに伴い歳入も高目に見積もっていたわけです。それで、平成18年度の実績に基づいて退職者医療、それと交付金、歳入部分を計算し直しましたら、これだけ補正減となったというわけで、決して医療費が減額というわけではなくて、当初予算を高目に見積もったために、それを修正したということです。よろしくご理解のほどお願いします。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第24号につきまして、原案のとおり決することに賛成できないという立場から討論を行いたいと思います。

私の方もやっとわかりました、言わんとするところが。それで、問題は、一般会計については、歳入がどのくらいあるかに対して歳出をどのくらい見るかというのが予算の立て方なのですね。ところが、国保の場合には、どのくらいの病気があるであろうかというふうに予想を立てて、その分をどこから歳入を見るかということなのですね。その違いを、私の方も言うのを、ちょっと何かおかしいなと思っていたのですけれども、要は、そこで結局、思ったよりも、これは医療費が伸びなかった、少なかったということなのですよね。それで、当初思っていた医療費よりも、では、なぜ多く見積もったかということですね。それは今までの3年間の実績に基づいて、このくらいになるだろうというふうにやったということなのだろうと思いますが、それが一般被保険者であろうが、退職者であろうが、要は町当局が予算をしたときよりも医療費が減ったのです。

それに対して、やっぱり国の国庫支出金というのは、医療費が減れば、当初見込んだ病気の量で国庫支出金を出すという予算を立てるわけですね。それで、町の方の会計も、その分を、病気の量も見ていると。ただし、それが実際にはどうか、平成18年度については、思ったよりも病気が少なかったというふうになると、私はそう思っているわけですよ。ところが、当局は、別に病気が減ったのではなくて、いわゆる歳入の見積もりが多かったのだというふうに、その食い違いなのだということがわかりまして、やはりこういったように値上げをする、そういったときに多くの病気があるということを見立てて、そしてその分を値上げしていく、こういうやり方が、まかり通ってきたことが、今あらわれたのだというふうに私は確信をしておりますので、原案のとおり決することには賛成できな

いということをお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に賛成の立場から討論いたします。

少子高齢化を迎え、また国の財政が困難になってくる中、歳入では国庫負担金が減らされ、また支出の面では団塊の世代が増えているということでもあります。いずれにいたしましても、適正に処理されているということで、賛成討論といたします。議員諸兄のご賛同をお願いします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第27、議案第25号 平成18年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第25号 平成18年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1,265万円を追加し、歳入歳出それぞれ8億9,786万3,000円とするものであります。

補正内容につきましては、医療諸費の伸びに伴い、支払基金交付金、国県支出金等を増額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第25号 平成18年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。
よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第28、議案第26号 平成18年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 議案第26号 平成18年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から4,067万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億204万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、福祉課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 議案第26号 平成18年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。第1条につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。第2条で、繰越明許費を設定いたします。

4ページの第2表でございますが、税制改正に伴います激変緩和措置への対応、また特別徴収範囲の拡大などにおける制度改正に伴いましてシステム改修が必要でございますが、まだ国の方でシステムの改修が済んでおりませんので、各市町村の介護保険システムの改修が年度内に終了できないということで、繰越明許をさせていただくものでございます。

では、8ページをご覧ください。事項別明細書により説明させていただきます。歳入でございますが、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計からの繰り入れ、すべて減額となっておりますが、サービス給付費が予定より少なかったということで、減額をするものでございます。唯一増額をお願いいたしますのは、3款2項5目介護保険事業費補助金でございます。53万円追加をいたします。こちらにつきましては、繰越明許をいたしますシステム改修の補助金でございます。

次に、歳出でございますが、1款総務費の一般管理費に58万5,000円追加をいたします。追加の理由につきましては、先ほど申し上げましたとおり税制改正に伴う激変緩和措置への対応、あるいは特別徴収範囲の拡大などの制度改正に伴いまして、システム改修が必要となることから、この経費を106万1,000円追加するものでございます。他につきましては、不用額となりますので、減額をいたします。

次に、1款3項1目認定調査等費ですが、主治医意見書作成手数料を当初370件ほど見込みましたが、これからまだ継続更新者が出ますので、11万円追加をいたします。介護認定調査委託料につきましては、新規認定調査を職員が実施いたしましたので、減額をいたします。また、他につきましては、専用回線がADSLにかわり、電話料が多少安く済んだということ等による減額でございます。

14ページをご覧ください。1款4項1目運営協議会費を14万円減額いたします。介護保険運営協議会を3回、地域密着型サービス運営委員会を2回開催する予定で予算をとりましたが、それぞれ2回と1回に開催がとどまりましたことから減額をするものでございます。

次の2款1項3目地域密着型介護サービス給付費ですが、現在4人の利用者がおりますが、給付費に不足が生じますので、340万1,000円追加をさせていただきます。

5目施設介護サービス給付費を3,685万9,000円と大きく減額をさせていただきます。当初第3期の介護保険事業計画に基づきまして介護老人福祉施設入所者を52人、老人保健施設入所者を23人、療養型施設入所者を15人、計90人として予算を計上いたしました。しかし、実際には介護老人福祉施設入所者が42人、老人保健施設入所者が24人、介護療養型の入所者が14人の計80人ということにとどまりましたので、10人分を減額するものでございます。

次の2款2項1目介護予防サービス給付費でございますが、482万1,000円減額をいたします。要介護1から要支援2へ移行する人が、国の指針では6割ということで、要支援1を35、要支援2を57として予算を計上いたしました。実際には3割にとどまり、要支援1が27、要支援2が29となったことから、おのずとサービス給付費も減額となったものでございます。

16ページをお願いいたします。2款4項1目高額介護サービス費に61万円追加いたします。

次に、4款1項1目介護予防事業費を170万円減額いたします。特定高齢者のデイサービス利用者が9人にとどまったことから減額をするものでございます。

次の4款2項1目包括的支援事業・任意事業費を117万1,000円減額いたします。当初地域包括支援センター、これの業務支援システムの導入を計画いたしましたでしたが、そのシステムの開発がおくれておまして、年度内に導入する目鼻が立たないために減額をするものでございます。

以上、簡単であります、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第26号につきまして、これも確認のため質問をさせていただきます。

15ページの施設介護サービス給付費、これについて当初見積もったのが90人、それが実際には80人ということで、10人分を減額したいと。実績が、こういうことだと思いますが、問題は、この予算をつくる時には、介護保険料を値上げしたわけです。第1号被保険者をね。これについて1人当たりというか、1点当たり1,200円の値上げをされたわけで、この辺が1,200円掛ける2,400人ですか、1年ですとね。その人が1,200円値上げをされたら。そうすると、その額は2,480万円ですか、この金額が足りないということで、値上げになったというふうに私は認識をしておりますが、実際には3,685万9,000円が、いわゆる給付に使われないということで、この部分がなければ値上げをしなくても済んだのではないかとこのように考えるわけですが、私の考えが違っているのであれば、どう違うのか、ご説明を願いたいと思います。

要は、福祉を考える、先ほどの国保の場合と同じように、どのくらいの利用が出るか、国保にしても、介護保険にしても、それを先に予想するわけですよ。それだけの予想した部分に、その足りない金をどこから取るかということで、その予想が多ければ、足りないから、その分値上げするのですよということになるわけですね。そこところが、今度は、こういう年度末の補正になったら3,600万円使わなかったと。だから、減額しますよということになって、その値上げした分がどこへ行ったのかわからなくなるというふうに私は考えるわけですので、その辺が、私の考えが違ふということであれば反論をしていただきたい、そのような説明をお願いします。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 川島議員のご質問にお答えを申し上げます。

第3期の保険料につきましては、平成18年、平成19年、平成20年の3カ年、これの給付費をはじきまして、それに見合う国、県、町の支払基金、これらからのお金を差引いた残りを保険者数で割りまして、平均で3,900円という数字が出てきたわけですが、このときの平成18年度の事業計画の数字が、一応90人ということで見込みましたが、これに達しなかったということでございませ

て、見込みが甘かったのではないかと言われれば、それまででございますが、一応そういう結果となりましたので、減額をさせてもらうものでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 見込みが甘くて、それが住民に、いわゆる被保険者に負担がかからなければいいのですよね。だから、そこところが、私の聞きたいところなのですが、見込みが、それは予想ですから、ぴったり合うということはありませんけれども、少なくともその辺が、多く見積もっておいて、それだけ足りないから値上げしますよで上げて、今度はそんなになかったよでは、ちょっと通らないと思ひますので、その辺を指摘しておきますが、それは私の考えがおかしいのかどうか、お聞かせを願ひます。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） どちらの考えかというあれでございますが、当然計画をつくる場合、過去の実績なりを見ながら計画をつくるわけでございますが、おのずと町内に新しい特老ができるというのも見えておりましたので、かなりの数が増えてくるのではないかとということで組んでございます。今後あと2年間でどの程度増えるかわかりませんが、減ることはないと思ひますので、第3期、3年間で、次、第4期になりますと、また保険料の設定がございまして、そこで値上げをしなくて済むか、また値上げをするか、これらが今後の動きにかかってくると思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第26号につきまして、やはりこれも原案のとおり決することには賛成できないという立場で討論を行いたいと思ひます。

今のやりとりでおわかりいただいたと思ひますが、要は、その町の会計運営、介護保険にしても、国保にしても、これは住民の利益になるように予算を組まなければならない。これが正確に読めなかったから、住民に負担をお願いするというのでは、これは筋が通らなくなるという意味で、この介護保険会計、これは国保料の値上げをしたという中で、こういうことが起こってきている。これが値上げをしていないときならば、まだ幾らか言い逃れがきくかと思うのですが、値上げをしましてから、そんなにかからなかったよと。しかも、特養ができるというのを予定して、それで多く見積もっていたと、10人分ね。それで、実際にみどりの風ができて、もともとの千代田の人は5人が入っている。これから増えるかもしれないと言うけれども、実際には、これはもう50人入ってしまえば、千代

田の人がここへ入り込むというのは、なかなか難しいと思うのです。そうなってくると、やはり甘い見積もりが、そのまま住民に負担をかけてしまうというふうになりますので、これは指摘をしておかなければならないということで、反対討論とするものであります。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 平成18年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について賛成の立場から討論いたします。

今回は、施設介護サービスの見積もりが、90人から実際は80人と少なかったということで、誤差が出ていますが、中長期的には、介護保険制度の利用というのは伸びていくものと思われまので、何ら問題はないと思います。また、介護予防サービス、これがこれからますます伸びるのではないかと思います。いずれにいたしましても、適切に処理されているものと思います。議員諸兄のご賛同をお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 平成18年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第29、議案第27号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第27号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から373万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億2,536万6,000円

とするものでございます。

補正内容につきましては、県補助金の減額に伴う公共下水道費の減額、総務管理費と流域下水道費の減額等に伴う一般会計繰入金及び町債の減額でございます。

詳細につきましては、水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 水道課長、君島悦男君。

○水道課長（君島悦男君） それでは、平成18年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

補正予算書の事項別明細書9ページ、10ページをご覧いただきたいと思います。まず、歳入関係でございますけれども、第4款県支出金の県補助金を10万円減額するものでございます。これにつきましては、県の補助制度が廃止になるというようなことで、減額するものでございます。

続きまして、第5款繰入金でございますが、一般会計繰入金を163万円減額するものでございます。これにつきましては、歳出の総務費及び事業費等の減額によるものでございます。

次に、第8款町債につきましては200万円を減額するものでございます。内容につきましては、歳出の事業費における流域下水道費負担金の確定によるものでございます。

次に、11ページ、12ページをご覧いただきたいと思います。続いて、歳出関係でございますが、第1款総務費の一般管理費を101万6,000円減額するものでございます。これにつきましては、各節とも支出の確定による更正減でございます。

次に、第2款事業費の管渠整備費でございますが、10万円減額するものでございます。これにつきましては、県補助金の廃止による対象事業費の更正減ということでございます。また、流域下水道関係でございますが、265万4,000円減額するものでございます。内容につきましては、建設負担金及び維持管理負担金の確定による更正減でございます。

次に、13ページ、14ページをお願いします。第3款公債費の利子の関係でございますが、4万円を追加するものでございます。

以上、簡単でございますけれども、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

ただいまから午後2時45分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 2時32分）

再 開 （午後 2時46分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第28号、議案第29号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） お諮りいたします。

この際、日程第30、議案第28号及び日程第31、議案第29号について、関連がございますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第30、議案第28号 町道路線の廃止について、日程第31、議案第29号 町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第28号 町道路線の廃止について、議案第29号 町道路線の認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、昨年度下半期並びに今年度上半期に実施いたしました舞木土地区画整理区域内及び民間開発等に係る町道について、道路法の規定に基づき路線の廃止並びに認定について議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、都市整備課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 都市整備課長、野村耕一郎君。

○都市整備課長（野村耕一郎君） それでは、議案第28号 町道路線の廃止について、議案第29号

町道路線の認定について、詳細説明を申し上げます。

お手元の資料の道路網図に廃止と認定が入っておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。最初に、廃止路線でございますが、町道1-227号線、2-508号線の2路線、合わせて延長203.4メートルになります。このことにつきましては、民間開発の宅地分譲等に伴って幅員と延長に変更が生じたので、いったん廃止するものでございます。

以上、2件が廃止でございます。

次に、認定路線でございますが、町道1-441号線、1-442号線につきましては、舞木土地区画整理組合事業により、新たに認定するものでございます。

次に、町道1-227号線、2-508号線の2路線については、先ほど廃止をいたしました、民間開発等の事情で道路幅員と延長に変更が生じたので、変更後の数値で認定をするものでございます。

次に、町道1-541号線、同じく1-542号線につきましては、新福寺の字猿街道と字西ノ原地内の道路を新規に認定するものでございます。

以上、認定路線の合計は6路線で、合計延長は514.9メートルとなっております。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、議案第28号及び議案第29号の案件について、1件ずつ処理いたします。

まず、議案第28号 町道路線の廃止について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号 町道路線の廃止について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

次に、議案第29号 町道路線の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 町道路線の認定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

[助役（高木敬司君）退場]

○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第32、同意第1号 千代田町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 同意第1号 千代田町副町長の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年3月31日任期満了となる助役に、副町長として高木敬司氏を引き続き選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により同意を求めるものでございます。

高木敬司氏は、昭和38年に当時の千代田村役場に奉職、その後議会事務局長、都市計画課長、総務課長の要職を歴任し、平成12年9月に議会の同意をいただき収入役に就任し、平成15年3月に議会の同意をいただき助役に就任したものでございます。

その行政上の手腕は申し上げるまでもなく、温厚篤実にして冷静沈着、指導力豊かでございます。自己判断はもちろん、自己責任が問われる今日、また、国及び各地方自体が厳しい行財政運営時期の副町長といたしましては、最も適任であると考えております。町政運営の多難なときでもございますので、高木敬司氏の副町長の選任について、ご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 副町長の選任につき同意を求めることについて質問をしたいと思います。

先ほど副町長1人案について議案が出されたわけではありますが、その説明の中で、いわゆる現在は助役であると。それで、4月1日になったら、今度は副町長を新たに、また同じ人かどうかは別にして同意を求めるといようなニュアンスの答弁もあったわけではありますが、その辺が、今の時点で副町長に同意を求めるといことになると、もしまた新たにやるのだとすれば、助役というのが適当なのではないかと。そして、4月になってから、副町長の条例が執行されてから、10日たってからということですね。それが副町長への同意というふうになるかと思いますが、ここで既に副町長として提案をするといのはどのようなわけなのか、お聞かせを願いたいと思います。

更に、同級生でありながら、私も非常に個人的な問題で質問するのは、はばかるところでありますが、あえて質問をしなければならない。と申しますのは、既に皆さんご承知のように、いわゆる私たちが4人で出しました、町長の不信任案、この文書を悪用いたしまして、解放同盟群馬県連の支部長が、このようなことでよいのかということで、その怪文書を送っている。そして、この問題に対して私が一般質問をしましたところ、どういものか聞かないうちに法的措置をとると。こういうような形で、当時襟川町長が入院をして休んでいた中で、私に対して恫喝的答弁をしてきたという人物であります。

しかも、その怪文書の筆跡鑑定の結果、それはその後でありましたけれども、高木敬司氏の筆跡と同一人と認められるという筆跡鑑定の結果が出たわけがあります。それに対して町長は、この人が適任である、このように提案をしているわけがあります。問題は、議会で質問をすること、これに対して答弁が、ごまかしならまだしもいいわけですが、みずからの不法行為を隠ぺいするために、そういう恫喝的答弁をして、いまだに法的措置はとれないでいる。私の方が、法的措置をとってくれというふうに言ったのにとらずにいるので、こちらも仕方なく筆跡鑑定をやったわけがあります。

この点について、町長は、その後出てきてから、入院中にそういったことを助役が言ったわけで、町長としての答弁で助役が言っていたわけがありますから、早く出てきて法的措置をとらなければだめですよといようなことを言ったわけですが、いまだにとれていない。そういうものをうやむやにしたまま、更に今度は、これを助役であるか、副町長であるか知りませんが、これに任命をすると。こういうような、まさに不法行為を堂々とやって、みずからの責任をですよ、不法行為を隠ぺいする。そのための恫喝的答弁をする。そういった人を町長は、これを提案して、最も適任であると言える、この考えが私は理解できない。まさに町長であったって、こんなことをやったらだめですよ。だけれども、町長が、その人をまた提案する。

先ほども言いましたけれども、町長は、住民が選ぶわけですが、選挙で。ですから、私たちはどうすることもできない、個人的には。しかし、助役、あるいは副町長ということになれば、同意を拒むことはできるわけです。私も、これが裁判で明らかになって、これは法的措置をとられて負けたのであれば、私の方が引き下がらなければならないのです。いまだにとれていない。それをうやむやにし

たまんま更に出してくるといのは、本当に公務員として、全体の奉仕者として、町長及び助役、副町長、これは私は信任できない。不信任を出したけれども、残念ながら多数決で否決されておりますけれども、そういう状況ですから、町長は、そういったことをわかっていて、あえてやるということになればですよ、こういった行政が、まさに町長は、当たり前なことだと認めるわけですよ。それでいいのかなどうか、お聞かせを願いたいと思います。

その意味で、助役であるか、副町長であるかのことを明確にするのと同時に、個人的な問題とは別にもう一つ、前にちょっと言いましたけれども、助役、あるいは副町長を置かなくても千代田町の運営はできるというふうに私は考えます。その方が、少なくとも700万円か800万円ですか、このぐらいの経費が節減できるというふうに、置かないでいけば、1年間にね。その方が財政危機に対して突破のために必要な、十分効果的なことだと考えますが、その辺はどのように考えるか、お聞かせを願います。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） まず最初の、今の時期でなくてもということでございますけれども、提案理由にもありましたように平成19年3月31日が、現在の助役の任期満了日でございます。そういう点から今回副町長としての提案を申し上げたということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 先ほどの質問ですが、不法行為、あるいは法的な違反と言っておりましたけれども、私は、そんなふうに思っておりません。法的違反だとか、不法行為だったら、堂々と訴えればいいのですよ。訴えれば取り上げてもらえるでしょう、本当にそういった法的違反であれば。ここでうなっているだけではなくて、そういう方法でしっかりと法的措置をとっていただければいいかなと思えますよ、私は。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） まさに目くらましの答弁ですね。町長の側がですよ、いいですか。そのときは代理で答弁したわけですが、町長の側が法的措置をとるといふふうに言って、いまだにとっていないのですよ。それをこちらが、どうしてあれなのですか、訴えなくてはならないのですか、こっちが金使って。要は、逆に私が、そういうふうに行っているということであれば、町長が、ちゃんとあれでしょう、訴えられるでしょう。自分の金でないと断ったってできるはずですよ。本当にそれが私が、町長や、ほかの人の名誉を毀損したとか、そういうことであればね。

それで、問題は、私もこちらの側から訴える方法というものがあるかどうか聞いたわけですが。けれども、残念ながら、こちらから訴えたからといって何のあれもないと言うのですよ。要は、社会的

に、こういう人は葬り去らなければならない、この方が効果的なのですよということですよ。これは世間に公表してやらざるを得ないわけですよ。そこが法で訴えてやれるかどうかの違いなのです。そこをあえて今私に対して法的措置をとると言ったのに、いまだにとれないということは、逆に言えば、それだけ自分の言った言葉が無責任な言葉なのです。

それが、町長は、自分が言ったことでないから知らないよと言うのかどうか、そここのところをお聞かせ願いたい。私の方が訴えろなんていうふうに言える気持ちがわからないのです。町長が、みずからですよ、法的措置をとると2回も本会議で答弁しておいて、それでいまだにとれないでいて、今度は私に対して訴えろと、こんなあべこべな姿勢がありますか。まさにこれが千代田町の行政のトップが、こんなことをやっている。平気でこのうとにこにこしていられるわけですよ。そこで、更に私がいろいろな点で足を引っ張っていると、福祉の向上に対して。そこまでのたうち回っていると、これは恥ずかしい話ですよ。私をばかにして、それで気が済むのならいいですよ、どんどんやってください。しかし、適任だと認めるならば、ちゃんと私に対して法的措置をとってください。それは2回も言っているのですから、それはあれするのであれば、あくまでも世間にこの点を公表して闘っていきます。もう一度お願いします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

私は、あなたが言っていることに対して、法的措置をとって訴えるなんていうことは一度も言ったことはありませんよ。あなたが言っているのですがね。私は、そんなこと言ったことはありませんよ。やったことに対して悪いとも思っていないのですから、たとえやったとしてもですよ。こういうことでいいのですかと、でしょう。私は、よく中身はわからないのですけれども、それに対して裁判やるとかなんとかというのは、あなたが言っていることなので、私は裁判をやるなんてことは一回も言っておりません。法的措置をとれば受けて立ちますよと、そういう話はしておりますけれども、以上です。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 確かに襟川町長は入院していたから、私が言ったのではないということなのですが、しかし今この人が、町長のかわりとしてですよ、本会議で答弁したことは、これは町長が退院して出てきたらば、その責任は負わなければならないのではないですか。その言葉に対して責任はないと言うのですか、あくまでも私は言っていないということなのですか。それでは世間は通らないと思いますが、お願いします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 言っていることが、よくわからないのですけれども、いずれにいたしましても

処罰したければ、自分の方でちゃんと法的措置をとるなり、何なりするべきだと思いますよ。片一方にやればいい、やればいいと言って、そういう話はないと思いますよ。そうではないですか。

以上です。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 副町長の同意につきましては、私は絶対に同意できないという立場から反対討論を行いたいと思います。

今の話でおわかりのように、私の方が恫喝をされているわけですよ。それで、その恫喝をされて、私が気が小さくて引っ込んでおれば、それで済んだと思うのですけれども、それやってくれと言ったら、それはやれないでいて、それで今になって、今度は私の方から訴えろなんて、これは余りにも町長としてお恥ずかしい話だと言わなければならない。これを実行したのが、当時助役でありまして、しかも町長の代理として答弁したことです。それを私は言っていないというような、町長は言っている。お互いにかばいっこして、この千代田町の行政を進めようとしている。こんなことには、私は賛成できない、同意できないということを申し上げるものであります。

○議長（小沢惣一君） 13番、野中角次君。

[13番（野中角次君）登壇]

○13番（野中角次君） 私は、賛成の立場から討論します。

というのは、私は教育委員会に用があるので、あそこを通ったらば、ドアがあいていて、当時助役は姿が見えた。それで、忙しいかいと声をかけたら、そしたらば大丈夫だよと言うから、中へ入って世間話をしながら、助役、1年ぐらいは早いものだね、もう3月になると任期だね。どうせやめるのなら、よく川島議員が、その年の予算は、みんな使ってしまったということを言っているのだから、ある金は全部使ってしまったらどうだと冗談に私が言った。そしたら助役は真剣な顔して、野中さん、そんなわけにはいかないのだよと。合併も、いつできるかわからない。2年先になるか、3年先になるか、その間は千代田町個人で住民のためにやっていかなくちゃならないんだよと。金があるから使っちゃえというわけにはいかないのだと。そういうことを聞いたときに、あ、この人は、町を愛し、住民を守るために、町長の女房役として一生懸命やってきたのだな。自分が冗談にも言ったことは恥ずかしかった。私は、そういう思いをしました。

従って、副町長でもいいですけども、これは何が何でも続けてもらってやってもらわなくてはならないという腹を、そのときに私は決めました。普通の人ならば、私が冗談に、ある金は全部使っちゃ

やえと。どうせやめちゃうんじゃないかねえかいと言えば、そうだよねと。使っちゃったって、後の人がやるだんべと言う人の方が多いのではないかい。それをきちんと、そういうことでは町はやっていけないと。単独でやっているうちは、予算をきちんと組んで、それでやっていかなくては住民にもサービスはできないのだよと。私は、本当に冗談にもそういうことを言ったことが、いまだ頭から離れずに恥ずかしかったな。議員でありながら、そんなことを言うものではないな。仮にも年をとって、世間を踏んでいて、そういう冗談を言ったことに私自身として恥だと思いました。従って、皆さんにお願いするのですけれども、そういう人物をこのまま捨てておいてしまえという考えではなく、やはり再任をしていただきたいという願いを持って私は賛成討論とします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第1号 千代田町副町長の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定しました。

[助役（高木敬司君）入場]

○議案第30号～議案第35号の一括上程、説明

○議長（小沢惣一君） お諮りいたします。

日程第33、議案第30号から日程第38、議案第35号までを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第33、議案第30号 平成19年度千代田町一般会計予算、日程第34、議案第31号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計予算、日程第35、議案第32号 平成19年度千代田町老人保健特別会計予算、日程第36、議案第33号 平成19年度千代田町介護保険特別会計予算、日程第37、議案第34号 平成19年度千代田町下水道事業特別会計予算、日程第38、議案第35号 平成19年度千代田町水道事業会計予算、以上6件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 平成19年度一般会計予算並びに各特別会計予算の上程に当たり、その概要と所信の一端を申し上げて、議員の皆様を初め町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

我が国の経済は、長期間にわたり緩やかながら成長を続けており、国における税収見込みも増加傾向にあります。しかしながら、国における長期債務は、一向に改善される気配はなく、その影響は、地方への財源配分にも大きな影響を与え、国、地方を含めた財政環境は、相変わらず厳しい状況にあります。本年度の地方財政計画の総額は、前年度に比べ247億円の減少となり、6年連続で前年を下回る水準となっております。

また、国の「三位一体の改革」に伴い、所得税から町民税への税源移譲が本年度から実施され、町民税の増収が見込まれるものの、その分、所得譲与税や地方交付税等が削減されるため、一般財源総額自体が減少する傾向にあり、財政環境は依然厳しい状況にあります。

このような中、昨年、北海道の夕張市が財政再建団体の申請を行いました。これは人口の減少対策として、無理な観光事業の拡大が原因と言われております。日本全国に目を向けると、財政破綻に近い自治体が幾つもあると言われております。

幸い本町にあっては、財政の健全化と将来にわたる自立的な財政構造を構築するため、現在「財政危機突破計画」に基づいた行財政改革を実施しておりますので、健全な財政状況を維持することができると考えております。今年1月の「広報ちよだ」に町の財政状況報告を掲載いたしました。本町は、群馬県下において高い財政力を誇っております。国が厳しい財政状況の中、財政危機に陥らないために財政危機突破計画を立て、実施していると考えておりますので、議員各位におかれましても、改めてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後も財政危機突破計画を積極的に推進するとともに、少子高齢化社会への対応や、自然環境の保全、住民への安全対策など、直面する行政課題に対応するため、効率的かつ効果的な行財政運営への取り組みを確実に実施していかねばならないと考えております。

それでは初めに、新年度の一般会計予算から提案理由の説明をさせていただきます。平成19年度の千代田町一般会計予算の総額は36億4,000万円でありまして、前年度と比較いたしまして1,000万円、0.3%の増となっております。

まず、歳入全般についてでございますが、町税を初め地方譲与税及び各種交付金、地方交付税につきましては、現状で見込める限り最大限の金額を計上いたしました。特に個人町民税につきましては、税制改正により、定率減税の廃止及び税源移譲による税率改正、更には個人所得の伸びも考慮いたしました。法人町民税につきましては、不安定要素はあるものの、景気回復に伴い、製造業を中心に順調に推移すると予想しております。固定資産税につきましては、土地、家屋及び償却資産とも微増を見込みました。地方譲与税や地方特例交付金につきましては、それぞれの影響から減額計上いたしま

した。また、依存財源の中心をなす地方交付税は、地方財政計画の伸び率が4.4%の減となったこと、または町税収入の増加が見込まれることなどから、大幅な減額は避けられず、普通交付税2億3,000万円、特別交付税9,000万円の計3億2,000万円を計上いたしました。

更に、財政危機突破計画の数値目標に関連し、幼稚園の授業料と保育園の保育料を月額で200円値上げさせていただきましたが、保育園の保育料につきましては、今回7階層となっていた所得段階を13階層に細分化し、急激な保育料の変化を緩和する見直しを実施いたしました。繰入金につきましては、財政調整基金、減債基金、ふるさとづくり基金、公共施設建設基金、緑地管理整備基金から総額1億8,300万円を繰り入れる予定であります。町債につきましては、地方財政計画を踏まえ、臨時財政対策債の借り入れや県衛星系等防災行政無線整備工事負担金として県防災行政無線デジタル化のための負担金を交付税対応の町債として借り入れるものであります。

以上の結果、歳入財源の分析をしますと、自主財源割合は70.5%、依存財源は29.5%となり、前年度よりも自主財源の割合が増加しております。

次に、歳出予算につきましては、現在の厳しい財政状況を踏まえ、「財政危機突破計画」による、内部管理経費等の削減を引き続き徹底するとともに、歳出総額の抑制を図る一方、重点事業には手厚く予算配分し、ソフト事業を中心とした新規事業を多く実施いたします。新年度の予算編成の最重要課題といたしましては、少子高齢化対応のまちづくりと安全安心のまちづくり、そして自然環境を守るまちづくりがメインとなっております。

それでは、今年度の主な事業についてご説明申し上げます。まず、少子高齢化対応策といたしましては、昨年度、小学校卒業までの医療費の無料化を拡大いたしました。新年度では入院に限り中学校卒業まで医療費の無料化を拡大したいと考えております。また、勤労世帯の子育て支援策といたしまして、東西小学校に学童保育所を開設し、放課後における児童の安全な生活の場の提供と働く保護者にとって安心して預けられる環境を提供いたします。また、少子化対策といたしましては、特定不妊治療助成事業を新規に導入いたします。高齢者対策、障害者対策につきましても、それぞれの計画に基づき自立を目指した福祉事業を展開してまいります。特に高齢者世帯等を中心に訪問活動を積極的に推進したいと考えております。

次に、安全安心のまちづくり対策といたしまして、西小学校校舎の耐震工事を行うため、本年度は耐震工事の実施設計を行うための委託料を計上いたしました。また、災害時の住民の安全を確保する観点から、県防災行政無線デジタル化事業を初め、2年に1度の防災訓練を実施し、利根川決壊などの災害時のため、ハザードマップ作成事業の実施など、住民の生命、財産を守るために最大の努力をいたします。そして、自然環境を守るまちづくり対策といたしましては、まず町制25周年を記念し、4月1日に町内全戸に配布予定のエコバッグを活用していただき、レジ袋削減による環境対策を推進するため、マイバッグキャンペーンを実施するとともに、地球環境の保全に努めてまいりたいと思っております。

更に、新年度から町役場及び庁内各施設において「エコちよだ2007」を実施する予定であります。これはISO環境マネジメントを目指し、役場職員みずからが取り組むもので、その目的の一つは、環境を守る、そして経費の節減、更に職員の意識改革を目指して実施するものであります。

なお、ただいま申し上げました最重要課題以外にも、本年度は、千代田町は町制を施行いたしまして25周年という記念すべき年に当たります。そこで、記念事業といたしまして、昨年からのNHKに対し招聘活動を行ってまいりました結果、本年5月13日に総合体育館で「NHKのど自慢」公開生放送を開始することが決定いたしました。多くの町民の皆さん方に出演していただいたり、観覧していただくことで、町の活性化が図れるものと考えております。

秋には、町政にご尽力された方々をお招きいたしまして、功労者表彰及び金婚のお祝いの式典と同時に25周年を祝いたいと思っております。財政危機突破計画を實踐中でございますので、最小限の経費で最大の効果を上げるべく努力していきたく思います。

次に、特別会計予算についてご説明申し上げます。まず、国民健康保険特別会計予算について申し上げますと、平成19年度の国民健康保険特別会計予算総額は12億1,815万8,000円であります。前年度と比較いたしまして9,950万6,000円、8.9%の増となっております。国保加入世帯は2,181世帯、被保険者数は4,625人と推計しております。医療保険を取り巻く状況は厳しく、とりわけ国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤をなしておりますから、高齢者や低所得者などの社会的、経済的な面での弱者を多く抱えておるといった構造的な問題もある上、高齢者を中心とする医療費の増加と相まって、その運営は極めて困難な状況になっております。千代田町では、近隣の自治体と比べても1人当たりの医療費が一番高いことから、その負担は国保財政を大きく圧迫しております。よって、平成17年度に国保税の値上げを行いました。医療費の増加による影響から国保事業の運営は非常に厳しくなっております。そこで、本年度は新規に健康ダイヤルを開設いたします。これは通話料、あるいは相談料が無料で、電話相談サービスでありまして、健康や医療などに関する相談を医師や保健師、看護師などの専門家が24時間、年中無休で受け付けし、医療費の抑制を図るものであります。また、保健師や関係機関の連携協力を図りながら、重複・多受診者等の訪問指導も重点的に実施いたします。更に、保険料の滞納者対策の強化もあわせて実施していきたく思います。

次に、老人保健特別会計予算について申し上げます。平成19年度の老人保健特別会計予算総額は9億2,353万7,000円でありまして、前年度と比較いたしまして5,415万円、6.2%の増となっております。新年度における老人保健対象者は1,350人と推計し、予算編成しましたが、急速な人口の高齢化、医療技術の進歩などによりまして、国民医療費が増える中、その3分の1を占める老人医療費は、主に働く世代の負担と国、県からの補助金で成り立っております。そこで、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくために後期高齢者医療制度が創設され、平成20年度からの実施に向け、本年2月には群馬県後期高齢者医療広域連合が発足いたしました。これは心身の特性や生活実態等を踏まえ、新たな診療報酬体系を構築し、高齢者が安心して受けられる医療体制の実現を目指していくも

のであります。

次に、介護保険特別会計予算について申し上げますと、平成19年度の介護保険特別会計予算総額は6億1,978万5,000円でありまして、前年度と比較いたしまして3,633万1,000円、5.5%の減となっております。介護保険制度は、社会全体で高齢者、介護を支えていく新たな社会保障制度として発足し、多くの課題を抱えておりますが、7年が経過するところでありまして。この間、サービス利用者の予想以上の増加により保険自体の存続が危ぶまれる状況となったことから改正介護保険法が施行され、これを受けて本町でも生活の自立を促すための介護予防を重視したシステムの確立や地域包括支援センターを創設いたしまして、介護状態にならないよう介護予防事業の一貫性、継続性を重視しつつ、「新予防給付」のケアマネジメントを実施してまいりたいと思っております。今後も高齢者の皆さん方が、できる限り住みなれた地域での生活が継続できるよう、地域包括支援センターが中核となり、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスが切れ間なく提供されるサービス体制の整備を図れるよう体制の充実に努めてまいります。

次に、下水道事業特別会計予算について申し上げます。平成19年度の下水道事業特別会計予算総額は2億2,042万2,000円であります。前年度と比較いたしますと601万8,000円、2.7%の減となっております。近年、急速な生活様式の多様化により、排出される家庭雑排水等が直接町内河川に流入するため、年を追うごとに水質の悪化が進行してきておりまして、自然環境に大きな影響を与えてきております。このため、よりよい生活環境の創造を目指し、群馬県と関係市町の連携により下水道整備に取り組んでおります。本年度も昨年度に引き続き関係住民への啓発を推進するとともに、管渠整備と管路の維持管理を継続して推進いたします。下水道の整備につきましては、膨大な資金が必要でございますので、今後も生活環境の向上を目指し、財政事情を考慮しながら推進していきたいと考えております。

最後に、水道事業会計予算について申し上げます。平成19年度の水道事業会計予算の概要につきましては、収益的収入及び支出の予定額を収入で2億6,578万8,000円とし、前年度に対し1万円の減、支出で2億5,353万1,000円、前年度に対し926万3,000円の減といたしました。また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入で3,280万1,000円、前年度に対し1,063万1,000円の増、支出で1億620万4,000円、前年度に対し1,685万円の増といたしました。

なお、資本的収入と資本的支出から生じる不足額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金を補てんし、対応してまいります。

水道事業は、安全な水を安定的に供給し、日々快適な社会生活を営む上で欠かすことのできない最も重要なライフラインであります。このようなことから、将来の安定給水確保を目指して、施設の維持管理や老朽管の布設替え等の整備を実施しております。今後も経営の安定化に向けて鋭意努力し、公営企業の基本理念である独立採算制の確保を図りたいと思っております。本年度は、財政の健全化を図るとともに、長期的な安定した給水体制の確立を図るため、配水管の漏水調査や老朽管の布設替

え、下水道工事に伴う配水管の布設替え等を予定しておりますが、留保資金等を考慮し、起債を活用しての事業といたしました。

以上のような予算編成といたしました。事業執行に当たりましては、経費の節減を図るとともに、有事に耐えられる構造とすることを基本として執行してまいりたいと思っております。

以上申し上げましたが、景気が好調とはいいまでも、まだまだ地方においては厳しい経済状況が続いております。社会構造が大きく変わる中で、自立した自治体として発展していくためには、徹底した行財政改革に取り組むことはもとより、エコちよだ2007でご説明申し上げましたように、千代田町独自の努力と工夫により、住民のためのまちづくりに努めていきたいと考えております。今後も町の発展と向上のために厳しい条件の中、理想のまちづくりを目指して行政運営に取り組んでいきたいと思っております。

一般会計予算並びに各特別会計予算の具体的な予算額や細かな事項につきましては、この後各課長並びに局長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小沢惣一君） ただいまから3時55分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 3時47分）

再 開 （午後 3時57分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

説明が終わりましたので、これより各課長、局長から所管事項の詳細説明を求めます。

初めに、企画財政課長、川島賢君の説明を求めます。

企画財政課長、川島賢君。

[企画財政課長（川島 賢君）登壇]

○企画財政課長（川島 賢君） 平成19年度一般会計予算につきまして、町税を除いた歳入予算全般並びに企画財政課所管の歳出予算につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、歳入全般を通しての予算計上方針をご説明申し上げます。新年度予算の歳入見積もりにつきましては、本年1月現在において見込める限り最大限の歳入予想を立てまして予算計上いたしました。よって、今後経済情勢の変動によっては過大見積もりとなる歳入項目が生じる可能性もあろうかとは思いますが、あらかじめご了承願いたいと思います。

初めに、予算書の1ページをお開き願いたいと思います。第1条に予算の総額が明記してあります。36億4,000万円であります。第1表、歳入歳出予算につきましては、この後事項別明細書によりご説明申し上げます。

第2条、債務負担行為、第3条、地方債につきましては、8ページ、9ページに掲載してございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

第4条、一時借入金につきまして、一時借り入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めております。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。予算書の16ページ、17ページをお開き願いたいと思います。中段にあります。まず歳入の2款地方譲与税でございます。自動車重量譲与税、地方道路譲与税につきましては、若干の増と見ましたが、所得譲与税につきましては、三位一体の改革により所得税から住民税への税源移譲が行われるため、廃目となっております。

続きまして、18ページ、19ページをお開き願いたいと思います。3款利子割交付金につきましては、前年度と同額で見込んでおります。

4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金につきましては、前年度よりも増額で見込んでおります。

20ページ、21ページをお開き願います。8款地方特例交付金ですが、1項1目地方特例交付金は、児童手当に係る交付分であり、2項1目特別交付金は、定率減税廃止に伴う経過措置分としまして、3年間に限り交付されるものであります。

次に、9款地方交付税ですが、普通交付税を2億3,000万円、特別交付税を9,000万円、合計で3億2,000万円と前年度よりも1億8,000万円の大幅な減といたしました。普通交付税につきましては、県から普通交付税推計システムをいただき、推計しておりますが、税収の増加が見込まれること、更には交付税自体の縮小等を考慮しまして、大幅な減といたしました。

なお、特別交付税につきましても減額計上いたしました。

10款交通安全対策特別交付金は150万円、前年度より50万円減で見込みました。

11款分担金及び負担金の1項1目民生費負担金、1節保育園運営費負担金につきましては、保育料の見直しがありますが、園児数が増加すると見込んで、約200万円の増となっております。

24ページ、25ページをお開き願いたいと思います。12款使用料及び手数料の1項3目教育費使用料の幼稚園授業料につきましては、値上げを見込んでおりますが、園児数が減少するとの予想から授業料も約35万円の減と見込んでおります。

26ページ、27ページをお開き願いたいと思います。13款国庫支出金でございます。総額では1億1,367万円、前年度よりも3.3%の減となりました。まず、1項国庫負担金は8,124万7,000円、前年度よりも5.6%の増であります。これは児童手当制度が拡充されたことで、児童手当関係の負担金が増加したものであります。

次に、2項国庫補助金であります。28ページ、29ページをご覧ください。総額では2,846万7,000円、前年度よりも21%の大幅な減となりました。これは3目土木費国庫補助金のまちづくり交付金が減額となった影響であります。

30ページ、31ページをお開き願いたいと思います。3項国庫委託金につきましては、前年度よりも

若干減額となっております。

次に、14款県支出金でございます。総額では1億6,820万円、前年度よりも21.7%の大幅増となりました。まず、1項県負担金ですが、合計で5,918万円、前年度よりも3.9%の増であります。これも児童手当関係の負担金が増加したためであります。

ページをめくっていただきたいと思います。次に、2項県補助金につきましては、総額では6,160万9,000円、前年度よりも6.1%の増となっております。まず、1目総務費県補助金に新たに総合流域防災事業補助金が追加されました。これは水害対策として作成予定のハザードマップ作成委託料に係る県委託金でありまして、補助率は3分の2であります。2目民生費県補助金につきましては、全体で前年度よりも7.5%の減となっております。

ページをめくっていただきたいと思います。34ページ、35ページになります。中段より少し上になりますが、4節児童福祉費補助金に新たに学童保育所運営費補助金が追加になります。

4目農林水産業費県補助金の1節農業委員会費補助金では、昨年度削減しました農業委員会交付金が156万7,000円いただける予定でございます。

36ページ、37ページをご覧くださいと思います。2節農業費補助金では、小規模土地改良事業費補助金が増加となります。

5目土木費県補助金につきましては、サイクリングロードネットワーク整備事業が完了しましたので、大幅に減額となっております。

次に、3項県委託金につきましては、前年度よりも倍増となっております。これは1目総務費県委託金につきまして、県税徴収委託料の算定方法の見直しが行われたことから、本年度は大幅増となっております。

また、38ページ、39ページになりますが、6節選挙費委託料金としまして、県知事選挙、県議会議員選挙、参議院議員選挙が行われることから委託金が大幅な増となっております。

次に、15款財産収入であります。1項財産運用収入の1目財産貸付収入は前年度同額であります。2目利子及び配当金につきましては、ペイオフ対策としまして、定期預金を決済用預金、つまり元本保証で利子につかない預金にしてまいりましたが、景気が良好であること、金融機関の不良債権問もほぼ解決したこと、万一倒産するような場合は事前に情報がキャッチできることなどを考慮しまして、通常の定期預金に振りかえる手続を順次進めていることから、本年度は406万4,000円の基金利子を計上いたしました。

ページをめくっていただきたいと思います。40ページ、41ページになります。16款寄附金は、前年度同額であります。

次に、17款繰入金になりますが、1項特別会計繰入金につきましては、前年度と同じであります。

ページをめくっていただきたいと思います。2項基金繰入金につきましては、財政調整基金8,000万円、減債基金4,400万円、公共施設建設基金5,000万円、緑地管理整備基金400万円、ふるさとづくり

基金500万円、合計1億8,300万円の繰り入れを予定しております。前年度よりも8,100万円の増額となりましたが、地方交付税の大幅減が予想されるため、やむを得ず基金から繰り入れるものであります。

18款繰越金につきましては、前年度同様であります。

ページをめくっていただきたいと思います。44ページ、45ページになります。19款諸収入でございます。総額では5,257万3,000円、前年度よりも1,453万円、38.2%の増となりました。1項延滞金、加算金及び過料並びに2項町預金利子については前年度同額であります。

3項貸付金元利収入につきましては7.4%の増であります。これは奨学金貸付金返還金の該当者が増えたための増であります。

4項雑入につきましては、46ページ、47ページをご覧くださいと思います。説明欄の一番下になりますが、自治総合センターコミュニティ助成金1,470万円が新規に追加になっておりますが、これは17区の集会施設補助ということで、宝くじの収益金を利用した補助事業収入であります。

そして、20款町債であります。1目臨時財政対策債は1,000万円の減となっております。

ページをめくっていただきたいと思います。2目消防債は地域情報通信基盤整備事業債ということで、県の防災行政無線の衛星デジタル化に伴い、町から事業負担金を支出いたしますが、その元利償還金について交付税算入がされる有利な起債であります。また、定率減税廃止に伴いまして、減税補てん債は廃目といたしました。

続きまして、企画財政課所管の歳出予算の説明を申し上げます。60ページ、61ページをお開き願いたいと思います。2款1項2目広報広聴費でございます。予算額は1,143万5,000円でございます。前年度よりも219万6,000円、23.8%の増額であります。支出内容は、説明欄に事業単位で計上してありますが、本年度はDTP、これはデスクトップ・パブリッシングと言いますが、パソコンを使った広報紙づくりを行うため、機器を購入する経費を計上してございます。これは近隣の自治体では、既に導入しておりまして、機器購入費はかかりますが、印刷経費の削減になるということで、おくれげながら導入することといたしました。

ページをめくっていただきたいと思います。67ページになります。2款1項4目財産管理費の中の基金積立金でございます。先ほど歳入の15款財産収入の中でご説明申し上げましたが、決済用預金から通常の定期預金に順次振替手続を進めていることから、本年度は基金利子370万7,000円を予算計上いたしました。

次に、2款1項5目企画費でございます。予算額は7,607万1,000円、前年度より23.8%の減でございます。大幅な減につきましては、この後総務課長から説明があろうかと思いますが、情報システム事業の予算が減額となったものであります。企画財政課関係では、昨年度実施しました中学生の海外ホームステイ事業につきまして、隔年実施ということで、本年度は予算計上してございます。また、69ページになりますけれども、説明欄の冒頭、まちづくり講演会委託料がございまして、5月の第4

日曜日、まちづくり町民集会終了後、俳優、そして気象予報士の石原良純さんをお招きして講演会を予定しております。更に、ページの下の方になりますが、本年度は新規事業としましてI S Oエコちよだ推進事業を実施いたします。これは一つ目には、地球温暖化の防止、二つ目には、ごみ削減や諸経費節減、三つ目には、職員の意識改革を目指し、役場及び出先施設で実施するものでありますが、予算上では報償費と需用費をそれぞれ10万円ずつ計上いたしました。

ページをめくっていただきたいと思います。2款1項6目合併推進費につきましては1,000円を計上してございます。

ページをめくっていただきたいと思います。76ページ、77ページになります。2款1項12目に町制25周年記念事業費を計上いたしました。内容的には5月の第2日曜日に実施予定の「NHKのど自慢」公開生放送の経費及び11月に実施しております町功労者表彰と金婚のお祝いに合わせまして25周年の特別表彰を行うための経費を計上いたしました。

大きくページをお開き願いたいと思います。94ページ、95ページになります。2款6項1目監査委員会費でございます。予算額は38万4,000円、前年度より2万8,000円の減でございます。内容は、監査委員2名分の報酬並びに需用費、そして郡町村監査委員連絡協議会の負担金などです。

大きくページをめくっていただきたいと思います。236ページ、237ページをお開き願いたいと思います。12款公債費でございます。予算額は3億3,062万3,000円、前年度より4,112万9,000円、11.1%の減でございます。内容は、長期債の元金2億8,136万8,000円と長期債の利子4,924万5,000円、公債諸費1万円でございます。

ページをめくっていただきたいと思います。240ページ、241ページになります。最後に、14款予備費でございますが、2,000万円を計上いたしました。

なお、245ページ、246ページには債務負担行為に関する調書が、247ページには地方債に関する調書がそれぞれ載せてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

更に、予算の具体的な分析内容等につきましては、予算関係資料に細かな数値が掲載してございますので、そちらの方も参考にさせていただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、町税を除いた歳入予算全般並びに企画財政課所管の歳出予算につきましての詳細説明を終了させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 次に、総務課長、栗原則雄君の説明を求めます。

総務課長、栗原則雄君。

[総務課長（栗原則雄君）登壇]

○総務課長（栗原則雄君） それでは、引き続きまして総務課関係の予算につきまして詳細説明を申し上げます。

予算書の52、53ページをお開きいただきたいと思います。2款1項1目一般管理費でございますが、予算総額2億2,957万1,000円でございます。前年度対比でございますと7.4%の減となっております。

す。主な歳出内容につきましては、説明欄をご覧くださいと思います。丸印のついております項目ごとに説明させていただきたいと思います。

まず、職員の人件費でございますが、総務課職員の人件費でございます。めくっていただきまして54、55ページになりますけれども、ここでは町長、副町長の人件費でございます。

次に、一般経費でございますが、ここでは臨時職員の賃金、顧問弁護士の謝礼、消耗品等の需用費及び電話料、郵送料等の役務費、電算業務及び新規になります。例規集のデータベース化の業務委託料が計上されております。めくっていただきたいと思います。ここでは複写機の使用料、そして県、郡の町村会の負担金及び金額は少ないのですが、新規に外国人未払い医療費支援負担金を計上させていただいております。

次に、人事事務事業でございますが、ここでは職員の研修等に関する経費でございます。また、福利厚生事業といたしまして、めくっていただきたいと思います。ここでは職員の健康診査等に係る経費を計上してございます。

次に、叙勲等受章祝賀会事業でございますが、叙勲等の榮譽に浴された人たちに対するお祝いの経費を計上してございます。次に、功労者表彰事業でございますが、毎年11月3日に実施しております町の功労者及び金婚者の記念品代等を計上してございます。

次に、情報公開、個人情報保護事業でございますが、前年同様計上させていただきましたので、記載のとおりでございます。後をご覧くださいと思います。

次に、行政改革推進事業でございますが、これにつきましては平成16年度に策定いたしました第四次行財政改革大綱が平成19年度で終了いたしますので、第五次の策定に向けての推進委員の報償を計上させていただきました。

めくっていただきまして、一番下段の3目会計管理費でございますが、ここでは出納係職員の人件費、めくっていただきまして、一般経費は決算書の印刷に係る経費等が計上されておるものでございます。

次に、4目財産管理費でございますが、ここでは庁舎の維持管理に要する経費を計上してございます。次に、めくっていただきまして、町有自動車管理事業でございますが、ここでは公用車の修繕、車検等の経費を計上してございます。

次に、町有財産管理事業でございますが、ここでは法定外公共物等の売り払いに係る不動産鑑定評価の委託料等を計上しておるものでございます。

めくっていただきまして、68、69ページをお開きいただきたいと思います。5目企画費の中の情報システム事業でございますが、前年度対比で50.2%、額にして2,220万円ほどの大きな減額となっております。情報機器使用料が大きく減額になっておりますのが要因でございます。使用期限が満了となりますが、再リース等で経費の削減を図るものでございます。

めくっていただきまして、70、71ページの一番下段になりますけれども、7目公平委員会費でござ

います。前年度同様に計上させていただきました。

次に、めくっていただきまして、8目防犯対策費でございますが、ここでは防犯灯の設置及び管理に係る経費が主なものでございまして、各行政区にございます防犯灯の電気料及び設置工事といたしまして、今年度は防犯灯電柱設置が15基、ポール設置が3基及び180基の修理等を見込んで計上させていただいております。それと、各種協議会の負担金等を計上させていただいたものでございます。

次に、9目交通安全対策費でございますが、まず交通対策推進事業でございますが、ここでは交通指導員関係の経費を計上させていただいております。

めくっていただきまして、下段の方になりますけれども、交通安全施設整備事業でございますが、道路の危険箇所における反射鏡等の設置工事費を計上させていただいております。次に、その下のチャイルドシート購入費補助金事業でございますが、前年度同様30基分を計上させていただいたところでございます。

次に、10目自治振興費でございますが、めくっていただきまして、ここでは区長報酬等各行政区の運営に関する経費を計上させていただいておりますが、本年度は、先ほど歳入の方で説明がありましたように自治総合センターコミュニティ助成金として17区の集会施設に助成するものでございます。1,470万円を計上させていただきました。

次に、11目諸費でございますが、ここでは自衛官募集事務協議会の負担金を計上させていただいております。

次に、84ページ、85ページをお開きいただきたいと思っております。まず、2款4項1目選挙管理委員会費でございますが、ここでは選挙管理委員会の委員さんの報酬及び電算業務委託料等で、予算を計上させていただきました。

次に、2目参議院議員選挙費でございますが、選挙関係の経費を計上させていただきました。

次に、めくっていただきまして、3目群馬県知事選挙費でございますが、やはり知事選挙における経費を計上させていただいております。

めくっていただきまして、4目群馬県議会議員選挙費でございますが、選挙費を計上させていただきましたが、ご案内のとおり3月30日告示、4月8日投開票日となっております。

次に、めくっていただきまして、5目千代田町長及び千代田町議会議員選挙費でございますが、選挙に係る経費を計上させていただいております。

次に、めくっていただきますと、6目待矢場土地改良区総代選挙費でございますが、本年が総代選挙の年ということで、予算を計上させていただきました。

次に、ページが大きく飛びまして、178ページ、179ページをお開きいただきたいと思っております。9款1項1日常備消防費でございます。館林地区消防組合常備消防費負担金でございますが、本年度の主な事業といたしまして、邑楽分署の庁舎新築工事、あるいは板倉分署庁舎新築工事に伴うところの設計並びに地質調査業務委託料、そして県防災行政無線整備負担金及び地図の検索装置の入れかえ工事

等が主な内容となっております。

次に、2目非常備消防費でございますが、非常備消防費負担金でございます。ここから消防団員の報酬及び各団の消防署の詰所の運営、管理費を賄うものでございます。

次に、3目消防施設費でございますが、消防施設費の負担金でございます。本年度につきましては、前年度同様防火水槽を1基予定しているところでございます。

次に、4目災害対策費でございますが、災害対策事業では、新規にハザードマップ作成委託料を計上させていただきました。これは万が一の洪水等が発生した場合の浸水想定区域、あるいは避難場所、経路、避難伝達の方法等を盛り込んだ地図を作成するものでございまして、作成後は全戸に配布を予定しているところでございます。また、防災行政無線管理事業では、めくっていただきまして、群馬県が事業主体となりまして、県衛星系等防災行政無線整備工事する事業の負担金を計上させていただいております。

次に、大きく飛びまして238ページ、239ページをお開きいただきたいと思っております。13款1項1目土地取得費でございますが、本年度も存目という予算を計上させていただきました。

また、後ろのページに給与明細書がございますので、後でご覧になっていただきたいと思っております。

以上で総務課関係の予算につきまして詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（小沢惣一君） 続いて、税務課長、加藤忠夫君の説明を求めます。

税務課長、加藤忠夫君。

[税務課長（加藤忠夫君）登壇]

○税務課長（加藤忠夫君） それでは、税務課関係につきましての詳細説明をさせていただきます。

14ページをお願いします。初めに、歳入につきまして説明申し上げます。町税全体でございますが、20億9,187万4,000円でございます。前年度対比109%、なお1億6,500万ほどの増となっております。また、町全体で町税が占める割合につきましては57.5%でございます。

それでは、項目別に従いまして説明させていただきます。最初に、歳入、1款1項町民税でございます。個人、法人合わせまして6億4,610万円でございます。なお、個人につきましては、国から地方へ平成19年から税源移譲によりますところの増及び定率減税廃止等に伴う措置、また法人につきましては、景気回復等によりますところの自然増、また過去5年間の実績等を考慮いたしましての予算内容でございます。

続きまして、1款2項固定資産税でございます。総額で12億7,629万円でございます。前年度と比較いたしますと3,726万6,000円の増となっております。これにつきましては、主に法人企業等による償却資産の新規業種分等でございます。

次に、1款3項軽自動車税でございますが、燃料等の高騰等により軽自動車購入者が増える見込みを想定いたしまして、前年度より25万1,000円増の2,136万1,000円を計上させていただきました。

次に、1款4項町たばこ税でございます。このことにつきましては、健康増進法に基づく厳しいも

のもございますが、昨年の単価の改正と過去の実績等を踏まえまして、前年度より50万3,000円増の7,519万5,000円ほど見込んでおります。

また、次に移りまして、16ページをお願いいたします。都市計画税でございます。この税につきましても、固定資産税同様に土地の負担調整分と前年度の課税状況等を考慮し、741万8,000円ほど増の7,714万8,000円を見込み、計上いたしました。その他につきましては、前年度とほぼ同様でございますので、よろしく願いいたします。

次に、歳出に移らせていただきます。78、79ページをお願いいたします。最初に、2款2項1目税務総務費でございます。総額で7,321万5,000円でございます。主な支出でございますが、職員10名分の人件費及び固定資産評価審査委員会委員さんの報償等でございます。なお、その他につきましては、税務課の経常経費でございます。

次に、下段の2目賦課徴収費でございますが、4,499万9,000円でございます。前年度より683万7,000円ほど増えております。また、7節賃金につきましては、次年度に伴う課税資料の整理をお願いするためのパート2名分でございます。次の11節需用費では賦課徴収に伴う経費、13節委託料につきましては、各種各税の電算委託料、次の81ページをお願いいたします。14節では税務課で使用しております各種システムの使用料等でございます。また、最後に23節でございますが、町税の過誤納還付金及び還付加算金等々でございます。

以上で税務課の説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 次に、住民課長、高橋充幸君の説明を求めます。

住民課長、高橋充幸君。

[住民課長（高橋充幸君）登壇]

○住民課長（高橋充幸君） それでは次に、住民課関係の予算についてご説明申し上げます。

予算書の80、81ページをお開きください。中ほどで2款総務費、3項1目戸籍住民登録費です。前年度に比べ507万6,000円減額となっておりますが、主に職員人件費の減額によるものです。予算の内容としましては、次の82、83ページを開いて右側の説明欄を見ていただきますと、窓口関係の電算機器の委託料や使用料が主なものとなっております。

次に、108、109ページをお開きください。下の方になりますが、3款1項4目医療福祉費、福祉医療関係の予算です。平成18年度の補正予算でも増額計上しましたが、新年度もその実績に合わせて増額したものです。また、条例改正でもご説明しました、中学生の入院分も含めて前年度に比べ1,386万1,000円の増額となっております。

次に、120、121ページをお開きください。3款民生費、3項1目国民年金事務取扱費です。平成18年度とほぼ同額、同内容となっております。詳細については、右側説明欄のとおりです。

次の122、123ページをお開きください。中ほどで4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費です。右側のページの説明欄を見ていただきますと、主なものとして下から2行目に呂楽館林医療

事務組合の負担金があります。厚生病院の負担金を計上しております。

次の124、125ページをお開きください。右側の説明欄を見ていただきますと、二つ目の丸印に生活環境委員活動事業がございます。生活環境委員さんには、千代田町の生活環境の中心的存在として、さまざまな事業にご協力をいただいているところです。

中段が2目予防費です。125ページから135ページの中ほどにかけて予防接種事業、老人保健事業、健康まつり事業、食生活改善推進事業など各種予防関係の予算が計上されており、町の健康維持増進の中心となる予算となっております。

134ページ、135ページをお開きください。中ほどが3目母子保健費です。右側の説明欄を見ていただきますと、最初の丸印が母子保健推進員事業で、その次の丸印が母子保健事業となっており、139ページにかけて母子保健関係の健診、相談、教室の費用を計上しております。その中で、特に137ページ、一番上ですが、妊婦委託健康診査事業として、一つ目の妊婦診査委託料、平成18年度までは2回の健診費用の助成でしたが、もう一回増やし、計3回とするものです。次の特定不妊治療助成事業補助金は新規事業で、治療費の2分の1の補助で、上限10万円、群馬県と同額を考えております。

次に、138、139ページをお開きください。下の方で4目環境衛生費です。右側の説明欄を見ていただきますと、一つ目の丸印が環境衛生事業の中に畜犬等関連事業として、ページの一番下に犬の登録及び狂犬病予防注射事務委託料が計上してあります。

次の140、141ページをお開きください。右側の説明欄の5行目に河川浄化対策事業があり、そこから3行下に浄化槽設置事業補助金として合併処理浄化槽設置について補助金を計上しております。中段に公害対策事業があり、その5行下に大気汚染汚泥排水分析委託料がありまして、毎年度定期的に測定を行い、公害防止に努めております。

次に、142、143ページをお開きください。5目保健衛生施設費で、右側の説明欄を見ていただきますと、保健センターの管理運営費となっております。

お開きのページの下の方に2項清掃費、1目じんかい処理費があります。次の144、145ページをお開きください。右側の説明欄を見ていただきますと、大泉町外二町環境衛生施設組合負担金が計上してあります。3行目には太田市外三町広域清掃組合負担金、リサイクルプラザの負担金が計上してあります。次の資源ごみ分別収集事業を初め以下ごみ処理関係の予算が計上してあります。

下の方にいきますと、2目し尿処理費で、右側の説明欄を見ていただきますと、館林衛生施設組合の負担金が計上してあります。

一番下になりますが、3目コミュニティプラント施設費で、コミュニティプラントの管理運営関係の費用が計上してあります。

以上、簡単ですが、住民課関係の予算説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 次に、福祉課長、吉永勉君の説明を求めます。

福祉課長、吉永勉君。

[福祉課長（吉永 勉君）登壇]

○福祉課長（吉永 勉君） 福祉課関係の予算につきまして説明を申し上げます。

96ページをご覧ください。第3款1項1目社会福祉総務費でございますが、1億7,926万円でございます。前年度より1,891万9,000円の増となりました。増加した要因でございますが、次のページをお開きいただきたいと思います。一番の要因といたしましては、国民健康保険事業への繰出金が1,279万7,000円ほど増加したためであります。その他といたしましては、老人福祉センターのボイラーが、設置から10年が経過をし、ふぐあいが発生していることから、これのオーバーホール費用、それから総合福祉センター敷地内の雨水排水の処理が、ふぐあいがありますので、これの改修費を社会福祉協議会の業務委託料に追加をいたしました。その他の経費につきましては、前年度同様となっております。

2目障害者福祉費ですが、8,770万6,000円でございます。前年度より820万3,000円の減といたしました。障害者福祉費につきましては、昨年11月、障害者自立支援法が施行され、ご承知のとおり身体、知的、精神の3障害が一元化され、制度間格差が是正されました。しかし、法施行に伴い生じた施設運営事業者の収入減や利用者負担の増に対しまして、国の改善対策でも、なお解決されない課題がございます。それを緊急的に県独自の事業者支援や、県と市町村による利用者負担軽減措置が平成19年度と平成20年度の2カ年に実施されることになりました。本町では現在、身体329人、知的55人、精神35人の計419人、障害を持たれている方がおります。このうちサービス事業者は、施設サービスが授産、更生、療護合わせて23人、居宅サービスが児童のデイ、ホームヘルプ、ショート合わせて4人、知的のデイ、ショート、グループホーム、地域ホーム合わせて8人、身体のホームヘルプ3人、知的、身体的生活サポート合わせて9人、精神のホームヘルプ、グループホーム合わせて5人、心身障害児集団活動訓練3人、身体障害者移動入浴1人、更生医療2人、福祉作業所3人、腎臓の機能障害通院交通費補助15人、延べ76人の利用者がおります。今後も継続してサービスの提供をするための経費でございます。

次に、104ページをご覧ください。高齢者福祉費でございます。2億2,768万3,000円といたしました。老人保護措置事業につきましては、現在4名養護老人ホームに入所しておりますので、この経費プラス新規1名、5カ月分を計上させていただきました。在宅高齢者福祉等推進事業につきましては、介護保険対象外の虚弱高齢者に対するサービスでございまして、ショートステイ2人分、デイサービス1人分、ホームヘルプサービス3人分、家族介護慰労金支給事業につきましては、20人分を計上いたしました。

次のページをご覧ください。福祉機器購入関係が、マットレス、車いす、伸縮テーブル各2を。給食サービスが55人分、紙おむつ65人分、老人の日常生活用具給付が2件分、低所得者給付が36件分、介護保険の社福減免が240件分を。次のひとり暮らし高齢者福祉事業につきましては、緊急通報装置新規5台を含む55台分の経費を計上いたしました。次の高齢者健康ふれあい事業につきましては、前

年度同様でございます。

次の敬老関係事業は、次のページをご覧ください。本年度100歳到達者が4人、77歳が110人、88歳が55人おりますので、この人たちに対する祝金等でございます。次の老人保健特別会計繰出金につきましては770万3,000円の増、介護保険特別会計繰出金が500万7,000円の減といたしました。次の介護予防ケアマネジメント業務委託料につきましては420件分を見込みました。次の後期高齢者対策事業につきましては、平成20年度から75歳以上の後期高齢者の医療保険が県内全市町を対象とする広域連合として運営されることになることから、準備委員会が立ち上がっておりますので、本町分の負担金281万9,000円を計上させていただきました。

次に、同和対策費でございますが、553万1,000円でございます。前年度より82万4,000円の減といたしました。減額の要因でございますが、次のページをご覧ください。行政改革の一環といたしまして、補助金等の見直しによりまして、部落解放同盟千代田支部への助成金を減額したためでございます。

次に、2項1目児童福祉総務費ですが、2,311万円でございます。前年度より916万円の増額といたしました。次のページをご覧ください。増額の要因は、新たに学童保育所の運営費を計上したためでございます。

次に、2目児童措置費ですが、8,703万1,000円でございます。前年度より1,086万円と大幅な増額となっております。増額の理由につきましては、児童手当法の一部改正によりまして、4月から第1子及び第2子への支給額が5,000円から1万円に引き上げられることによるものでございます。

次に、3目母子福祉費ですが、38万7,000円でございます。母子家庭等の児童生徒の入進学支度金でありまして、幼稚園3人、小学校14人、中学校13人、高校6人、就職2人分を計上いたしました。

次のページをご覧ください。4目児童福祉施設費ですが、2億995万7,000円でございます。前年度より1,127万8,000円の増となっております。東保育園47人、西保育園162人、これが現在の申し込みの人数でございますが、これを保育するための経費大泉町の私立保育園ほか6園へ合わせて9人、広域委託しますので、これに係る経費でありまして、増額の要因につきましては、園児数の増加及び新規に保育士2名を採用いただきましたので、その人件費の増であります。

次に、122ページをご覧ください。3款4項1目災害救助費ですが、9万6,000円でございます。前年度と同額でありまして、本来ですと、災害の発生がないことが理想ではありますが、万が一発生したことを考慮し、火災等の見舞金として全焼1件、半焼2件分を計上いたしました。

以上、簡単ではありますが、福祉課所管の予算説明を終わらせていただきます。

○次会日程の報告

○議長（小沢惣一君） 各課長、局長の詳細説明の途中ではありますが、本日はこれで終了いたします。

あす9日は午前9時から再開いたします。

○散会の宣告

○議長（小沢惣一君） 本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 4時53分）

平成19年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成19年3月9日（金）午前9時開議

- 日程第 1 議案第30号 平成19年度千代田町一般会計予算
議案第31号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計予算
議案第32号 平成19年度千代田町老人保健特別会計予算
議案第33号 平成19年度千代田町介護保険特別会計予算
議案第34号 平成19年度千代田町下水道事業特別会計予算
議案第35号 平成19年度千代田町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

1番	福田正司君	2番	小林正明君
3番	柿沼英己君	4番	富岡芳男君
5番	細田芳雄君	6番	黒澤兵司君
7番	今井和雄君	8番	野村年男君
9番	大谷直之君	11番	小林榮一君
12番	青木國生君	13番	野中角次君
14番	坂本金光君	15番	川島悦男君
16番	小沢惣一君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	襟川幸雄君
助役	高木敬司君
教育長	大澤洋生君
総務課長	栗原則雄君
企画財政課長	川島賢君

税 務 課 長	加 藤 忠 夫 君
住 民 課 長	高 橋 充 幸 君
福 祉 課 長	吉 永 勉 君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	林 節 君
都 市 整 備 課 長	野 村 耕 一 郎 君
水 道 課 長	君 島 悦 男 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	塩 田 稔 君
農 業 委 員 会 長	柿 沼 博 君
監 査 委 員	松 澤 初 江 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 島 重 廣
書 記	関 口 富 佐 子
書 記	宗 川 正 樹

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（小沢惣一君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第1回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○議案第30号～議案第35号の説明

○議長（小沢惣一君） 昨日の平成19年度千代田町一般会計予算の経済課所管より引き続き各課長、局長の詳細説明と各特別会計並びに水道事業会計の詳細説明を求めます。

初めに、平成19年度千代田町一般会計予算について、経済課長、林節君の説明を求めます。

経済課長、林節君。

[経済課長兼農業委員会事務局長（林 節君）登壇]

○経済課長兼農業委員会事務局長（林 節君） おはようございます。昨日に引き続きまして、平成19年度の予算分、経済課、農業委員会所管につきまして説明を申し上げます。

予算書の92ページ、93ページをお開き願いたいと思います。このページから95ページにかけて統計調査費でございます。2款第5項1目統計総務費、2目統計調査費を合わせまして91万5,000円でございます。平成19年度につきましては、5年に1度実施される就業構造基本調査を初めといたしまして商業統計調査、工業統計調査が予定されており、その調査員報酬など統計調査に要する経費が計上してございます。

続きまして、146ページ、147ページをお願いいたします。5款1項1目労働諸費でございますが、館林地区職業訓練運営会負担金を初めといたしまして勤労者住宅資金利子補給など23万2,000円を計上しております。

続きまして、148ページ、149ページをお願いいたします。6款1項1目農業委員会費でございます。1節農業委員報酬、2節から4節の職員人件費など、農業委員会運営のための経費といたしまして1,913万3,000円が計上してございます。

続きまして、150ページ、151ページをお願いいたします。2目農業総務費につきましては、農政係職員の人件費、農政審議会委員報酬、生活改善グループなどの活動助成に加えまして、昨年から引き続きまして館林邑楽農業共済負担金を含めまして3,942万円を計上しております。

次に、3目農業振興費でございますが、155ページにかけて2,587万円の予算でございます。主なもののみを申し上げますと、一般経費では農用地利用協議会委員報酬など報酬を初め農業の担い手確保及び団体育成のための助成金、補助金を計上しております。生産調整推進対策事業につきましては、農事支部長の報償金、それから生産調整事務に要する費用、それと奨励金などを計上しております。

続きまして、4目畜産業費につきましては、畜産振興のための補助金、団体への助成金など47万

3,000円を計上しております。

次に、156ページ、157ページをお願いいたします。5目農地費でございます。159ページにかけまして、4,040万3,000円の予算額でございます。主なものを申し上げますと、小規模土地改良事業につきまして、予算が前年に比べ伸びております。こちらにつきましては、農用区域内の用水路改修及び農道整備事業などの増によるものでございますが、すべて県の補助対象事業となっております。農地整備事業につきましては、主に緊急の修繕工事を見込んでおりまして、その他利根中央用水事業償還負担金を初めといたしまして、各種土地改良関係負担金を計上してございます。

続きまして、2項1目林業総務費でございます。159ページにかけまして、予算額503万9,000円でございます。松くい虫の事業を中心として平地林活用対策事業、森林ボランティアなどの育成事業のための予算を計上しております。

次に、160ページ、161ページをお願いいたします。7款1項1目商工総務費でございますが、主に商工統計係の人件費などでございまして、1,375万7,000円が計上されております。

2目商工振興費につきましては、商工会活動費、建築業組合千代田支部助成金、その他ISO認定取得に対する補助金等ございまして、585万6,000円の予算額でございます。

3目中小企業制度融資費につきましては163ページにかけまして、小口資金融資に関する審査員報酬及び保証料補助金、労働環境整備資金、貸付金など652万円が計上してございます。

4目消費者行政費につきましては、太陽熱温水器設置に係る補助金といたしまして7万5,000円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、経済課、農業委員会所管につきまして説明を終わらせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 続いて、都市整備課長、野村耕一郎君の説明を求めます。

都市整備課長、野村耕一郎君。

[都市整備課長（野村耕一郎君）登壇]

○都市整備課長（野村耕一郎君） お世話になります。それでは、引き続きまして、都市整備課所管の予算につきましてご説明を申し上げます。

最初に、162、163ページをお開き願いたいと思います。8款土木費、1項1目土木総務費でございますが、予算額で4,642万3,000円を計上いたしました。内容につきましては、都市整備課職員の人件費及び一般経費、各種負担金等でございます。前年度に対しまして655万1,000円の減額になっておりますが、主に職員の人事異動によります人件費の減でございます。

次のページをお願いいたします。8款2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費ですが、762万円を計上いたしました。前年度に対しまして2万9,000円の減額となっております。減額の要因につきましては、道路台帳補正業務の委託料の減額によるものでございます。なお、支出の内容につきましては、役務費で登記登録等各種証明手数料、次のページになりますが、土木設計積算システム借上料等

の経費が計上してあります。

次に、2目道路維持費でございますが、予算額で3,498万2,000円でございます。内容につきましては、13節で町道25号線ほか10カ所の街路樹管理委託料、15節の工事請負費では道路舗装補修工事5カ所及び環境整備工事費等の経費が計上してあります。詳細につきましては、記載のとおりでございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

次に、3目道路新設改良費ですが、予算額で7,380万2,000円を計上いたしました。内容につきましては、道路舗装及び側溝新設等工事2カ所及び次のページになりますが、工事としては3年目に入ります都市計画道路の整備に伴う工事費、サイクリングロードネットワーク事業等の工事費を計上しております。詳細につきましては、ご覧になっていただきたいと思います。

次に、4目橋梁維持費につきましては、残目の1,000円を計上いたしました。

次に、5目渡船管理費でございますが、予算額で775万4,000円でございます。前年度より125万9,000円の減額になりますが、これは職員の定年に伴う減でございます。内容につきましては、熊谷館林線赤岩渡船場の運営管理費等の経費が計上してあります。詳細につきましては、説明欄に記載のとおりでございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

次に、6目用悪水路費ですが、予算額で20万円でございます。今年度につきましては、前年度2件実施しました排水路改修工事が終了しましたので、1,170万円の大幅な減額になっております。内容につきましては、記載のとおりでございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

次に、1枚めくっていただきたいと思います。3項1目河川総務費になります。予算額で35万5,000円、前年度より若干の減額になります。内容につきましては、邑楽館林主要河川改修促進同盟会負担金を初め各種負担金等でございます。内容については、記載のとおりでございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

次に、4項1目都市計画総務費でございますが、予算額で7,072万9,000円を計上いたしました。前年度より303万2,000円の減額になっておりますが、これは5年に1回行われる都市計画基礎調査が前年度に終了したためでございます。その他19節負担金補助及び交付金で、次のページになります。舞木土地区画整理組合助成金等が計上してあります。

次に、2目公園整備事業費ですが、予算額で15万6,000円でございます。内容は、記載のとおりでございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

次に、3目公園管理費でございます。予算額で1,811万8,000円でございます。前年度に対して265万6,000円の増額になっております。これはシルバー人材センターに委託する、なかさと公園の清掃委託料となかさと公園のグラウンド整備工事費等による増額でございます。その他内容につきましては、次のページをお願いしたいと思います。なかさと公園ほか5カ所の公園緑地維持管理委託料と公園管理に伴う経費等が計上してあります。

次に、4目公共下水道費ですが、公共下水道への繰出金として1億3,921万3,000円を計上いたしま

した。

次に、5目東部住宅団地建設費でございますが、予算額で5万円を計上いたしました。内容につきましては、記載のとおりでございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

次に、176ページ、177ページをお開き願いたいと思います。5項1目住宅管理費ですが、予算額で1,306万8,000円を計上いたしました。内容につきましては、職員の人件費、また町営住宅の維持管理等の経費を計上いたしました。

次に、大きく飛びますが、236、237ページをお開き願いたいと思います。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費ですが、残目ということで計上いたしました。

次に、238、239ページをお開き願いたいと思います。13款諸支出金、3項開発公社費、1目開発公社費ですが、西邑楽土地開発公社運営費補助金として前年度同額の30万円を計上いたしました。

以上で都市整備課所管の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 次に、教育委員会事務局長、塩田稔君の説明を求めます。

教育委員会事務局長、塩田稔君。

[教育委員会事務局長（塩田 稔君）登壇]

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） おはようございます。それでは、教育委員会関係につきましてご説明を申し上げます。

180ページをお開き願いたいと思います。教育費の総額は、前年度比4,095万1,000円の減、4億6,543万2,000円計上してございます。減額となった主な理由につきましては、施設工事費等の減によりますが、平成18年度は東西小学校の施設改修工事、温水プールの天井改修工事並びに町民プラザの舞台照明関係設備の交換工事等が行われ、これらによる減となっております。平成19年度の予算につきましては、きめ細かな教育への環境整備に配慮した予算となっております。

初めに、10款1項1目教育委員会費でございますが、一般経費といたしまして、教育委員4名の報酬並びに負担金等が主な支出ですが、前年度と同様の内容となっております。

次に、182ページの2目事務局費でございますが、教育長並びに職員の人件費、また教育委員会に関連いたします臨海、林間学校等に係ります東毛広域市町村圏運営事業の負担金等を計上いたしております。

次に、3目奨学金でございますが、奨学金貸付事業といたしまして、継続者15名分並びに新規10名分を見込みまして、前年度と同様に計上してございます。なお、前年度比540万円の減となっておりますが、継続対象者の9名の減少に伴うものでございます。

次に、4目教育研究所費では、185ページの教育研究奨励事業といたしまして、小中学校に臨時補助教員6名、特別支援教育支援員、介助員でございますが、3名の配置を前年同様に継続し、きめ細かな教育を図りたく計上してございます。また、英語指導助手設置事業では、中学校費から移行し、増額となっておりますが、今年度新たに小学校における英語活動として、総合的な学習の時間を活用

して、国際社会に生きる日本人としての興味や関心を高めることを目的として、小学校専属のALTを1名配置いたしたく計上してございます。

次に、2項小学校費、1目学校管理費でございますが、前年度比1,803万7,000円の減となっておりますが、施設改修費の減によるものです。学校運営費といたしまして、東西小学校の運営に係ります必要経費を計上してございます。校医等の報酬につきましては、学校保健法に基づき児童生徒の健康の保持増進を図るため、新たに耳鼻咽喉疾患、目の疾患の検査を追加いたしましたので、医師報酬が東小学校では26万7,000円の増額となっております。西小学校並びに中学校にも同様に計上してございます。なお、検査用備品購入費として191ページ、中段やや上に50万9,000円を計上いたしました。また、その上の管理用備品購入費として新年度新たに西小学校に言葉の教室を開設して、言葉につまずきのある児童、園児に指導、援助を行うための備品を15万円程度計上してございます。

193ページの東小学校施設整備事業の主な改修工事では、昨年教室の天井に扇風機を設置いたしました。今年度特別教室に設置いたしたく、また校庭の砂場の砂の入れかえ等の工事費を計上してございます。西小学校では、設計委託料として580万7,000円計上いたしましたが、耐震診断により補強が必要との結果が出されたのを受け、補強工事の実設計委託料を計上いたしました。施設補修工事費では、天井の扇風機設置工事を初め遊具の交換工事や設備の補修工事等となっております。

次に、2目教育振興費でございますが、教育振興事業といたしまして東西小学校の指導用の備品購入費、更に就学奨励事業として、その経費を計上してございます。

次に、194ページをお開き願いたいと思います。3項中学校費、1目学校管理費でございますが、前年度比408万6,000円の減額となっております。その要因といたしましては、学校運営費の197ページ、上段にあります印刷製本費の教科指導書の製本が新年度不要になったこと、また下から2段目の学校管理運営事業において英語指導助手に係る経費を教育総務費に移行したことによって減額となっております。また、学校運営費では、不登校生徒や心に悩みを持つ生徒の教育相談事業として、心の相談員を継続して配置いたしたく計上してございます。

次に、198ページの2目教育振興費でございますが、教育振興事業といたしまして、指導用の備品購入費、また就学奨励事業等として、その経費を計上してございます。特に平成19年度は、群馬県教育委員会の指定事業として、いじめ、不登校対策モデル事業を受け、教育委員会、学校、地域社会が協力して、いじめ問題対策会議を中心に総合的な対策を実施し、児童生徒が健やかに育つ教育環境の整備に努めてまいります。

続きまして、200ページの4項幼稚園費、1目幼稚園費でございますが、200ページから206ページにわたりまして、東西幼稚園の管理と運営に係る経費を計上してございます。前年度比254万2,000円の増額となっておりますが、人件費並びに工事請負費の増となっております。

次に、5項社会教育費、1目社会教育総務費でございますが、職員の人件費を初め一般経費では社会教育委員報酬が主な支出でして、地域社会教育活動総合事業のほか、各種事業では各世代に応じた

学習機会の充実と社会参加等の推進に係ります事業費等を計上してございます。

次に、210ページをご覧くださいと思います。2目人権教育費でございますが、一般経費では人権教育推進委員会委員報酬を初め集会所の管理運営等に係ります経費を計上してございます。

次に、212ページの3目文化財保護費でございますが、町指定文化財ですが、新福寺の法輪寺にあります梵鐘の説明板が大変老朽化しておりまして、それに係る説明板の改修費として9万6,000円、また文化財保護事業では、埋蔵文化財の試掘調査が必要になった場合に配慮して、機械の借上料を計上いたしました。

次に、214ページの4目図書館費でございますが、職員の人件費、図書館協議会委員報酬を初め、図書館資料の購入費や図書館の管理運営の経費を計上してございます。前年度比100万円の増となっておりますが、ウェブ検索システム導入に伴う電算機器委託料、あるいは215ページの下から11行目ですが、図書館資料備品購入費として書架購入費、また図書館資料購入費として32万円の増額となっております。

次に、216ページから221ページの5目町民プラザ費では、町民プラザ職員の人件費を初め町民プラザの施設管理と運営に必要な経費を計上してございます。施設の修繕並びに舞台関係の機器の補修費が減額となっておりますが、221ページの下から5行目、コンピューター借上料154万1,000円を計上いたしましたが、パソコン室用のパソコンが6年経過してございます。一新いたしまして、町民の方に広くご利用いただけるよう施設整備に努めるものでございます。

次に、6項保健体育費、1目保健体育総務費でございますが、223ページのスポーツ振興事業が増額の原因となっておりますけれども、イベント用のアンプ購入のほか、町制25周年記念として横断幕を作成し、町民体育祭事業を初めサッカーフェスティバル大会では、サッカーの世界リフティングチャンピオンを招いて講習会等を計画しております。

次に、224ページをご覧くださいと思います。2目体育施設費でございますが、社会体育施設でありますテニスコート、夜間照明、町民体育館の管理運営に要します費用等を前年度同様に計上してございます。

次に、226ページをお開き願いたいと思います。3目総合体育館・温水プール費でございますが、前年度比1,928万7,000円の減となっておりますが、補修工事の減によるものでして、温水プール職員の人件費等のほか、229ページでは総合体育館及び温水プールの管理運営の経費、更にスポーツ教室のほか、施設の管理に要します費用を計上してございます。

次に、230ページの4目給食センター費でございますが、237万9,000円の増額となっておりますが、共同調理場施設運営費では、施設用の燃料費、施設の管理事業では、235ページの上段にございますが、施設補修工事費の増額によるものとなっております。

次に、5目運動場管理費でございますが、東部運動公園並びにサッカー場施設の管理及び整備事業に係る経費でございます。前年度比137万円の減額となっておりますが、備品購入費の減によるもの

となっております。

以上で教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（小沢惣一君） 以上で平成19年度千代田町一般会計予算の詳細説明を終了いたします。

次に、平成19年度千代田町国民健康保険特別会計予算及び平成19年度千代田町老人保健特別会計予算について、住民課長、高橋充幸君の説明を求めます。

住民課長、高橋充幸君。

[住民課長（高橋充幸君）登壇]

○住民課長（高橋充幸君） それでは次に、国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の256、257ページをお開きください。まず、歳入です。1款国民健康保険税です。保険税については、年々厳しい収納状況が続いておりますが、前年度とほぼ同額を計上しております。

次の258、259ページをお開きください。3款1項国庫負担金です。1目療養給付費等負担金は、歳出の療養給付費等に対しての国の負担金です。内訳については、右側の説明欄のとおりです。

次に、中段の2項国庫補助金、1目調整交付金は、市町村間の財政力の不均衡を調整する補助金で、全国の市町村が申請を出し、集計して計数を出すことになっていきますので、本町だけの状況でなく、全国的に比べてどうかといった交付金になりますので、予想するのが難しいところです。

次に、4款1項1目療養給付費交付金です。退職者医療に係る交付金で、歳出の退職被保険者等の療養給付費等に対しての交付金となります。

次の260、261ページをお開きください。5款2項県補助金、1目財政健全化補助金、その次に2目財政調整交付金で、前年度は計数未定で、国の計数を使い、予算計上しましたが、平成19年度は県の計数が確定しておりますので、低い計数となり、平成18年度当初予算より大幅な減額となっております。

次に、6款1項共同事業交付金で、一定額を超える高額療養分について交付されるものです。

次の262、263ページをお開きください。8款1項1目一般会計繰入金で、内容については、右側のページの説明欄のとおりです。

下へいきまして、2項基金繰入金ですが、厳しい財政状況に応じて全額取り崩すものです。

続きまして、歳出ですが、268、269ページをお開きください。1款1項1目一般管理です。右側の説明欄を見ていただきますと、最初の丸印で職員人件費です。次の丸印、一般経費では、中ほどの電算業務委託料が主なものとなっております。

次に、ページは飛びますが、272、273ページをお開きください。中ほど2款保険給付費ですが、それぞれ前年度とほぼ同額を計上しています。

次に、ページは飛びますが、278、279ページをお開きください。5款1項共同事業拠出金です。群馬県内の市町村が国保連合会に拠出金をプールしておいて、特に高額な医療費の支払い額の負担に応じて交付金として交付を受ける仕組みとなっております。1目高額医療費共同事業拠出金は、医療費が80万円以上のものについて、4目保険財政共同安定化事業拠出金は、30万円以上80万円未満の医療費

について拠出するものです。特に4目保険財政共同安定化事業拠出金は、平成18年10月より始まった制度で、当初予算では新規になります。

次に、280、281ページをお開きください。6款1項1目保健衛生普及費で、右側の説明欄を見ていただきますと、丸印で保健衛生普及費、それから黒い小さい点の印が事業名ですが、下から二つ目に国保ヘルスアップ事業がありまして、平成18年度から始めた国の補助事業で、生活習慣病の改善を目指す事業となっており、平成19年度も引き続き実施する予定です。その下の事業が健康相談事業で、新規事業になりまして、電話による24時間体制の無料健康相談を実施する予定です。これら二つの事業と重複・多受診者の訪問指導の強化により医療費の抑制を図っていくものです。

ページを戻っていただきまして、253ページをお開きください。総括で歳入となっております。一番下の歳入合計を見ていただきますと、本年度と前年度の比較として9,950万6,000円、予算規模が増えています。歳出についても同額です。増加原因は、歳入では6款共同事業交付金、歳出では5款共同事業拠出金で、特に保険財政共同安定化事業の大幅な増額が原因となっております。歳入歳出それぞれ1億1,303万7,000円が計上されており、予算規模が約1億円ほど増えることになりました。

以上、簡単ですが、千代田町国民健康保険特別会計予算の説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、千代田町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の290、291ページをお開きください。老人保健につきましては、平成14年度の制度改正により、平成14年10月1日に70歳になった人を基準に毎年度1歳ずつ対象年齢が上がっていきまして、老人保健の対象者が減少し、医療費も減少してきたところですが、今年の10月に75歳になる人をもって75歳以上の対象者として固定され、対象者の減少が終了することになりますので、平成19年度は医療費を増額しています。また、平成20年4月からは、新しい医療制度、後期高齢者医療がスタートします。少子高齢化の急速な進展、医療費の急増、特に高齢者医療費の急増などの問題から、医療保険制度を将来にわたり持続的かつ安定的な運用を図るため、新たな医療保険制度がスタートするわけです。2月には、群馬県後期高齢者医療広域連合が設立され、急ピッチな準備が続いているところです。保険料診療報酬体系も年内には決定する予定ですので、決定すれば、更に具体的な姿が見えてくることになると考えられます。

以上、簡単ですが、千代田町老人保健特別会計予算の説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 次に、平成19年度千代田町介護保険特別会計予算について、福祉課長、吉永勉君の説明を求めます。

福祉課長、吉永勉君。

[福祉課長（吉永 勉君）登壇]

○福祉課長（吉永 勉君） それでは、平成19年度千代田町介護保険特別会計予算につきまして詳細

説明を申し上げます。

305ページをご覧ください。昨年度、大幅な制度改正が実施され、介護予防事業の導入や施設利用者の負担の見直しなどが行われましたので、これまでの給付実績をもとに推計を行い、平成19年度の歳入歳出予算の総額を6億1,978万5,000円と決めました。

313ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細により説明をさせていただきます。まず、1款1項1目第1号被保険者の保険料ですが、1億1,298万4,000円といたしました。前年度より629万8,000円の増額となっております、第1号被保険者2,423人分の保険料でございます。

次に、2款1項1目介護予防サービス利用料は、存目1,000円といたしました。

次に、3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金ですが、9,814万1,000円といたしました。前年度より2,222万8,000円の減といたしました。標準給付見込額の施設サービス分が15%、居宅サービス分が20%交付されます。減額の理由につきましては、介護予防サービス給付費等が減額となったためであります。

次に、3款2項1目調整交付金ですが、2,788万1,000円でございます。前年度より768万5,000円の減といたしました。標準給付見込額の5.9%を見込みました。

次のページをご覧ください。2目地域支援事業交付金の介護予防事業ですが、改正介護保険法の規定に基づき実施する事業でありまして、町の健康診査で特定高齢者と認定された方に対するサービス費用の国負担分として事業費の25%が交付されることから181万1,000円といたしました。

3目地域支援事業交付金の包括的支援事業及び任意事業ですが、一般高齢者施策として実施する在宅福祉費の40.5%が交付されますので、252万2,000円といたしました。

次に、4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金ですが、1億7,287万8,000円といたしました。前年度より1,369万4,000円の減となっております。標準給付見込額の31%が交付されます。

2目地域支援事業支援交付金ですが、224万6,000円でございます。介護予防事業費の31%が交付されます。

次に、5款県支出金、1項1目介護給付費負担金ですが、8,310万円で、前年度より787万2,000円の増といたしました。標準給付見込額の施設サービス分が17.5%、居宅サービス分が12.5%交付されます。

次のページをご覧ください。5款2項1目交付金につきましては、存目1,000円といたしました。

次に、5款3項1目地域支援事業交付金の介護予防事業分ですが、90万6,000円といたしました。事業費の12.5%が交付されます。

2目地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分ですが、112万6,000円といたしました。事業費の20.25%が交付されます。

次に、6款財産収入、1項1目利子及び配当金ですが、存目1,000円といたしました。

次に、7款1項1目介護給付費繰入金ですが、6,970万8,000円でございます。前年度より552万円

の減といたしました。標準給付見込額の12.5%の町負担分でございます。

2目地域支援事業繰入金の介護予防事業分ですが、90万6,000円といたしました。事業費の町負担分として12.5%計上いたしました。

次のページをご覧ください。3目地域支援事業繰入金の包括的支援事業・任意事業分は112万9,000円とし、こちらは町負担分として20.25%を計上いたしました。

4目その他一般会計繰入金ですが、4,169万8,000円でございます。介護保険係2名分と包括支援センター職員2名分の人件費及び事務経費の繰り入れ分であります。

次に、7款2項1目介護保険基金繰入金ですが、199万7,000円でございます。手持ち基金2,291万4,000円の一部を取り崩して繰り入れするものでございます。

次に、8款1項1目繰越金ですが、前年度と同額の100万円計上いたしました。

次に、9款諸収入ですが、記載のとおり、すべて存目1,000円を計上いたしました。

323ページをご覧ください。歳出でございます。まず、1款1項1目一般管理費ですが、介護保険係2名の人件費及び事業運営経費であります。前年度より119万2,000円の減といたしました。減額の要因といたしましては、介護保険システム改修等がございませんので、このための減でございます。

次に、1款2項1目賦課徴収費ですが、ほぼ前年度と同様といたしました。

次のページをご覧ください。1款3項1目認定調査等費ですが、326万9,000円といたしました。介護認定に係る主治医の意見書及び認定調査委託料が主なものでございます。

2目認定審査会共同設置負担金ですが、383万8,000円といたしました。館林市外五町で共同設置しております認定審査会の負担金でありまして、これまでは申請件数割で負担金が算出されておりましたが、本年度から均等割30%と申請件数割で算出することになりまして、総経費4,138万7,000円のうち本町の負担額は均等割が206万9,000円と申請件数割が6%で173万9,000円となっております。

次に、1款4項1目運営協議会費ですが、介護保険事業の運営に関する事項を審議するための機関として設置してある協議会の運営経費でありまして、ほぼ前年度と同額を計上いたしました。

次のページをご覧ください。1款5項1目趣旨普及費ですが、パンフレットの作成がございませんので、存目といたしました。

次に、2款1項介護サービス等諸費ですが、居宅介護サービス給付費につきましては214名分、次のページをご覧ください。地域密着型につきましては9人分、施設介護サービス90人分、居宅介護、福祉用具購入が18件分、住宅改修が11件分、サービス計画給付が214人分、合わせまして5億1,916万7,000円といたしました。

次に、2款2項1目介護予防サービス給付費ですが、940万4,000円でございます。前年度より4,220万7,000円減といたしました。減額の理由につきましては、新予防給付の創設によりまして、介護認定審査の1次判定で要介護1に該当した方を2次判定において、国の指針では約6割が要支援2となるだろうということで計画いたしました。実際には3割にとどまりましたので、実績に即した予算と

したことから減額となったものであります。

次に、3目地域密着型介護予防給付費ですが、2件分を見込みました。

次のページをご覧ください。2款2項5目介護予防福祉用具購入費ですが、5件分を。6目の住宅改修4件分。7目のサービス計画給付費840件分を計上いたしました。

次に、2款3項1目審査支払手数料につきましては7,320件分と予想し、計上いたしました。

次のページをご覧ください。2款4項2目高額サービス給付費ですが、600件と予想し、計上いたしました。

次に、2款5項1目特定入所者サービス費ですが、昨年10月より居住費と食費が自己負担となりましたので、生活保護受給者と市町村民税世帯非課税の者のうち介護保険3施設利用者に対しまして補足的給付を行いますので、延べ516件分を計上いたしました。

次のページをご覧ください。3款1項1目財政安定化基金拠出金ですが、平成18年から平成20年までの3カ年の標準給付見込額19億4,100万円に拠出率1,000分の1を掛けて得られた額を3等分し、計上することになっておりますので、記載の金額を計上いたしました。

次に、4款1項1目介護予防事業費ですが、65歳以上の方を対象に、町の健康診査の問診票に生活機能評価の項目を追加し、これにより要支援、要介護になるおそれのある者を把握し、これらの方を対象とする事業を実施することにより、介護予防を図るための費用を記載のとおり計上いたしました。

次に、4款2項1目包括的支援事業・任意事業費ですが、包括的支援事業につきましては、地域包括支援センターの人件費及び介護予防ケアマネジメント、あるいは権利擁護事業でありまして、任意事業につきましては、現行の一般高齢者施策として実施していた老人保健事業及び介護予防、地域支え合い事業の一部が介護保険に組み入れられたものであり、これに要する経費を記載のとおり計上させていただきました。

341ページをご覧ください。5款1項1目基金積立金は、存目といたしました。

6款1項1目還付加算金ですが、第1号被保険者の死亡等による保険料の還付金でございます。

次のページをご覧ください。7款予備費ですが、収支の均衡を図るため、673万6,000円といたしました。

以上、簡単でございますが、介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 次に、平成19年度千代田町下水道事業特別会計予算及び平成19年度千代田町下水道事業会計予算について、水道課長、君島悦男君の説明を求めます。

水道課長、君島悦男君。

[水道課長（君島悦男君）登壇]

○水道課長（君島悦男君） それでは、水道課所管の予算の内容について詳細説明を申し上げます。

最初に、下水道事業特別会計から説明申し上げます。予算書の355ページ、356ページをお開き願ひ

ます。下水道事業予算につきましては、歳入歳出それぞれ総額で2億2,042万2,000円、前年度対比で97.34%、金額で601万8,000円の減額ということで予定してございます。

それでは、歳入関係でございますが、第1款分担金及び負担金、2項負担金、1目受益者負担金465万円を見込みました。

第2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料につきましては1,300万円を見込みました。

次の357ページ、358ページをお開き願いたいと思います。第3款国庫支出金、1目下水道費国庫補助金2,560万円を見込みました。

第5款繰入金、1目一般会計繰入金につきましては1億3,921万3,000円を見込んでおります。

次の359ページをお願いします。第8款町債、1目下水道事業債につきましては、補助金並びに単独分合わせまして3,790万円の借入れを予定してございます。

次の361ページ、362ページをお願いします。続いて、歳出関係であります。第1款総務費、1目一般管理費2,655万1,000円を予定してございます。主に職員3名分の人件費でございます。また、一般経費のうち下水道使用に伴う徴収委託料51万8,000円を計上してございます。また、消費税額につきましては、平成17年度実績を平成18年度に支払いしました実績を加味いたしまして150万円を見込みました。

次の363ページ、364ページをお願いします。第2款事業費、1項公共下水道費、1目管渠整備費6,853万4,000円を予定しております。内容につきましては、管渠整備事業費の実施設計及び管渠整備事業費の工事費の部分を合わせまして見込みいたしました。

2目管渠管理費553万円を予定しておりますが、内容につきましては、施設の保守管理業務が主なものでございます。

2項流域下水道費、1目負担金3,503万4,000円を予定しております。内容につきましては、西邑楽処理区の管渠等の建設事業負担金並びに維持管理費の負担金でございます。

次の365ページ、366ページをお願いします。第3款公債費、1目元金及び2目利子を合わせまして8,377万3,000円を見込んでございます。

第4款予備費、本年度は100万円を計上いたしました。

簡単ですけれども、以上で下水道事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、水道事業会計予算について説明申し上げます。予算書の383ページ、384ページをお願いします。最初に、3条予算の収益的収入及び支出であります。第1款水道事業収益の総額2億6,578万8,000円、前年度対比99.9%、金額で1万円の減額といたしました。

1項営業収益、1目給水収益、2目受託工事収益及び3目その他の営業収益を合わせまして2億6,578万2,000円を見込んでおります。

1目給水収益、水道使用料につきましては2億5,644万5,000円を見込んでございます。

3目その他の営業収益933万6,000円を見込んでおります。内容につきましては、加入者に係る加入金並びに消火栓の維持管理の負担金が主なものでございます。

次の385ページ、386ページをお願いします。事業運営に係る支出の関係でございますが、総額で2億5,353万1,000円を予定しております。前年度対比96.47%、926万3,000円の減額でございます。

1項営業費用2億2,019万9,000円を見込んでございます。

1目原水及び給配水費1億319万2,000円を予定してございます。内容につきましては、浄水場及び配水施設の維持管理費、漏水等の修理費、東部地域水道からの受水費用及び漏水調査委託料等が主なものでございます。

3目総係費3,457万5,000円を見込んでございます。主なものといたしましては、職員3名分の人件費及び管網整備システム保守委託料等でございます。

次の387ページ、388ページをお願いします。下段の方ですけれども、4目減価償却費8,148万円計上してございます。内容につきましては、機械装置、構築物、建物、車両等の固定資産の償却費用でございます。

次の389ページ、390ページをお願いします。2項営業外費用、企業債の利子の支払い及び消費税の納付予定額が主なものでございまして、予算として3,332万9,000円を計上してございます。

次の391ページ、392ページをお願いします。続きまして、4条予算の資本的収入及び支出でございますが、第1款資本的収入、総額で3,280万1,000円を予定してございます。

1項企業債3,000万円予定しており、内容といたしましては、前年度同様、老朽管の布設替えに伴う実施設計及び工事費用に充てるための借り入れでございます。

2項工事負担金280万円を見込んでございますが、内容につきましては、消火栓の新設及び下水道事業に関連した配水管の切り回し等移設工事に係るものでございます。

次の393ページ、394ページをお願いします。第1款資本的支出、総額で1億620万4,000円を予定してございます。

1項2目配水施設整備費4,665万1,000円を予定してございますが、内容といたしましては、老朽管の布設替え並びに下水道事業に関連した配水管の切り回し工事、移設等の各種工事及びそれに伴う実施設計委託料でございます。

3目浄水施設整備費542万8,000円を予定してございます。内容といたしましては、浄水場の補修工事等に係る費用でございます。

4目固定資産購入費340万8,000円を計上してございますが、内容といたしましては、第4水源用地の借地期限が今年度途中で満了することになります。この満了を機に土地を購入したいということで、購入費用で計上したものでございます。

2項企業債償還金につきましては、元金、償還金ということで、4,956万8,000円を予定してございます。

それでは、前のページに戻りまして391ページをお願いします。下段に記載してございますが、4条予算の関係でございますが、補てん財源の内訳でございます。資本的収入総額から資本的支出総額を差し引きますと7,340万3,000円の不足額となりますが、消費税資本的収支調整額132万1,000円並びに過年度分損益勘定留保資金7,208万2,000円を補てんし、収支の均衡を図りました。

また、377ページ、378ページをご覧いただきたいと思います。平成19年度の予算に当たりましての資金計画ということで、ここに記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

また、次の378ページ、379ページ、平成18年度の千代田町水道事業会計予定貸借対照表ということで、平成18年度の決算見込みを貸借対照表であらわしたものです。これも後ほどご覧いただきたいと思います。

続いて、380ページ、381ページ、平成18年度の千代田町水道事業会計予定損益計算書ということで、平成18年度の予算見込み、決算見込みということで、損益計算書であらわしたものでございます。これも後ほどご覧いただきたいと思います。

続いて、381ページ、平成19年度千代田町水道事業会計予定貸借対照表ということで、新年度予算策定に当たりましての3条予算に基づきまして貸借対照表を作成したものでございます。これも後ほどご覧いただきたいと思います。次の382ページも関連でございます。

簡単でございますけれども、下水道事業特別会計並びに水道事業会計の予算についての詳細説明を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小沢惣一君） 以上で各課長の詳細説明をすべて終わります。

○次会日程の報告

○議長（小沢惣一君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから15日まで休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、15日まで休会といたします。

なお、12日月曜日は総務文教常任委員会を午前9時から、13日火曜日は福祉環境常任委員会を午後1時から、14日水曜日は経済建設常任委員会を午前9時から、それぞれ全員協議会室で行いますので、よろしくお願ひいたします。

○散会の宣告

○議長（小沢惣一君） 本日は以上をもって散会いたします。

散 会 （午前10時12分）

平成19年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成19年3月16日（金）午前9時開議

（その1）

- 日程第 1 議案第30号 平成19年度千代田町一般会計予算
議案第31号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計予算
議案第32号 平成19年度千代田町老人保健特別会計予算
議案第33号 平成19年度千代田町介護保険特別会計予算
議案第34号 平成19年度千代田町下水道事業特別会計予算
議案第35号 平成19年度千代田町水道事業会計予算

日程第 2 一般質問

（その2）

- 日程第 3 発議第 1号 千代田町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第 4 発議第 2号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則
日程第 5 閉会中の継続調査の申し出

（その3）

- 日程第 6 社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会の調査期限を定める事について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

1番	福田正司君	2番	小林正明君
3番	柿沼英己君	4番	富岡芳男君
5番	細田芳雄君	6番	黒澤兵司君
7番	今井和雄君	8番	野村年男君
9番	大谷直之君	11番	小林榮一君
12番	青木國生君	13番	野中角次君
14番	坂本金光君	15番	川島悦男君

16番 小 沢 惣 一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	襟 川 幸 雄 君
助 役	高 木 敬 司 君
教 育 長	大 澤 洋 生 君
総 務 課 長	栗 原 則 雄 君
企 画 財 政 課 長	川 島 賢 君
税 務 課 長	加 藤 忠 夫 君
住 民 課 長	高 橋 充 幸 君
福 祉 課 長	吉 永 勉 君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	林 節 君
都 市 整 備 課 長	野 村 耕 一 郎 君
水 道 課 長	君 島 悦 男 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	塩 田 稔 君
農 業 委 員 会 長	柿 沼 博 君
監 査 委 員	松 澤 初 江 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 島 重 廣
書 記	関 口 富 佐 子
書 記	宗 川 正 樹

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（小沢惣一君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第1回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第1に上げられております議案第30号から議案第35号までの案件について1件ずつ処理いたします。

まず、議案第30号 平成19年度千代田町一般会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 皆さん、おはようございます。19年度の質疑に入らせていただきます。

私の方からは、当初予算編成方針の、この小冊子の方ですか、そこから拾ってやっていきたいと思っています。

第1番目に、「未造成地の一部の用途変更を視野に複合施設の誘致を図り、ゆとりのある良好な居住環境の調和のとれた魅力のある住宅団地として、県企業局と一丸となって早期完売を目指してまいります」とうたわれております。この用途変更の複合商業施設というものはどういうものなのか。また、面積をどのくらい必要としているのか。造成費用はどのくらいかかるのか。複合施設の内容も詳しく知らせてください。

2番目、利根川新橋についての早期実現に向け、促進、働きかけていくとありますが、これは千代田町としても懸案であります。民間の方からも、民間の主体で新橋に向けて同盟ができて、18日には、プラザで説明会をやるというのが決まっております。私は、この利根川新橋に向けて強い思い込みがありまして、町長と一緒に総理官邸に2回も行って、上野公成氏に行き会っていろいろお話をしてきたわけなのですが、この間の選挙のときに、3年前に上野公成は残念ながら落ちてしまいました。私と坂本議員は、2人で650も後援会入会申し込みをとるほど頑張ってきたわけなのですが、残念でありました。私がどうしてこの利根川新橋に思い込みがあるかと申しますのは、千代田町が流通団地というのですか、優良企業の誘致に、新橋ができた場合に大変有利になる、そういう誘致するのに。そうすれば自主財源が豊かになって、いろいろなこれから介護保険や水道問題なんかで、いろいろな面で一般会計から繰り出して安くサービスができる、料金が抑えられる、自主財源が上がると強い思い込みを持っております。この点に向けて町長の考え、それから今どこまで進んでいるのかの説明をお願いいたします。

それから、少子化対策といいますか、千代田町でも大変な、国に沿った形でありますけれども、子育て支援等にお金を費やしております。これは大変結構なことだと思います。不妊症のための、子供を希望しながらも生まれない夫婦への支援、こういうことまで視野に入れております。これは感謝しております。

4番目に、千代田町の福祉高齢者サービス、いろいろな面でここに書いてございますけれども、私は千代田町の特に施設に入らなければならない方、要介護4、5の方、要介護の方ですけれども、その人たちが望んでいるのは、多床式の低価格で入れる、安くそれも入れて、地域の人たちと連携してやれるような、本当に地域密着型の施設を考えている方が多いです。これからそのような施設を千代田町につくっていくとか、やっていく方向づけをぜひお願いしたいと思いますが、町長の考えをお願いいたします。

5番目に、学童保育の問題であります。これは川島議員がもう昔から騒いでいたことでありますけれども、このようにやっとこの学童保育を開設することが決まりました。この点も深く感謝しております。

私の方からは、その学童保育までといたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 大谷議員の質問にお答えいたします。

ふれあいタウンの中で複合施設ということで、今用途変更を進めております。というのは、あそこに現在も多くの方が新しく入居して住んでおりますが、その方々はもちろんでございますが、展示会なんかを開きますと多くの方が来て、そういった日用品の、そういった店がないというような指摘もございまして、町の方で何とかそういう日用品の出店の模索をしておりましたが、現在足利邑楽行田、足利邑楽鴻巣ですか、あその両端に商業地域を設置してあるのですけれども、それだけでは、今までもそういった商店ではちょっと狭過ぎるというような指摘もございまして、何件かあそこに見に来て、商業施設、ここで商売をしたいという方がおったわけですが、駐車場等に問題もございまして、なかなかそういった店が見つからなかったわけです。しかし、新たにそういう施設を総合的に進めておる企業が、あその足利鴻巣線の東側ですか、通りの東側に西邑楽土地開発公社分として4.4ヘクタールございます。それをそっくり買って複合施設をつくりたいというふうな店が出てきました。町の方でも即用途変更して、その準住宅地から変えなければならないと、そういった手続もございしますので、県と相談してそういう方向で、そういう商店が出店できるような方向で、今県に対して用途変更を進めておるところでございまして、当初は2社ございまして、2社で進めていただければ、非常に町としては有利な方法で選定ができるのかなと思っておったのですけれども、なかなかその用途変更にかかる時間がかってスムーズにいかなくて、それがほかへ行ってしまうというような状況でございまして、従いまして、町の方では一日も早く用途変更をいたしまして、そういう希望する施設等に対応ができ

るように申請をしているところでございます。

それと利根川新橋でございますが、利根川新橋はご承知のとおり平成9年ですか、埼玉、群馬、そして栃木の15市町村で期成同盟会を設置いたしまして、それから国、県あるいはその他の機関に陳情して、一日も早い新橋をとということで進めておりましたが、その後国からの調査費、そしてその後は群馬、埼玉県においても調査費をつけて進めております。その結果、昨年の群馬県の陳情では、知事に陳情に行ったわけですが、熊谷市を筆頭に陳情に行ったわけですが、そのときの知事が、川西理事さん、都市整備課ですか、その理事に問うたところ、その理事のいわく、調査した結果一番必要な場所は、今の熊谷と千代田が一番必要な場所であるというような判定をしていただきました。しかし、その中でも3カ所希望があって、1カ所に早く、1カ所に決めてくれというようなご指摘でございました。千代田町におかれましては、平成あれは4年だったですか、栃木から邑楽町と大泉の境を通過して千代田町から埼玉へというような両毛何とかという、そういった線を引いて、将来的にはここへ道路をつくってほしいというような、そういう一つの模索みたいな会議がございました。それにのっとって、千代田町では一本に絞ってその場所を進めてほしいということでございますが、埼玉側は3カ所、その新橋の橋の位置を3カ所からなかなか一本に絞れないというような状況でございましたので、今回も県の知事の方からは一日も早く新橋の場所を決定するということのようなことでございます。そんなことで今進めておりますが、群馬県側におかれましては最重要の場所であるというようなお話も聞いておりますので、これから一層国、県に進めて、一日も早い新橋の実現に向けていきたいと、そんなふうに思っております。

少子化対策は、いろいろとその幅が広くございます。千代田町では、ご承知のとおり昨年、今までは小学校入学までの医療費を卒業するまで、いろいろと無料化にしようということで拡大いたしました。今年は皆様方の理解と協力をいただきまして、入院だけですが、中学を卒業するまで拡大するなど、そのほか児童館の設置、あるいは小中学校の教室を設けて、子供たちを、うちへ帰っても留守宅の、そういった子供たちはそこで時間を過ごして、補習勉強したりという施設を整備すべく、皆様方のご了解をいただいて決定しているわけでございます。そのほかいろいろと福祉に対しては幅広く取り組んでおりまして、非常に金がかかるわけでございますが、子供たちからお年寄りに至るまでの福祉に対しての、町として取り組んでおるところでございますので、ひとつそういうことで全体的な答弁になったかわかりませんが、千代田町のふれあいタウンの中の複合施設問題、あるいはまた利根川の新橋の問題もあさってですか、千代田町と邑楽町と大泉町の有志の方々と新橋をかける市民の会というのを立ち上げまして、促進大会もスタートするというところで、行政だけではなく町民の応援も得て、早急にそういった橋の実現に向けて進めてまいりたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） それでは、住民課関係ということで、特定不妊治療助成事業についてお

答えいたします。

最近新聞紙上でも、何々市が始めたとか掲載されることが多くなっておりませんが、少子化対策として、子供を望んでも恵まれない方のために助成するものです。具体的な数字については、予算書の137ページの上の方に載っておりますが、内容は2年以上治療を続けて、1年に10万円、5年間助成するものです。県においても10万円助成しておりますので、合わせて20万円になるかと思えます。実際には50万円以上かかるとなっておりますので、少しでも支援になればと思えます。生まれてからだけでなく、それ以前からも少子化対策を進めるものです。

それともう一つ、妊婦健診の助成回数につきまして、今までは2回でしたが、3回の助成を19年度から予定しております。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 高齢者対策ということで、多床室の地域密着型をどうかというご質問でございますが、現状では多床室補助対象外でございますので、ちょっと難しいかなと。

また、地域密着型、これにつきまして29床以下の施設が対象でございますが、こちらにつきましてもユニット型でございますので、全室個室で推進されておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小沢惣一君） 9番、大谷直之君。

○9番（大谷直之君） 先ほどの質問の中で、何というか造成費用が1億8,000万円ぐらいかかるというような話もちょうと伺ったのですけれども、これどうしてこのように大きなお金がかかるのかなと思って質問したわけですが、お答えをお願いいたします。

それから、総合商業施設というのが、ちょっとそこに住んでいる方たちが、日用品だのいろいろな買い物がしたい、そういうことですが、具体的には、ではスーパーマーケットみたいな、そういうものが来るといふふうに考えた、いろいろなそういう例えばアウトレットとか、そういう大きな幾つもの、マツキヨが来るとか、例えばダイソーが来るとか、そういうようなふうな考えを、そういうのが来るといふふうに考えてよろしいのでしょうか。

それから、利根川新橋のお話ですが、埼玉の方が三つなかなか一本化ができないということで、今のところ決められないというような様子ですが、そういう中であって、両方で話し合っただけで進めていかなければならないから手間はかかると思っておりますが、両方、こちらからも積極的に動いてつくっていく、あるいは知事の方も利根川新橋を一生懸命やりたいというのであれば、促すというのですか、県にも強くお願いに上がるとか、そういう作業も必要ではないかと思えます。だれもが望んでいるのではないかなと思っております。その点をお聞かせください。

それから、少子化の対策でありますけれども、実は資料もいただいておりますけれども、これを見ますと、読み上げると長くなりますけれども、千代田町も本当に少しずつでありますけれども、今この

全体を見ますと、大変な少子化対策に力を注いでいるというのがわかります。この資料は後ほど皆さんに渡せば、きつともっともっと理解できると思います。

それと、福祉課長のおっしゃった、現状ではユニット型、多床式というので、これは国の方というのですか、もう全然これ以外にはだめだというふうに進んでいるわけなのですね。これを何とか実情に合わせた形でやれるような、そういうことができないものかどうか。こういうことを県にお願いに行くとか国にお願いに行くとかというのは議員では追いつかないので、町長が動くとか県議会議員に動いてもらうとか、そういう方法しかないのでしょうかね。何かいい方法があったらば考えていただきたいのですけれども。

その3点をお尋ねいたします。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 特老の多床室の関係でございますが、県の職員等とも多床室の方が経費的にも安く済むからというような話はするのですが、なかなか方針転換までは至っていないのが現状でございます。埼玉県なんかは、県独自で多床室も多少認めているような話も聞いておるのですが、群馬県の場合はまだまだユニット型ということで、何か700床ぐらい、今後また県の方で増床を考えているようでございますが、それらにつきましてもユニット型だというような話を伺っております。今後また県の方にも聞いてみますが、現状では難しいということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 都市整備課長、野村耕一郎君。

○都市整備課長（野村耕一郎君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

造成費用ということで多額の費用がかかるということでございますが、まずその点でございますが、開発公社の方の19年度の方の予算の中で、土地造成事業費ということで1億9,790万円を見込みまして、そちらの方で先日の2月21日の審議委員会で決定をしていただいたものでございます。その内訳を申しますと、東部住宅団地の用地費1,355平米と、それと東部住宅団地の造成費ということで4万2,085.6平方メートルの造成費の費用、それとふれあいタウンちよだコミュニティセンター建設事業費の中の事業費と、こういうことの込みで1億9,790万円ということで予算化したものでございます。

それと、複合商業施設のお店の内容ということでございましたが、先ほど町長が説明したとおり、2社のうちの1社に決定していただきまして、私どもが今聞いている範囲では、コンビニとセルフのガソリンスタンドまでは大体内定はしていると、そんなような内容でございまして、残りにつきましてはスーパー等、そういうものが来ていただければと、そのように希望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 利根川新橋につきましては、今まで期成同盟会の方で毎年国、県の方へ要望活動を行っているところであります。今回住民の有志によります市民の会ができたということでございます。大谷議員のおっしゃるように、今後なお一層利根川新橋実現に向けて努力していき

たいと思います。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 9番、大谷直之君。

○9番（大谷直之君） 最後に1点だけ、複合施設でコンビニエンスとセルフのスタンド、あとスーパーというふうになっておりますけれども、業務分担というのですか、大変広い分担ですよ。そういう中で、商業地域というのですか、前の通りの方に当然スーパーが、コンビニエンスとかガソリンスタンドが来ると思うのですけれども、あとそのスーパーで、その4ヘクタールがいっぱいになるという、その三つが一部で話題としてあって何かというのだとか、そういうのではなくて、三つだけでそこを使うというふうに考えてよろしいのでしょうか。その施設をつくる、造成するためにそのお金がかかるとい、そういうふうに考えてよろしいわけですか。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 複合施設につきましては、7月ごろまで、用途変更の許可をする目的が達成するまでに7月ごろまでかかって、それから開発許可ということですから、非常に時間がかかってしまうということもございまして、相手方は非常に急いでいるわけです。あそこに50メートルは商業地域として既に確保しておりますから、それプラスアルファだけでも先に譲ってくれないかという話です。先に譲ってもらったところにガソリンスタンドとコンビニのセットを持ってきたいということでございまして、それでは後ろに相当の坪数が残っておりますから、あとは要らないよというようなことを言われてしまうと非常に心配でございまして、そういうことも兼ねて、全体で4.4ヘクタールあるのですけれども、その仮契約、そういうものをちゃんと弁護士を通じて設定して、そしてそこだけ最初売却すると。用途変更が決まった時点で残りを売却してもらおうと。そういう方向で、今進めているところでございます。相手方も、全部買って使うというふうなことでございました。

当初は、非常にですから大きな店舗をもって、あそこを全面的な複合施設ということでございましたが、だんだんと近辺にそういった大きな店舗が設置されてきておりますので、とりせんだとか、ああいう大手がなかなか手を挙げてくれないというようなことでもございますが、町の方はそういった企画会社に対して、企画会社が土地を買って、お店と契約して店をつくってと、そういう方向でこれから進めてくれるのかなと、そんなふうに思います。中身に対しては、その都度その都度企業と相談しながら慎重に進めていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（小沢惣一君） 都市整備課長、野村耕一郎君。

○都市整備課長（野村耕一郎君） 先ほど私のちょっと答弁の仕方がまずかったのかなというふうに思いまして、今確認だけをさせていただきたいと思います。

最後に言いましたスーパーマーケットというのは、まだ決定しておらない状況で、こちらの方の希望という形で言ったことでございます。ご了解のほどお願いをしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 平成19年度一般会計予算につきまして、幾つか質問をしたいと思います。いろいろ政策的な対応でございますので、ページ数についてはこだわりませんので、ご了解のほど申し上げたいと思います。

まず最初に、いわゆる千代田町の財政運営、これで大丈夫かどうかという点で質問をさせていただきます。町長は予算編成方針の中で、夕張の教訓といいますか、どうして夕張が破綻をしたのか、こういう点で述べておりましたが、この点が正確に、今後やはり千代田町がこの教訓を生かしていかなければならない、こういう立場から質問をさせていただきますので、ご了解をお願いを申し上げます。

夕張の経験といたしましては、要は炭鉱が減って、なくなって、それを町が、市がですか、市がそれをいろいろな点、問題、病院であるとか、そういったものを肩がわりをするという中で583億円を支出と、こういう大変な事態。530億円というのは、いわゆるその当時の人口で考えれば、いろいろ可能な事態だったのではないかと思うわけであります。それが最終的に今残っているのは332億円とありますから、市債発行がですね。そういうことで、それが今1万4,000人ですか、の人口になった中で一気にその負担が覆いかぶさる、こういう状況で財政再建団体になったわけであります。

これが、この原因をどこに見るか。これは、今後千代田町が十分教訓を生かしていかなければならないと思うわけであります。私も正確にはまだわかっておりませんが、今後その問題については勉強をしていかなければならない。しかし、私一人が勉強したのでは、絶対にこれはだめだということも、要は町長が勉強しなければならないのですね。町当局が勉強しなければならない。こういう立場で町長の、いわゆる考えをお聞かせを願いたい。夕張の教訓、どのように考えているのか。

また、今の千代田町、この間の補正予算で明らかになりましたけれども、いわゆる企画財政課長はいろんな点で財政把握、非常に困難である。できないのだとは言わないのですね。ところが、問題は住民税については500万円、これについてはもう明らかに把握できていたはずということです。もう一つ5,000万円の法人税については、いわゆる後から入ってくると。ですから、基準財政需要額に算入してあるほかの、明らかにこれは把握できないと。この部分については把握できないというのは言える。しかし、全体について把握できないということはありません。逆に言うと、把握していたのだということなのです。把握していて、把握は困難であるというふうに住民の皆さん、特に議会に対してそのような答弁をしてきたということが、私はこの間調べて、いろいろ確認をしてきたわけであります。

最終的にこれがどのような影響を及ぼしているか。例えば財政危機突破計画、これを発表して都市計画税を取る。エンゼル賞を切り捨てる。そしてお年寄りの祝金ですか、これも減額をする。こういった形で、そのときの国保も値上げをする。こういう状況で住民負担を押しつける。これが、問題は夕張のように財政再建団体になったときに、初めて仕方なく住民の皆さんに負担をお願いをするとい

うのが千代田町当局の立場なのです。このところは、企画財政課長も助役も今笑っておりますけれども、要はそういう財政運営、野中さん言っていましたけれども、ある金を全部使ってしまったのはだめなのだよと、後に残しておかなければならないのだよと、助役がそう言っていたと、だから立派な人だと言っております。しかし皆さん、ここなのですよね。確かにそれは後に残さなければならない部分というのもあると思うのです。しかし、それを法律の立場から考えるならば、把握できるところをすべて把握して、すべて予算に編入して、歳入歳出予算に編入をして公平に還元をするというのが町の態度ではないか。そこのところを反省しない限り、この千代田町の財政の立て直し、夕張の教訓を生かすことにはならないのです。こういうふうには私は考えるわけでありまして、従いまして、この千代田町財政再建、財政危機突破計画、改めて質問を申し上げますが、町長は今、千代田町は財政危機なのかどうか。どのような認識でいるのかお聞かせを願いたいと思います。夕張の教訓も含めてお聞かせを願います。

続いて、農業振興策について質問をいたします。具体的には、一般質問で今後の農業問題、私もこの点についても非常に素人でございますから、またここから十分皆さんと協議をして、何が千代田町で農業振興策ができるのか、こういう立場で議論をしていかなければならない。そのような立場から、やはり今年度19年度予算で千代田町が、この農業振興策、何を目玉にしているのかお聞かせを願いたい。

大体想像はつくわけでありましてけれども、今国が日豪EPA、いわゆる農業資源の共有といいますか、こういった形で自由化を進めようとしている。その中で、認定農家あるいは中核農家ですか、この人たち以外の農業というものが立ち行かなくなる心配が、危機が出てきているわけでありまして。この日米EPA、これについてどのように考えているのか。日本の、そして千代田町の農業を守ることになるのかどうか。その辺どのように考えているのかお聞かせを願いたいと思います。

それから、子育て支援、これについては大谷議員も言っておりましたので、全体的には避けますが、学童保育等充実した面というものがあられるわけでありましてけれども、一つだけこの間私に対して、いわゆる福祉に理解がないと、あるいは福祉の足を引っ張っていると、町長は公言をしております。従いまして、何が私が福祉の足を引っ張っているのか、具体的にお聞かせを願いたい、このように考えるわけでありまして。何をどう私が足を引っ張っているのか、言ってもらわないと私も反論できませんので、この点については明確なご答弁を願いたい。

それから、いわゆる幼稚園児の保育ですね。これについて皆さん、ちょうどあのみどりの風への補助金が、補助金出さずか出さないか、いろいろ議論になっていたときに、その間に幼稚園児の夏休みの保育を何とかしてほしいということで町長に父兄が、保護者が、私も入っていたためかどうかわかりませんが、そういう要求をして、何とか夏休みだけでもいいから保育してほしいと、こういう要求に対して拒否をしたわけですが。私が入っていたから拒否をしたのかどうかわかりませんが、このところが問題なのです。福祉に理解がない、福祉の足を引っ張っているという一方で、町長がこ

ういったことを拒否をしている。この子育て支援というもの、やらなければならない。幼稚園の問題については教育委員会関係だからと言いますが、保育については福祉関係なのですね。このところで、福祉課長の方も、いわゆる教育委員会にそれを、対応を要求してくれというようなことでいろいろあったわけですが、結果的に保育だからということで、私たちの方も保護者も、いわゆる福祉課の方へ要求をして町長に通してもらったところ拒否をされたということでございますので、この幼稚園児に対します保育対策、これをお聞かせを願いたいと思います。

また、次には高齢化対策であります。この高齢化対策については、一般財源での対策と介護保険での対策と分けなければならないということで、先ほどの多床室問題等は介護保険の方でちょっと質問をさせていただきますが、要は一般財源で対応すべき高齢化対策といえますか、ここが重要なのですが、町長はいわゆる一般財源で何を高齢者に対策をしているのか。昨年から本年にかけて、住民税の値上げ、これがやられたわけでありまして、老年者控除をぶった切ることによって、幾ら町に金が入ったか。簡単に言うと、あの50万ですか500万ですか、あれは明らかに増えたのだというふうに私は思います。ですから、そこら辺のところ、要はわかっている、税金は取るけれども、対策は出さない、施策はやらない、こうなったら大変なので、町長の高齢者対策をお聞かせを願いたい。平成19年度の、何を目玉にしているのかお聞かせを願いたいと思います。

先ほどの中で言いましたけれども、福祉の充実、足を引っ張る、この点についても明確にご答弁願ひまして、1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） わかっている範囲内でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、夕張の問題が出ましたけれども、ああいった財政破綻みたいな行政が非常に多いというようなニュースも聞いております。従いまして、千代田町はそういうふうになっては困るということで、財政危機ではないけれども、ならないようにということで突破戦略、推進ですから、これを進めて、いろんな町民にもお願いしたり、あるいは職員の方にも、職員の削減をしたり、いろんなことで対応して、町民サービスを低下しないでこのままやっとういこと進めております。従いまして、この1月号の町の広報で事細かく千代田町の財政的な存在を町民の方々にしっかりと見ていただけるようお知らせしたのですが、川島議員はあれだけ見たのではまだ納得いかないようでございますが、あれは活字ちゃんと出してありますから、あれが事実でございます。私は言うのですけれども、周りの近隣と余りそういう話をすると、財政が非常に逼迫している人に対しては失礼だから、そういう人がいるときには言わないけれども、今明和町もいいし、邑楽町もいいし、大泉もいいし、千代田町もそのグループ内に入っていますよと、財政的指数は。ということで、それも町民の協力も要るし、全体的な協力によってそういう安定した町ができているということをお話をさせていただいております。従いまして、そういう心配していただいておりますので、町の方もいち早く

財政危機突破戦略推進を進めているところでございます。

それと、福祉の足を引っ張る、それは福祉予算に対して反対ですから、それはもう当然のことながら、足を引っ張っていると言われるのではないですか。私はそんなふうに思います。福祉はできるだけ負担をかけないように、これからも大きな財源が必要でございますから、適切な判断をしながら、その対応をしていかなければならない、そんなふうに思っています。例えば、75歳以上の人に年末の奨励金みたいなのをやっていたのですけれども、非常に老人が多くなってまいりました。割合も多くなって、このままでいくと大変な事態になるということで、80歳ですか、85歳ですか、あるいは100歳だとか、そういった区切りに対して助成金を出すと。そういうふうに変えたわけです。全体的には、ですから金額としては、大きな段はなく進めております。

それと、農業振興の関係は、私も非常に国の政策が、これが100%いいかわかりませんが、今スタートしたばかりで、ただ見てみますと、農業従事している人が非常に少ないと。兼業農家の人が、いつでも仕事ができなくなる可能性もあるということでございます。そうなりますと農地が荒れてしまって、農作物をつくるだけではなく、全体の環境にも非常に悪いということで、国は営農集団というのですか、できなくなった場合はその集団に入ってもらって耕作をしてもらうというふうなことを政策の中に入れてきたのかなと、そんなふうに思います。そういうことで、何反か持っている、そういった小さい農家、農地を守るということで、国のそういった営農集団によってこれから進められていくのではないかなと、そんなふうに思います。

そんなことでよろしいですか。あとは担当が、数字的なことは担当が専門ですから、お話をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 総務委員長であります川島議員にお答えいたします。

財政問題につきましては、所管事務でございます。ぜひ委員会の方で議論していただきかったと思います。

ご質問の内容ですが、夕張問題でございます。公共料金について、あるいは税等について、値上げは財政再建団体になってからやってほしいということでございますが、どうも本末転倒ではないかなと。財政再建団体になってから値上げをしても、もう遅いということでございます。財政再建団体になってしまうということは、町民の皆様が苦しい生活、不安な生活を強いるということになるわけでございます。ですから、そうならないように計画に沿って財政運営を行っているということで、何回も申し上げておりますが、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、税のお話が出ましたけれども、補正の話と新年度の話と、ちょっと理解ができないところでございますが、税金につきまして、収入となることが予想されることがわかった時点で補正予算を組んだり、あるいは新年度の予算を作成するわけでございます。ご心配いただいているような隠れ財源というような考え方は持っておりませんので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 川島議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、子育て支援策の関係で、幼稚園児の保育対策ということでお話を以前いただいたわけですが、これにつきましては現状ですと、保育園児につきましては早朝から夕方までということで対応しておりますが、幼稚園児の夏休みについては対応がされていないというのが現状でございます。こちらにつきましては、新しい制度等も発足いたしましたので、保育に欠けない子も欠ける子も入れるような施設の検討を現在始めておりますので、もうしばらくお待ちをいただければありがたいと存じます。

それから、高齢者対策の一般施策でございますが、予算書の方にもご覧いただければわかるかと思いますが、幾つかの事業を実施しております。まず、身寄りのないお年寄りの方につきましては、老人ホーム等の委託もしております。それから、家族の方が介護をしている場合、こちらにつきましては少額であります。介護慰労金等の支給もしております。それと、ひとり暮らしの高齢者の方につきましては給食サービス、あるいは紙おむつを必要とする方につきましては紙おむつの支給等も実施をしております。それから、やはりひとり暮らしの方の安全を確保するといえますか、緊急に何かあった場合に連絡ができるような緊急通報装置、こちらも設置をして対策を講じておるところでございます。その他老人クラブへの助成とか、敬老祝金の支給等々も実施をしております。そのほかに、一般施策から介護保険事業の方へ移行になった部分がございます。こちらにつきましても認知症の高齢者に対する成年後見制度利用の支援補助等も実施をしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（小沢惣一君） 経済課長、林節君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（林 節君） 川島議員のご質問にお答えいたします。

WTOその他EPAなど、世界貿易や経済連携協定など、国際化の中に置かれている農業でございますけれども、更にこれらによりまして低価格の輸入農産物が入ってくるということが予想されるわけでございます。これらに対抗するための手段といたしまして、競争力をつけていただくということがございます。これに関しまして、低コスト化を図るために農地の利用集積を進めまして、大規模化を進めていくと。低コストの農産物を生産できるような体制をつくるということで、国の方でも品目横断的経営安定対策、平成19年から導入されてまいりますけれども、こちらで示しております認定農業者、それから集落営農組織でございます。集落営農組織につきましては、これから5年間のうちに法人化を目指すという条件付きのものでございます。この集落営農につきましては、法人化となった場合に小規模農家の参加が可能でございます。千代田町につきましては、木崎地区が1地区、それと西地区につきましては営落農事組合法人が1法人立ち上がっております。こちらに向けまして、担い手を育成するための補助金等が予算に計上してございます。また、利用集積を更に進めますための予算等も計上してございますので、予算の中にこれらの認定農業者、それから集落営農に対する、奨励するた

めの補助金等も予算で計上させていただいております。まず、利用集積という点で一番大きな予算が計上してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） まず財政問題であります。総務委員長で、その財政問題を委員会でやれということで、今度は委員会はまた委員長だからなるべくやらないよということ、非常に私の方もストレスがたまるところで申しわけないのですけれども、要は千代田町がやはり基本的に財政をどう運営していくかという問題になりますので、委員会だけという、やはり町長の考えをお聞かせを願いたいわけ。要は、夕張の教訓をどこに持っていか。財政再建団体になってしまうと住民に非常にご迷惑をかけると。だから、ならないようにするためにという、それは夕張では、それをやってきたのです。そのために、残念ながらそうってしまったというところに、この夕張の経験があるのではないですかということを行っているのです。今そのようなことを言って、総務委員長だから、財政問題を質問するなみたいな、そっちでやってくれみたいな、と理解する。そういうふうに思っていること自体が、やはりそこのところの教訓を生かそうとしていないのではないですかというふうに思いますので、その辺もう一度お聞かせを願いたい。

要は、住民の皆さんがその負担を、夕張だって別に財政再建団体になるまでは、その負担を強いらなかったわけですよ。ところが、千代田町は財政危機なのだから、財政危機にならないためにということでいろいろな点を、都市計画税取ったり、いろんな国保を値上げしたりという、そういう形で住民が負担増、それで町長言っているように、福祉低下させないように言うけれども、そこのところが残念ながら、そういった点がもう低下したのではないの、してしまったのではないの。ですから、財政再建団体になってからならば、まだ私は負担というのをお願いをするというのがわかるわけですが、財政再建団体にならないうちに、危機ではないのだと言いながら負担を強いたところに、その本末転倒。財政課長は、私の方が本末転倒だというふうに言っているわけですが、ここは今後住民の皆さんにどちらが本末転倒なのか、やはり今後議論をしていきますけれども、あくまでもいわゆる財政危機ではない、危機だという意識を持ってもらう、これはどういう役割を果たすでしょうね。住民の皆さんに、財政危機だから仕方がない、いろんな点値上げもやむを得ない、増税もやむを得ない、こうになってしまうのではないですか。実際には、その財政危機というのについては、私はまだなっていないというふうに判断しているわけで、そこの点が、ではあくまでも私が本末転倒だと言うならば、財政危機ではない、ある、この辺のところを、財政危機なのだというふうになぜ言えないのかということなのです。財政危機だから、どのように財政危機だから、その負担をお願いをしますと。エンゼル賞も切るのをお願いをしますよというふうになるのではないですかということなのです。そこをもう一度お願いをしたいと思えます。

問題は、それがまやかし、本末転倒だと。私はこのまま、こういうふう言うわけですが、そうではないのだというふうに言いたいわけですよ。では、まさにそこのところが私は、その千代

田町のがんなのだというふうに思うわけであります。そのところをもう一度お聞かせを願います。

福祉に理解がないということですが、そのあれは、福祉予算に反対をしたから、だから福祉に理解がないのだ、足を引っ張っているのだと言うけれども、ちょっと明確にはわかりませんが、今町長が答弁した中では、私が老齢祝金ですか、これについての少なくしたことについて反対をしたから、だから福祉の足を引っ張っているかのようにもとれるわけですよ。その辺がどうもあいまいなのですが、明確にその辺をお聞かせを願いたいと思います。

それから、農業問題については、要はその千代田町の農地の利用集積を進める、こういう国際競争力をつけてもらうということですよ。だけれども、そのために日豪EPA、こういったことをやっているということですよ。しかし、それがこの問題も、先ほどの福祉の問題と同じ、財政問題と同じで、農家の人が、今千代田町で何を求めているのか。集落で集積をできるような中核農家、あるいは認定農家だけしか農業がやれないような事態が起こってくるのではないかとこの間を聞いています。この間のあれで言ったでしょう。1割の人なのでしょう、農業の集積をやるのは、9割の農家がこの政策によって、この間の政策によって、国及び地方自治体も含めて千代田町も含めて、千代田町の農業というのが衰退をしてきたのではないかと。この衰退をさせてきたのが、これもまた、では衰退させないためにやってきたから、それで衰退になってしまったというのは、これは大変なことでしょう。

要は千代田町、では新しい転作作物できるから、できるようにするために何かないのかと。ところが、米麦が主体だと。その米麦を根本的に守って行って、その上で自給率を上昇させて、そして農地の利用集積も図る、経営集積も図る、これならわかるのですよ。ところが、米麦が主で、それが思うようにできないのではないですか。私は農業をやっていないからわかりませんが、要は、そういう状況に追い込んでしまったのではないですか。その責任どう考えるのですか、町長は。そういうのをおれは知らないよと言うのかどうか、お聞かせを願いたい。

幼稚園児の保育については、保育に欠ける子も欠けない子も対応するというので、今後期待をしたいと思いますが、まず今度は高齢対策、一般財源での高齢対策。それでは、いわゆる増税分、今まで高齢対策というのをやる前の税、住民税と、その今後、今これから、今までやっていたのではないですか。新しく対応したもの。老人クラブに助成、あるいは身寄りのない年寄り、家族介護慰労金、こういったものは前からやっていたわけではないですか。平成19年にどういうものを新しくやったのか。その値上げ、住民税の値上げが幾らぐらいで、ではその新しく一般財源で対応する高齢老人の新しい施策の金額、どの程度見ているのかお聞かせを願いたいです。

それと、先ほど質問するのがちょっと落ちましたが、一つだけその用途変更問題についてお聞かせを願いたい。要は日用品を供給をすると。それを要求されていることはわかるわけですね。だけれども、それをやるためには近隣商業地域の対応で足りるのではないかと。住民の要求、これはこれで対応する。用途変更しなくても対応できるのではないかと。このところが一番の問題なのですよ。大スーパ

一といたしますか、この辺もちょっと私もわからないのですけれども、いわゆるコンビニであるとか、そういうものならば、確かにその地域の人でよかったというふうになる。ところが、アウトレットであるとか、あそこは何というのですか、太田のああいう大きなところであれば、それはほかから来るのですよ。そういうものを目指しているのか。地域の人々のそういう要求を満たすためのものを考えているのか、外から来る人々を目指しているのか、外からのお客を。このところが、千代田町のその政治といたしますか、町長としてどちらを優先をするかが大きな問題だと思うので、そここのところを明確にお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 財政再建の問題は、町の方で危機突破戦略推進ということで、節約節減、これを掲げて取り組んでおります。その結果、先ほども申し上げましたが、1月号の千代田町の経営状況でご覧になればわかると思いますので、それ以上言っても同じかなと思います。

農業振興についても、この地域は平坦地で米麦だけをつくっていれば一番簡単で、勤めに行きながら休みだけでも対応できるということだと思います。しかし、やっている方が、従事者が高齢化になって、現在営農集団でも、あるいは大きな団体を見ても、もう65歳、70歳、80歳以上の人がほとんどなのです、そういうこれからやろうとしている人も。そういう問題が一番、これから農業に対する、国ももちろんですが、町の危機的な存在であると。この農地をどう守っていけばいいか。それには組織化したり、あるいは法人化したり、そういうことによって農地を守ることだと思います。そういうことで、農業振興に対しては、そういう法人化した場合は米麦だけでは採算がとれない場合は、例えばハウスをつくってみようとか、ハウス野菜をつくってみようとか、いろんなことをまた考えて、企業ですから、そういう方向で進めていくのかなと、そんなふうに思います。

それと、老齢の祝金の問題、カットされたと言っておりますけれども、決してカットはされておられません。年齢を絞っておりますから、88歳あるいは77歳、100歳、そういうふうに絞って、一括して祝金でやろうと。そうしないと、75歳以上という、その対応だけでも大変な作業になるわけなので、そういうことではなく、節々に祝金をやって、少しでも足しにさせていただければということで進めておりますので、そういった心配はないと思います。

以上、私からの説明とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 何回ご説明申し上げても、いつもご理解いただけなくて非常に残念でございます。職務でございますので、答弁させていただきます。

財政運営というのは、非常に難しいわけでございます。お金が余ればおしかりを受け、財政危機という名のもとにおしかりを受け、いつもいつもおしかりばかり受けている状態であります。昨年9月の平成17年度決算のとき、おしかりを受けました。6億円もの余剰金を出したということでおしかり

を受けてございます。あれは6億円ではございません。1億6,000万円でございます。

この際ですから、ご説明申し上げます。平成16年度の繰越金、決算繰越金2億2,500万円です。平成17年度の繰越金、翌年度への繰越金2億5,700万円です。2年間で4億8,000万円お金が浮いたのかといえば、そうではございません。16年度の余ったお金、繰越金というのは17年度の収入で見えるわけです。17年度の決算で2億5,700万円余りましたけれども、これは16年度からの繰越金も含んでのことでございますので、単年度で余ったお金は3,000万でしかございません。財政調整基金積み立てたと、1億5,000万も積み立てたと。当初予算1億円取り崩してございます。差し引きで5,000万しかございません。よって、単年度で浮いたお金というのは8,000万しかありません。それから、特別目的基金、これに積んだお金8,000万です。つまり1億6,000万円しか浮かなかったということでございます。なかなかご理解いただけないのだとは思いますが、この際ぜひご理解いただきたいと思っております。

それから、千代田町が北海道の夕張と同じようなことをやってきた、あるいは財政危機になったというご指摘でございますが、千代田町は夕張と同じようなことはやってきておりません。そして、財政危機になっておりません。ただ、何回も申し上げておりますが、財政危機にならないように計画を立てているから、健全財政が維持できているということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 経済課長、林節君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（林 節君） 引き続きまして、川島議員のご質問でございますけれども、まず転作に関しましては、実際に町長も申しましたように水田地帯でございます。どうしても水が入ってしまう都合で、いろいろな転作作物、今までにも試してきたという経緯がございます。しかし、現実として根づかなかったという状況にあると思われまして。これにつきましても、これからまた、先ほど町長が申しましたように、集団化することによって経費もかけられるようになりますので、そちらでハウスですとか、そういったことも検討していかなくてはいけないかというふうに考えておりますけれども、それと兼業農家がどうしてもそのまま高齢化してきているというのは実情でございます。新たに農業に参入する方が、まれにいらっしゃいますけれども、ほとんどはそのまま来てしまっていて、高齢化してしまったというのが実情でございます。勤めている人がやめてまで農業に入ってくるというのは、なかなか現状ではございません。

それから、現実問題といたしまして、米の消費量というものが減ってきているという実情もございます。それで、転作に関しましても、どうしても生産者みずからが需給調整を行うという、平成19年度からは生産調整につきましましては、農業者、それから農業団体がみずから行うということで、方針がまた変わってきております。これにつきましても、また農協等と協力しながら進めていくところでございます。

それから、消費拡大ということで、教育委員会の方で既に協力をいただきまして、学校給食の方に地元産の野菜を平成18年1月から使わせていただいております。日を増すごとに使用量が、増やしていただいております。現在のところだと、ちょっと今手元に細かい資料がございませんけれども、

1月から始めまして12月までに、それから今月いっぱい、また増えてきております。ただし、内容につきましては、どうしても地元でとれるもの、それから季節のものという条件もございますので、なかなか全部が対応できるということではございませんで、その辺につきましては給食センターの方でいろいろ調整をいただいて、地元産野菜の消費にご協力をいただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 都市整備課長、野村耕一郎君。

○都市整備課長（野村耕一郎君） それでは、用途関係につきまして、私の方からお答えをしたいと思います。

現在の用途の近隣商業地域で間に合うのではないのかと、こんなような内容でございましたが、先ほど申し上げました、大谷議員さんの質問の中でもありましたとおり、コンビニエンスストアあるいはガソリンスタンドといっても、現在の県道部分から50メートルの幅で設定してあるものですから、現在の用途の近隣商業の幅ですよ、それだけでもはみ出すと。今の商店というのは結構大型化してきておりますので、そういう事情もございまして、やはり東に延長して全域を用途変更する必要があると、このように考えておるわけでございます。ましてやその先にまた、希望ではないですが、先ほど私希望と申し上げまして、誤解を招いたようなところもあるのですが、スーパー等が進出されれば、更によくなるわけでございまして、そういうことを考えておるわけでございます。

それから、お客さんの近隣を対象か、あるいはほかからお客を呼ぶかと、こういうことでございますが、これも希望なのですが、できればよそからも客が来ていただけるようなお店をつくっていただければと、このように考えておるわけでございます。そうしますと、住宅の方の知名度も上がりますので、ますます盛況になるのかなと、このように考えているわけでございます。よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 財政問題については、幾ら言っても理解しないでしょうけれどもということ、だんだん今後少しずつ議論をしていきたいという、また討論の方に回していただきます。

それからもう一つは、言わなければならないことは、米の消費量が減っていると。それで、いわゆる消費拡大を、農業問題で消費拡大をやっていると。学校給食でやっていると。問題は、経済課がやらなくてどうなるのだということなのです。学校給食でやっているからいいという問題ではないのだということをおっしゃっているのですよ。この前も言いましたけれども、町が主体になって、例えば先ほどの大谷議員の質問の中にあつたような新橋の問題、これはあえて私は反対するつもりはありませんよ。しかし、そういったものに町がお金をかけてやる。その期待というのは、それはわかりますよ。だけれども、農業問題、国の基幹産業、町の基幹産業でしょう。米麦しかできないという中で、この米麦を守らなくてどうするのだと。消費量が減っているから、だから拡大をするのだと言いながら、学校給食でやっているからいいのだと。これでは余りにも、私も幾ら農業をやっていないからといった

って、こんなのではばかにされたと思いますよ。

それで、今私がなぜEPAなんか質問したかということ、要は千代田町の農業でこういう日豪EPAというような、そういう交渉をしてどんどん農産物が入ってくる中で、外国の農産物が入ってくる中で、温暖化問題というのは、これは一般質問の方へ回しますけれども、要はそういう状況で千代田町の農業が衰退の一途をたどっている中で、少なくとも新橋以上に力かけてもらわなければならない、町長にも。だからこうやって質問しているのですよ。

財政の問題もいろいろありますけれども、少なくともやっぱりそのところ、米麦しかできないのだから、米麦ぐらいは何とか守ってほしい。別に、少なくともそういういわゆる集団営農化、これに反対はしませんよ、私も。だけれども、もっと根本的にやらなければならないことがあるのではないのですかというのを聞いているのです。そのところが、いろいろあっちこっちでやっている地産地消、千代田町、前にも私言いましたよ。地産地消運動というのをだれがやるか。町がやらずに、住民にやってください、農協にやってくださいだけではダメなのではないですか。町長が先頭に立ってやる気にならなければ、これはできないのではないですか。

私も、余りこんなあら探しみたいなことばかり言いたくないのですよ。でも、職務ですよ。ここへ出てきているからには、それを言わなければならないでしょう。ちっとは恥かいたって言わなければならない。皆さん、私がいかがげんな質問すれば、にやにや、にやにや、にこにこ喜んでいますが、それで恥かいたからとといったって、別に私は命とられるわけではないのですよ。でも皆さん、千代田町の皆さんね、農家の皆さん、今後こういう政策の中で、衰退の一途をたどっているのが私は見えますよ、逆に言って。だからこんなことを言っている。先ほどのあれではないですけども、本当は農業をやっている議員さんが質問した方が、私はいいと思うのですけれども、残念ながら私は内容、細かいところになるとわからないから、こうやって質問しているのですけれども、あえて町長の考え、地産地消、米の消費拡大、いわゆる米麦を守る、この考えを改めてお伺いをしたいと思います。

それから、外からも来てもらいたいよ、それは。わかるのですよ。だから、私が聞いているのは、いいですか、50メートルでははみ出してしまうような大型のところを見ているわけでしょう、期待しているわけでしょう。ということは、逆に言うともう50メートルでははみ出してしまうということは、もう特定されているのではないですか。特定して、それで50メートルでは、はみ出してしまうからと。千代田町の、特にあの地域の人ですよ、萱野、それから団地の人、それから五箇の人が便利になるコンビニエンスストアであれば、その人たちの需要、要求を満たすためには、50メートルだって大丈夫ではないですかということを知っているのです。だから、その人たちの要求を満たすために、先ほどの農業問題と同じように、あえてそれはそれの方が、外から来る方がいいか、期待している方がいいかもしれませんけれども、どちらを優先しているのかと進めているのかと聞いています。外から来る方を優先するのか。これは、返答次第で討論で言いますが、要はそのところが今の千代田町の考え方といいますか、進め方がもう、何か私も客観的に見ておかしいのではないかなと

いうふうに思いますので、その点についてお聞かせを願いたい。

そのほかは討論に回します。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 三つかい、農業問題と、あと複合施設の問題。

[「消費拡大、地産地消」と言う人あり]

○町長（襟川幸雄君） 利根川新橋の問題にも金もかかるし、そういった農業政策にも順番はないと思います。町でもそういうことで、土地を有効利用していただくべく、一生懸命集団営農を育成したりして、土地を有効に使っていただくということです。ただ、ご飯をいっぱい食べると、そういう命令まではできませんから、今の生活状況は向上しておりますから、米よりもおかずをいっぱい食べるというような社会でもございますが、しかしいいニュースも入ってきておりまして、今までは中国に米の輸出がなかったのです、小泉内閣のときは。今度は安倍内閣になって、初めて中国で米を買いましょうということになりました。あそこの人口は物すごい大きいですから、日本の米を食べると多分おいしいということで、高くても買ってくれるかなと。そういうことで、私は個人的には、ああ将来的には中国はどんどん米を買ってくれると、今の減反政策もなくなってくるのかなと、そういった期待もしております。日本の人たち、あるいは千代田の人たちに、おかず食べないで米だけ食べろというわけにもいきませんので、そういう大きな視野の中から期待をしております。

それと、ふれあいタウンの中の複合施設ですが、当然出店する企業も人口が何人ぐらいの人口があるかということですので、明和の一部を入れたり邑楽町を入れたり千代田を入れたり、あるいは一部の埼玉を入れて、人口が何万人あるから、これぐらいの規模のスーパーなら出店できるのか、そういった計算もして進めております。しかし、そういう契約するまでに至っていないと。というのは、土地がまだそういう利用ができないわけですから、売買もできないわけですから、とりあえずあるのが50メートルの商業地域だということで、とりあえずではそこだけでも先にさせてくれというような話で、今どんなふうな方法をしたらいいか慎重に進めております。町の方は全体の44.4ヘクタールですか、全体を購入してもらって、逐次その必要に応じた出店を相手方に誘致してもらおうということが一番望ましいかなと思っておりますので、そういう協議を進めております。7月、8月ごろになると具体化してくるかなと、このように思います。

以上で、あと補足説明。

○議長（小沢惣一君） 補足説明ありますか。

経済課長、林節君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（林 節君） 先ほどのご質問でございますけれども、地産地消の問題、それから学校の方にお願いがしてあるということで、学校だけに任せているというようなことでございましたけれども、学校の方に供給しているのは農業団体でございます。これは、農業者の

後継団体の奥さん方の団体があったわけですが、こちらでいろいろ、当初はできたものだけだったのですけれども、自分たちでいろいろつくりながら、なるべく対応したいということで、対応していただいております。

それから、あしたからまた花木の即売会、住宅団地の未造成地といいますか、取りつけ道路と広域農道の交差点の角のところ、また花木の即売会を行うわけですが、これらにつきましても一つの地産地消の部分に入ってくるものと考えます。この中で、地元産の野菜なども売り出す方向で、場所をいろいろまた選定をいたしまして、これからもこういった機会をとらえまして、地元産のものをできるだけ売り出していきたいというふうに考えております。

それから、国の補助なども受けまして、交付金などもどうしても活用する必要が出てまいります。これらを活用いたしまして、低コスト化を図ること、それから品質の方よいもの、差別化を図りまして、逆に、先ほど町長も申しましたけれども、輸出ができるようなものができれば、そのための交付金なども向けて、これから実施できたらというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 都市整備課長、野村耕一郎君。

○都市整備課長（野村耕一郎君） コンビニ関係の出店の計画とか何とかということでございますけれども、計画の段階でございます。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 予算書の193ページ、教育振興事業でございますが、生徒用図書購入費が今年度は大変増えており、結構なことだと思いますが、これは国の進める図書館の充実ということの一環ではないかと思っておりますので、その補助率はどれくらいであるのか。

また、学校図書充実ということで、国の進める標準冊数に達しているのか確認したいと思います。

次に、予算書の180ページです。消防費ですが、住宅用火災警報器、これが法律によって義務づけられるというようなことだと思いますが、ご承知のとおり明和では助成事業というのが始まるというようなことですが、ひとり暮らし、これは死亡事故の事故率が高いわけでございますので、その辺の検討なり考えをお聞きします。

それから、行財政改革であります。高崎市では集中改革プランとして、2010年までに職員の7.3%を削減するというのがニュースで出ておりますが、これは団塊世代の大量退職と新規採用の抑制ということでもあります。千代田町でも財政危機突破計画ということであると思っておりますが、何%の計画、また進捗であるのかお聞きします。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 教育委員会事務局長、塩田稔君。

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） それでは、お答えいたします。

学校図書館の図書標準の関係なのですが、千代田町では平成18年度、小中学校とも100%を超えております。ただし、その国からの補助金関係なのですが、交付税として入ってきておりますので、詳細については不明なのですが、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 柿沼議員さんの質問ですけれども、住宅用の火災報知器ですか、この関係につきましては、住宅新築の場合はもう義務づけられるというようなことで、既存の住宅についても一応おいおいつけていかなければならないと、そんな形になっておるわけでございます。いずれ近隣の市町との絡みも含めまして検討していきたいと、そんなふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、定員適正化計画の関係でございますけれども、本町におきましては、一応人数を10人ということで定めて、今後それを推進していくというようなことで、行財政改革を一応進めておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

○3番（柿沼英己君） 標準冊数には達しているということでありまして。交付税措置であるといいますが、これは全額というふうにとらえていいのでしょうか。今後住宅用の既存の、あるいはまたひとり暮らしの方についても検討いただければと思っておりますけれども。

それから、行財政改革ですか、これが10人ということですが、これは何%になるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） この10人につきましては、8%ちょっとかと思うのですが、細かい数字がちょっと今手元にございませぬけれども、8%を超えているということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 教育委員会事務局長、塩田稔君。

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） 国の予算なのですが、平成14年度から18年度の5年間で650億という予算になっておりますけれども、それが交付金で、割合でどのぐらい入っているのかというのは、申しわけないのですが、把握してございません。

○議長（小沢惣一君） 3番、柿沼英己君。

○3番（柿沼英己君） 子供たちにもっと本をとということで国も力を入れているわけですが、これは国の進める学力調査の結果、読解力が不足しているということで、その読解力というのは、ただ単に本を読んで分析するだけではなくて、グラフであるとか、そういったいろんな意味で生きる力をはぐくむということだと思っておりますけれども、学校で朝読書、読み聞かせ等をやっていると思っておりますけれども、その辺の効果について最後にお聞きしたいかなと思っておりますけれども。実際やっている、その効果

といえますか。

○議長（小沢惣一君） 教育長、大澤洋生君。

[教育長（大澤洋生君）登壇]

○教育長（大澤洋生君） ご質問にお答えします。

国際学力調査でも、確かに子供たちの読解力が不足をしているというのが顕著にあらわれていて、その辺のことについては管内の小中学校でも力を入れています。全般的に子供たちが、本はあっても本を読まないという状況が生まれてきているのは、ゲーム機があつたりテレビの影響があつたり、さまざまな課題があつて問題があつてそういう状況に、環境がそうさせているわけですがけれども、それを学校だけに頼るのではなくて、やはり家庭がきちんと、親が本と一緒に読むとか読んであげるとか、そういう状況がやっぱり必要だと思います。従って、学校では十分に対応していますから、今後社会教育の中で、家族と一緒に本を読む機会を設けるとか、そういう状況をやっぱり設定していく必要があるだろうと思っています。学校では十分な対応をしているつもりですから、今後は家庭の対応ということで研究をしてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 6番、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 平成19年度千代田町一般会計予算案、総合的な観点から質問をしたいと思えます。

先ほど企画財政の課長さんが言っていました。精いっぱい町財政に努力している。私も非常に座席にいて、すばらしい発言をしていただき、感謝とお礼を申し上げるところでございませう。行政サイドでそう考えていただくのも、それで結構だと思います。しかし、町民の意思による事務事業ということで、やはり公的な考え方を失われておるような気もしますので、その辺をまた一考を考えていただきたいと、こういうふう思うところでございませう。

それでは、本題に入ります。予算案の中で、その他の経費という性質別のものがあるわけでございませう。それで、補助費等7億5,172万2,200円、構成比率で20.7%、それから物件費6億9,523万4,000円、19.1%、総体的に見ますと、この構成比率が上がっているということで、ほかのものはいろいろ節約しているということでわかるのですが、この辺がだんだん比率にして構成比率で上がっていると。町の言い方で言いますと、分母が小さくなったから分子が大きくなったと、こういう答えが出るのではないかと思いますけれども、そういう言いわけではなく、物事の考え方、進め方でどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

もう一点は、都市計画税充当内訳表、総事業費ということで、参考資料をこれ私いただいております。この内容ですが、総事業費2項目ありまして、2億9,042万2,000円という総事業費があるわけでございませう。近年になりまして、都市計画税ということで7,741万8,000円という都市計画税を充当さ

せると、こういうふうになっているわけですが、事業内容の中で、7,741万8,000円のうち1事業、企業体に7,000万くれてしまう。あと残った741万8,000円ですか、これが広範囲に都市計画税をとっていると、そういう人たちに薄い税金で福祉というのですかね、そういうものを出そうと、こういう内訳表が出ているわけです。この辺に対しまして、町の考え方、町民に対する考え方をお答えいただければと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） お答えいたします。

物件費と補助費が増えているというふうなことでございます。これらにつきましては昨年、つまり平成18年度の予算と19年度の予算、総額ではほとんど変わっておりませんので、ソフト事業、そういったものが平成19年度においてはいろいろ入っていると。例えば、学童保育を実施したりとか、補助費関係では県の防災行政無線のデジタル化の負担金とか、そういった事業が新たに出てきているということで増えているわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時46分）

再 開 （午前10時47分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 都市計画税につきましてお答えいたします。

お手元に配付になっておりますとおり、都市計画税の使い道につきましては、区画整理事業そして下水道事業に充てていると。では、どういうところに充てているかということであろうかと思いますが、その事業に充てていると。細かく言えば、では何費に充てているとか、そういうことではございません。全体として充てていると。そののせ方については、館林市と同じ対応の仕方をしている、つくり方をしているということでございます。

○議長（小沢惣一君） 6番、黒澤兵司君。

○6番（黒澤兵司君） 先ほど課長の方からお答えをいただきました。金額は変わっておりません。分母が大きいから構成比率が大きくなったと、こういうお話だと私は思うわけであります。本来は、総体的に考えますと、同じ比率でやっぱり移行していくべきではないかと、予算に対しては、いろいろ事情はあろうかと思えます。

それで、補助事業ですが、内容的なことをおっしゃっていただいていないわけでありまして。いろいろありますね。金額にしますと幾らですか、補助事業費、7億5,000万ですか。こういう金額非常に多いと。内容を説明してくれば結構なのですがね。一部事務組合、いろいろ負担金等がある。財政

危機、いろいろありますから、こういう負担金も増やすのだから減らすのだから、またし尿組合ですと公共下水道等が普及されてきて、非常に負担金が少なくても済むのではないかと、いろいろあろうかと思えます。また、一部事務組合に対する負担金、負担金その他いろいろあるとは思いますが、その他負担金2億円弱、多分2億円ぐらいあるのではないかと。そういうものが、補助金という名目でしょうか、何団体ぐらいあるのか。そういう説明をいただければ私も納得できるのですが、ただお金は以前と変わりません。もう少し真剣にお答えをいただきたいと、こういうふうに思うわけです。

また、物件の方なのですが、私町役場の、入ってきましてお客用接待、話があるのであそこいすへ座るわけですが、あのいすがもう大分古くなりまして、カバー、ラバーというのですか、何か白く、ありますよね。入り口から入ってきて、片方が事務機関があって、接客用のテーブルが四つ、五つありまして、あそこを見ますと、そういうふうにラバーが破けているのですね。非常にあれ見ますと、これは千代田町も財政危機かなという感じを受けるわけですがけれども、非常に町の顔として、そんなにかかるものではないかと思えますよね。ぜひああいうものにもお金をかけ、いろんなものを検討していただきたいと、こういうふうに思うわけです。それが物件費になるかどうかわかりませんが、言っていることとやっていることを履き違えないように、ひとつお願いしたいと思えます。

さっき分子分母の問題が出ました。年をとってくると年齢が早くなる、年齢というか1年間が早くなる。私も、その域に達しているわけでございます。小さいときは分母が小さい、の1年間ですから、非常に長く感じる。私どもは、もう六十何歳ですかの1ですから、非常に1年間が短く感じる。物事をやるのにも、短い方がいいのか長い方がいいかわかりません。しかし、行政を預かる人たちは真剣にこういうものに取り組み、納得のいく説明ができるようお願い申し上げまして、2回目の質問を終わります。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） お答えいたします。

何か誤解をされているのではないかなと思うのですが、先ほど言いましたように、分母は昨年とほとんど変わっておりません。1,000万しか変わっておりません。つまり、物件費、補助費ともそれぞれ今年、新年度予算は増えているということです。ですから、構成比も上がっているということになります。

物件費ですが、先ほども説明しましたように、今年度は新しいソフト事業等いろいろ計画しております。ですから、そういった消耗品であるとか役務費、委託料、そういったものが増えておりますので、物件費が増えているということでございます。

それから、補助費の関係ですけれども、一部事務組合の負担金については、全体で5億円強でございます。7億5,000万のうちの5億円ちょっとが一部事務組合への負担金となっております。昨年度よりも、一部事務組合負担金については減額となっております。ただ、本年度につきましては、自治総合センターコミュニティ助成金というのでしょうか、17区の集会施設への補助1,470万とか、県の

防災行政無線のデジタル化負担金ということで1,918万6,000円とか、そういった新たな事業が出てきているということで増えているわけですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） ただいま庁舎内のいす等の関係につきまして、一応ご指摘があったわけですが、これにつきましては早速再点検一応いたしまして、処置をしまいたいと、そんなふうを考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 平成19年度一般会計予算につきまして、原案のとおり決することに賛成できないという立場から討論を行いたいと思います。

まず最初に財政運営であります、交付税については需要額が、基準財政需要額が、この見方が非常に問題なのですけれども、23億1,700万円余り、こういう中で、いわゆる皆さんご存じのように、千代田町交付税が大変減ってきていると。3億2,000万しかないということですが、このところが地方交付税法は変わっていないというのが現実であります。従いまして、町が財政危機ではないのだという根拠にもなろうかと思うのですけれども、何かあれすると、財政課長の弁によると、いわゆる国が交付税をどんどん減らしているから、だからいわゆる財政危機になる可能性があるというふうなことを言っているわけですが、この辺のところが非常に欺瞞的なのですよ。

ここがなぜそうなるのかといいますと、臨時財政対策債1億6,000万余りがあるわけです。これについては、その借金ができるということなのです。それを、後で国が100%補てんをするということなのです。なぜ、では臨時財政対策債というものを設けたかと、国の方は。これは地方債の制限ということで、地方財政法第5条で、「地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない」というふうになっているわけですね。ところが、その地方債以外のということは、いわゆるその年の歳入でもってやらなければならないという制限があるわけです。ですから、あえて臨時財政対策債として認めますよというのが国の方針なのですね。それが、当局も認めているのですけれども、いわゆる交付税の代替財源というふうに言っているのです。ここのところが、結局千代田町が財政危機なのであるか、危機でないのかという判断の仕方の違いといいますか、その認識の違いが出てくるというふうに私は思うのです。確かにそれは、三位一体の改革で地方に対する税源移譲、それからそういう臨時財政対策債というようなものと合併特例債、こういったものが相まって、いろいろ減ってはきているということでもありますけれども、千代田町の、いわゆるまだ財政危

機ではないというのは、国のそういったものも部分的にはあるということではありますが、基本的には私は、この間の財政運営がこの危機になる。

要は、夕張は一気にああいうふうになったのではないのですよ。長い間ああいうふうになって、突如と言うとおかしいのですけれども、要は前々からそういう借金をつくってきた。それをちゃんと返せるはずだということが返せなくなってきて、財政再建団体になってきたと。財政再建をするためには、やはり歳出を減らして、節約だけではどうにもならないということで、住民にその負担をお願いをして増税をするという、あるいは水道料金を値上げする、こういう状況になるわけです。ですから、そのところが千代田町の場合は、財政危機にならないようにするために、皆さんにご負担をお願いをするというふうになったところが本末転倒である。ところが、財政課長は私の方が本末転倒だというふうに言っているわけですが、そのところがやはり、今後やはり千代田町は教訓にしなければならないというふうに思っております。

なぜかといいますと、あの住宅団地の、先ほど住民は、いわゆるコンビニであるとか、そういう消費、そういうところを要求をしている、これはわかるわけです。しかし、それを一気に売ろうとして、今あるものも含めてですけれども、ほかにまで拡大をしていく。外からも来るような人を、50メートルでは足りないのだということで進めていくこと、これはリスクが大きいのです。要は、だから50メートルで足りるような、地元の人、千代田の人が買い物に行く、必要なものが買える、そういう近隣商業地域で十分だというふうに私は考えるわけではありますが、この辺がやはり違うのだということが明らかになったと思います。その点が、財政運営のところちょっと私と考え方が違うということで賛成できないわけがあります。

更に農業振興策ですね。この点も、要は農家の人のために、このいろいろ転作作物、あるいは減反政策というのに農業振興だといって金を使ってきた、税金を使ってきた。しかし、一方で大型農家と中核農家、あるいは集団営農ですか、こういった形以外の人は、どんどん農業というものに対して魅力がなくなっていく。皆さん、考えてみてください。今私こうやって指折り数えてあれしていたのですが、町長が町長になったときに、襟川町長が町長になったときに、21世紀はまあバラ色だと。16年前、15年前ですか、21世紀になれば輝かしい21世紀だと、こういうふうになったと思う。その対策として住宅団地というものが、政策として住宅団地というものがこの中に取り入れられ、実際に実行されてきた。それが、農業はすたれ、財政危機であるか財政危機でないかは判断の違いがあるわけですが、まさにこの辺が、まあ私に言わせればそういう政策が、今はまだ財政危機ではないけれども、財政危機になる可能性がありますよということを行わなければならない。だから私は、この辺で夕張の教訓といいますか、これを勉強しなければならない。私だけが勉強したって、何言っているのだと、本末転倒だと言えば、今財政課長が言うようにご理解しないということで、幾ら言ったってご理解しませんよということでいろいろ議論をかみ合わせないようにしているね。このところが本当に、まあ公務員として、全体の奉仕者として、また言わせてもらいますが、残念なことだということをお申

し上げておきます。

おしかりではなくて批判なのですよ。批判というのは、まともに受けてちゃんと反論をするべきなのです。その反論の仕方が自分のですよ、例えば6億円と書いたけれども、いや、あれは1億6,000万円ではないのだと。だから自分で、確かに私は6億円と書きましたよね。でもそれは、事実上執行しなかったという積立金、それは前あったから、取り崩しても、取り崩しが1億円あったから、実際は6,000万しかないのだよとか、そういうごまかしなのですよ、簡単に言うと。この辺が、いわゆる地方財政法の中の、この前も出しましたけれども、いわゆる基金を繰りおろすとき、この点については皆さんいわゆる4条の4ですか、これについても特別号で出しましたけれども、いわゆる大規模な建設事業であるとか、それから災害があったときであるとか、あるいは財政の返還であると、そういった場合に限り繰り入れることができる。取り崩すことができる。ところが、この予算でも、平成19年度予算でも1億8,000万ですか、これが何に使われるかわからない状況でおろされている、おろそうとしているというふうに言わなければならない。まさにこういった、財政法というのを知っていてやっているのですよ。知らないで言っているのならまだいいのですけれども、まさにこの辺の地方財政法とか地方自治法であるとか、こういうことを知って、住民に対して欺瞞的な答弁をする。これが千代田町の特徴なのですよ。

私に対して、足を引っ張るものだ、福祉に足を引っ張る。しかもそれが、具体的に何が足を引っ張っているのか言えないわけでしょう。まさにここなのですよね、千代田町。ただ足を引っ張るといったって、どういうふうに引っ張っているのだというふうなことが明らかにならなければ、なかなか議論にならないでしょう。そういうものを、町長の方が議員に関してそれを向けるということ自体がもうおかしいのですね。確かに百歩譲って、川島がでは福祉を現実には足を引っ張っているのだから、だから福祉が後退をするのだと。逆にこういう、川島ぐらいが、1人ぐらいが足を引っ張ったからって福祉が後退するような、そんな地方公共団体なのですか、法律なのですか。まさにここが、町長の欺瞞的態度の大きなところなのですよ。それを皆さん方が、まあいいや、まあいいやで、川島が悪いのだということやっていけば、残念ながら、これはそのまま反省しなければ夕張の二の舞になる。

確かにその金額は、夕張ほどではないかもしれませんが。公債費比率が20%になれば危険信号、25%になれば財政再建団体というふうになるのでしょうか。その辺の詳しいところは私もわかりませんが、要はそういう状況で、財政再建団体になるのは、公債費比率が25%を超えなければ財政再建団体にならない、国も認めるのですよ。いろんなさっき言った地方財政法で言っている建設事業だ、大規模な学校とか、あるいは道路とか、そういったものに使う場合にはね。だけれども、それももう25%を超えれば認めなくなるというのが財政再建団体なのです。千代田町今、この住宅団地に、今度これもリスクを負って、いわゆる50メートルでは入り切れないような、そういう施設を呼び込もうとしている。これについても、その例えば今住宅団地売れないのは、川島が悪口言っているからだ、こうでしょう。皆さん、これもそうなのですよ。百歩譲って川島が悪口を言っているから……

〔議長〕という人あり〕

○15番（川島悦男君） 売れないような状態だというのはおかしいのですよ。そのようないいかげんな行政だからこういうことになって、そのしかも責任を、川島が悪口を言っているという、そういう責任の転嫁を図っている、こういうことであります。

農業については、いわゆる基本的な考え方で、いわゆる農家を守っていく、米麦を守っていく、こういう立場に立たなければならない。それを農協任せ、あるいは学校給食任せ、予算もそんなに、例えばそれについて、では町の予算で幾らとってあるか、これもわからない。要はそれが、ではその減反政策並みの金が使われていけばもっと進むのではないですかと。それで進むかどうかわかりません、いろんな実情がありますから。でも、少なくともそういうところにもっと力を入れるべきだということをお願いするのであります。

それから、一般財源での高齢者対策、これについて身寄りのないお年寄り、あるいは家族介護慰労金、それから老人クラブの助成、認知症に対する対策、紙おむつの支給、こういったことは前々からやっていたのではないですかねと思うのですが、その辺が先ほどの質問の中で明らかになりませんでした、少なくとも値上げした分以上の予算を使ってなくてはならないのではないかなというふうに申し上げるものであります。

何か悪いことばかり言っていてあれなのですけれども、子供の子育て支援については、国も基本的に力を入れなければならないというふうにはなってきた中で、おくれればながら学童保育を進めた、この点については一歩前進であります。しかし皆さん、一時町長はこの問題について、むだ遣いだとまで言っていたわけですね。その辺が、やはりほかのところでも、既に邑楽町、明和、邑楽郡内で千代田が一番後になってしまった。こういう状況ですから、これは評価はしなければならないけれども、大威張りやった、やったと言えるものではないということをお願いするのであります。

それから、財政危機問題について、いわゆる節約だけでは、もちろん節約はしなければならないということで、節約も当然でありますけれども、やはりそれなりの内容をどういうふうにして住民にわかりやすいように説明をして、その上で増税路線、あるいは負担増路線をやると。この辺が、先ほど言いました財政再建団体になってからののだということをお願い、この平成19年度一般会計予算につきましては、原案のとおり賛成できないということをお願いするのであります。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

〔5番（細田芳雄君）登壇〕

○5番（細田芳雄君） 議案第30号 平成19年度千代田町一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

ただいま前討論を行いました方が、事細かに説明しながら討論いたしました。その件につきまして、次に述べる私の意見は、ことごとく前の方が討論したのと違う考えに結論になります。というのは、次申し上げます。

本年度の地方財政計画の総額は、6年連続で前年を下回っていると聞いております。つまり、日本経済は緩やかながらも好景気であるようですが、地方財政は苦しいということです。そういうことなのですよ。地方交付税もどんどん削減され、先ほど討論の中で地方交付税が減ったからって、それを前討論の方はそんなに減っているものではないとか、そういう理由づけなのですけども、最高千代田町の交付税が12年度あたりですか、そこと比べると9億円も減っているそうです。そういった中で、当然町の財政を取り巻く環境も厳しいわけです。千代田町にあっては、財政危機突破計画、この言葉にも、大変反対の討論された方は敏感過ぎるといえるのか、財政危機突破計画というのは千代田町の財政が、何回も説明をしているように、財政が危機になってしまって破綻状態ではしようがないから、ネーミングとして財政危機突破計画、これは非常にいい計画だと思います。行財政改革を積極的に進めながら、少子高齢化対策や安全・安心の政策環境を守りながら経費の節減を進めるなど、効率的かつ効果的な行財政運営を展開していると私は思います。

特に新年度では、中学校卒業まで入院に限り医療費を無料化とすることや、特定不妊治療への助成、学童保育の実施といった新規事業や高齢者への保健指導の評価といった少子高齢化対策のほか、県防災行政無線のデジタル化、水害対策としてのハザードマップの作成、ISOエコちよだ推進事業など、苦しい中でも新しいソフト事業、いろいろ考えていますよね、この予算の中で。

「金が足んなけりゃ、やんなくていいんだよ」「議長、注意」と
言う人あり]

○5番（細田芳雄君） こういったことから、町当局は努力はしていると認められるのではないのでしょうか。25周年事業では、NHKのど自慢の放映が予定されています。まさに創意と工夫により、財政が厳しい中、最小限の経費で最大の効果を考えている予算だと私は思います。

ぜひ大きな効果を上げられるようにご期待を願ひまして、賛成討論といたします。議員皆様の賛同をよろしく願ひいたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 平成19年度千代田町一般会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

ただいまから11時35分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時20分）

再開 (午前11時35分)

○議長(小沢惣一君) 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第31号の質疑、討論、採決

○議長(小沢惣一君) 議案第31号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、富岡芳男君。

[4番(富岡芳男君)登壇]

○4番(富岡芳男君) 国民健康保険特別会計について伺います。

予算の内容を見ますと、限られた歳入で医療費等の歳出が前年度程度に抑えられているように思いますが、先日の18年度の補正において不足が生じ、5,000万円を一般会計から繰り入れて収支の均衡を図っています。19年度の予算でも、18年度当初予算の倍の2,000万円を計上しております。私は特別予算に限らず、特別会計はなるべくならば独立採算がよいと考えております。

そこで伺いますが、予算の内容から見ると、18年度の予算での利用費の伸びからすると、今年度はスタートから厳しい内容と思いますが、どうですか。今後ますます医療費等の増加が予想されると思いますが、国保に加入している人への指導対策はあるのか。また、予算の歳入の中で滞納繰越金が1,400万円計上されています。現時点で未収納額は過年度分も含めどのぐらいあるのか、また何人ぐらいいるのか伺います。

1回目を終わります。

○議長(小沢惣一君) 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長(高橋充幸君) 富岡議員のご質問にお答えいたします。

現在の未収額ですが、およそ7,000万ほどになります。人数ですが、約320人です。

それと、予算編成全体についてですが、医療費は前年と同額としております。予算内容の中に、健康ダイヤルとか重複多受診者の訪問指導の強化とありまして、医療費を抑える方針で予算計上しておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長(小沢惣一君) 4番、富岡芳男君。

○4番(富岡芳男君) 先ほど7,000万という数字がありました。滞納している理由は、実態はどうなっているのか。生活困窮者なのか、またそうでないのか。また、町は収納率向上のため、何か施策を行っているのか伺います。

○議長(小沢惣一君) 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長(高橋充幸君) お答えいたします。

国保税の滞納者対策の考え方ですが、介護保険法施行法に伴いまして、平成11年に国民健康保険法が改正され、国保税を滞納している世帯主に対する措置が強化されております。国民健康保険法第9条第3項では、納期限から1年を経過している場合、被保険者証の返還を求めるとし、返還を義務づけしております。また、規則第7条の2第2項では、保険税を滞納している世帯主との納付相談の機会を増やすため、短期被保険者証を活用することが考えられることとしております。これらに基づきまして、町では平成13年4月より千代田町国民健康保険税滞納者対策実施規定を定め、被保険者間の公平を図る観点から、国保税の滞納者に対する施策を実施し、国保税の収納の確保を図ることと定めています。その中で第3条では、納期限までに国保税を納付しなかった者の名簿を作成し、その中で納期限を6カ月を超えている者を対象世帯主として抽出し、その中から短期被保険者証を交付するものとしております。

それから、滞納額先ほど申しました7,000万ほどになっているところですが、今回の18年度補正、一般会計から5,000万円ほど追加補正したわけですが、この滞納分がなければ補正が要らなかったわけで、まず滞納者の方に納付していただけるよう通知や納付相談を実施し、更には税務課を中心に収納班を全庁的に設置し、町税全般の滞納者の個別訪問を実施し、納税を促すところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） 富岡議員のご質問に対しまして、町税を含めました全体の立場からお答え申し上げます。

既にご案内どおり、この平成17年度の町税収納率状況並びに滞納額を、千代田広報の1月分で発行させていただきました。多分住民の皆様には初めての発行かと思っております。また、町税では収入済額が19億4,000万円余り、前年度より7,400万円ほど税収が増え、反対に収入未済額が逆に9,800万円ほどでございまして、17年度でございますけれども、前年度より976万1,000円ほど未済額が減少しました。なお、前年対比では0.50%の上昇であります。また、町税を含めた特別会計でございますが、国民健康保険税及び介護保険を含めた全体でも、収入未済額が前年より1,000万ほどの減となっております。また、今後の収納率向上等の滞納対策でございますが、国の施策にありますところの税源移譲等もありまして、住民税におきましては6月の徴収分から、所得税のかわりに住民税が増えるわけでございます。これらを観点としまして、税の公平の観点からも、滞納整理により一層真剣に取り組みたいと思っております。

また、町民の皆様、納税者のご理解のもとに町税は、前年度を見ましても、現時点で滞納分の収納率は前年同期と比較いたしますと、わずかながら0.8%増えているわけでございますけれども、その反対にご指摘の特別会計の国民健康保険税並びに介護保険料等は、税率の改正あるいは高齢者の高齢者控除の廃止、年金の引き下げ等に関連しまして、前年度より落ちております。

なお、今後の滞納の整理、徴収関係につきましては、今住民課長が申しましたとおり、財政突破計

画に基づきまして課長、係長さんが、町の職員によりまして、今議会が終了いたします3月20日から5月の出納閉鎖、5月末日まで町の貴重な財源と税の公平化の観点からいたしましても、全力で滞納整理に取り組みたいと思っております。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） 先ほどの生活困窮者ということですが、手元に資料がないもので、後で提供したいと思います。ただ目安として、軽減世帯というものがあまして、17年度の決算数字ですが、被保険者4,713に対して、軽減保険者数が1,334、28%が軽減世帯となっております。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 4番、富岡芳男君。

○4番（富岡芳男君） 本町での話ではありませんけれども、ある小学校で給食費の長期滞納者の家庭に先生が集金に行ったそうです。高級車があり、その親が、その車のローンも払っているのに払えない。あるいは、義務教育なのだからただでもいいのではないかと、へ理屈を言って払わない者もいるそうです。本町でも、税の収納において似たような事柄があるのか。もしあったら、もっと厳しく法に訴えてでも収納すべきものではないのかと思います。そうでなければ、税法の、今税務課長言いましたように、大原則である公平性に著しく欠けるのではないかと思います。その点どうでしょうか。

○議長（小沢惣一君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） 確かに税務課を、当然でございますけれども、中心としまして、特別班を形成し、言われました税の公平化の観点から滞納整理を実施しております。なお、悪質の場合には、18年度4件ばかり差し押さえをさせてもらいました。なお、内容的には不動産2件、債権2件、滞納整理を遂行しながら、定期預金等がございましたので、その辺を抑えさせてもらいました。また、実際の滞納整理に当たりまして、当然課税客体でございます賦課は前年度の収入でございます。前年度と現時点の生活の状況等をよく比較し、またそれらに基づきまして、悪質の滞納者に関しましては断固たる手段をしたいと思っております。なお、国民健康保険会計につきましては、年2回ほど、10月1日前に納税者を対象に、あるいは滞納者を対象に納付相談を行いまして、現時点の生活の実態に合ったいろいろな徴収方法、一例を言わせていただければ分割であるとか、いろいろな方法で納税者にご理解を得ております。9月と3月、今月の3月25日に実施するわけでございますけれども、あくまでも税の公平の観点から、納税者並びに滞納者にもご協力をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 国保特別会計につきまして、幾つか質問させていただきます。

まず、健康ダイヤルについて、健康ダイヤルを実施をするということについては異存がないわけですが、残念ながらその国保特別会計からやるという点が非常に不満といいますか、この点がありますのが、国保特別会計だけでやるのかどうかという点もまだ明らかではありませんので、その辺のところの法的根拠を、この財源についてどのような財源を充てるつもりなのかお聞かせを願いたい、このように思うわけであります。

病気予想につきまして、平成18年度の過日この本会議になってからの補正で、いわゆる3,000万ほど、4,800万ですか、その差し引きで病気が予想よりも少なかったと。減ったのではなくて、予想よりも少なかったという、その金額で予算化してあるわけでありますが、この点について、意識的に、逆に言うと、わかっていてそれだけ多く見てあるのではないかと。実態に合わないのではないかとというのが私の疑いであります。ちなみに、介護保険では実態に合った予算がとられているということをお知らせするものであります。

あえて質問させていただきますが、健康ダイヤルの財源、これは、要は健康ダイヤルというのは、その国保加入者だけが利用できるものではないということなのです。政府管掌の保険へ入っている人も利用できる。こういうことになると、一般財源を出しても間違いではない。独立採算であるということでもありますけれども、ここがいわゆる国民健康保険というのは社会保障で一般財源でやるべきだということ、いろいろな事情で負担を、目的税として保険税を取っているということでもあります。従いまして、国保会計だけでこの健康ダイヤルの負担をするというのは、ちょっと私は納得がいかないわけですので、その点を明確にご説明を願いたい。

そして、健康ダイヤルについても、いわゆる医療費の抑制をしたいという願望ですよね。これはあるわけでありましてけれども、残念ながらこの健康ダイヤルを実施したからといって医療費が抑制されるということではないというふうには私は考えるのです。多少その改善は図れるということだろうと思うのです。この健康ダイヤルの最大の目的は、住民の皆さんの健康に対する、あるいは介護保険の問題に対するそういったもの、そういう心配に対して昼夜対応できるようにする。これはもう国民健康保険だけの対応ではないのだということ。ここを当局は認識しているのかどうか、どのように考えているのかお聞かせを願いたい。

そして、この間の補正のときにも言いましたけれども、国民健康保険の財政、いわゆる予算を立てるときには、病気がどのくらいあるかを先に予想を立てて、その分を財源をどこから持ってくるかという予算を立てるといところが一般財源と違うのだというふうに言いましたけれども、要はその病気予想が現実と合わないのではないかと。これをわかっていてやっているのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） 川島議員のご質問にお答えいたします。

まず、健康ダイヤルですが、なぜ国保でやるのかということですが、国保の保険事業ですと

全額補助の予定となっております。ですから、国保でやりますけれども、国保会計からの負担はありません。

それから、医療費の抑制が図られるかということですが、全国保険事業としては医療費の抑制を図ることというのが前提となりますので、医療費の抑制を図り、なおかつ町の負担がないということになります。

それから、国保以外の人も利用できるわけですが、同時に国保の人も利用できますので、国保の被保険者の医療費を抑制するという名目になります。

それから、これは川島議員も組合議会の方で、厚生病院の方で説明を受けたかと思いますが、厚生病院でも医療費、特に救急に来る患者を減らしたいということで、ぜひ町でもやっていただきたいという要望でした。

それから、この国保でやることに対しましては県も認めておりまして、補助対象となっております。

それから、まず平成18年度の病気予想が少なかったのではないかとということですが、特に医療費が下がったのは一般被保険者ではなくて退職者の方です。退職者については、歳入は退職者の保険税と社会保険からの交付金から成っております。退職者の医療費の支払いに対しては、社会保険からと退職者の保険税が充てられております。病気の予想ですが、退職者はまず人数がどんどん増えているということ。団塊の世代で退職される方が多いということ。それと、1人当たりの医療費については、病気の予想というのはなかなか難しいもので、直近の1年間の実績をもとに予想を立てて予算を計上しております。ですから、18年度につきましてはその予想がずれて、予算計上よりも退職者医療が少なかったということです。反面一般被保険者については、当初予想より補正でも1,000万円程度増しておりますが、一般被保険者については医療費が増加して、その分歳入の方で一般会計から繰入金金の補正をお願いしたところでした。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 健康ダイヤルについては県が認めて、その財源について、国保でやることについて県が認めているからと。また、その国保会計から出すのではないからという点は了解をしましたが、ではどういう金なのか、明確にお聞かせを願いたい。県の補助金なのか、いわゆるどういう名目と言うとちょっとおかしいのですけれども、国から来るのか県から来るのか町の一般財源から出すのか、そのところをお聞かせを願いたいわけです。

それと医療費が、予想するわけですよ。それは、確かに一般被保険者、国保の一般被保険者は1,000万ほどですか、一千幾らだったですか、増えたと。しかし、退職者の方が5,800万ぐらい実績で下げたのではないかと。差し引き4,800万円を、その実績から下げたのではないかとということ。それはこの間の補正ですよ。ですから、それが実績になるのではないかとということなのです。そのところを、実績がどういうふうになっているのか。どういう見積もりをしているのかお聞かせを願

いたい。

ですから、一般財源は、例えば金があるからこう使いたいという、ところが国保の場合は、病気がこのくらいあるであろうから、だからその分を国保税から、あるいは国の方の補助金からとか、あるいは負担金からとか、そういういろいろな収入財源を見なければならぬわけでしょう。だから、そのところが病気予想を、その実績よりも多く見ていけば、それが本当に多くなったからといったって、これでいわゆる会計そのものは何ら影響ないわけですよ。しかし、それが多いのにも、財源が足りないからということで、これもまた値上げのもとにされてしまう可能性もあるわけなのです。そのところが私は心配なので、あえてその実績というのをどこで見ているのかね。4,800万差し引き病気が減ったのではないのかということです。それは予想ですから、わかりません。実績は減ったのだというふうに私は見ている、思ったより、平成18年度の当初予算よりも減ったのではないのですかというのを聞いている。その実績はどうなっているのですか、では。

〔議長、休憩にして、後でいいですから〕という人あり〕

○議長（小沢惣一君） 休憩いたします。

休 憩 （午後 零時02分）

再 開 （午後 零時02分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午後 零時03分）

再 開 （午後 1時01分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

質疑の途中でありましたが、引き続き質疑をお受けします。

住民課長の答弁を求めます。

住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） それでは、お答えいたします。退職被保険者等の医療費の予算計上についてですが、平成15年、16年、17年と、この3年間は特に入院以外の伸びが著しく、毎年2けたの伸びを示しておりました。その実績に基づきまして平成18年度予算計上しましたが、結果的に実績を検討しますと、1人当たりの単価が予想より落ちたため、今回の補正で減となったわけです。当初は、1人当たり29万1,000円を予想しておりましたが、当初予算は29万1,000円です。実績見込みでは22万7,000円、7万円ほど1人当たりが落ちましたので、補正減となっております。よろしく願いいたします。

それから、健康ダイヤルの補助金ですが、県の調整交付金ということで、全額対象と確認しており

ます。よろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 質問は実績はどうなっているかということで、要は平成19年度の予算は、この22万7,000円でやっているのか、29万1,000円でやっているのか、それが聞きたいわけですよ。実績をもとにしていると。18年は落ちたから補正をしたと。この実績は、では考慮しないのかどうかということなのですよ。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） 先ほど申し上げましたが、18年の当初が29万1,000円、実績見込みで22万7,000円でしたので、いろいろほかの医療費関係検討して、19年度につきましては27万9,000円を1人当たり単価と見込みました。よろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計について、予算につきまして何点か質問いたします。

医療を取り巻く環境は、本町はもとより全国的に大変厳しい状況を迎えていると思います。そうした中で、今後の高齢化に対応すべく、75歳以上の県単位での広域医療制度が今後スタートするようありますが、本町に新年度予算内容を見ますと、歳出面で医療費の伸びを抑えて予算を立てているように思いますが、そこで町の執行者である町長にお伺いします。前年度でも一般会計から大変多くの繰り入れをして、国保税の収支を回り予算の均衡を図ったわけですが、内容は大変厳しいと思いますが、今後この厳しいという状況を見ますと、税率の見直し等も町長は視野に入れているのかどうか。また、毎年度の決算を見ると国保税の未納が増えているようですが、滞納者に対する資格証明と短期保険証の、どのくらい今あるのか、お答えをお願いします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

ご承知のとおり、国保は会社へ勤めていた人が退職すると、即国民健康保険に加入変更になるというような状況で、更に高齢化が進んでおりますから、毎年増額になっておりまして、平成19年度予算におかれましては、基金を全部取り崩しいたしました。もうゼロです。そのほかに一般会計から5,000万繰り入れということで、それでは来年からはどうなるのかと、そういった予算査定のときに担当にお聞きしましたら、来年からもそういう状況が続いてくるのではないかというふうな、非常に厳しい状況でございます。従いまして、まず先ほどもお話ございましたが、未納者で320人ですか、7,000万円の未納、そういうものを徹底して収納に取り組んでいくということがまず1点目。

あるいは、先ほどからお話ししているように健康ダイヤル、これも反対しているような人もおるよ

うでございますが、これによって即救急車で病院に、救急病院に行くのではなくて、健康ダイヤルによってその病状を聞いて、ではそれは専門的な医者だとか、患部の対応によって救急に行かなくても対応ができるような、そういう話で指導していただければ、その医療費が削減につながってくるかなと、そんなふうにも思っておりますので、各方面にわたって取り組んでいきたい、そんなふうにも思っております。

何ですか、あれはちょっとわからないのですけれども、短期と、それはちょっと担当から。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） それでは、お答えいたします。

資格証明書ですが、11件、短期保険証が73件出ております。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

○5番（細田芳雄君） 国保税の未納者が年々増えているというようなことですが、ほとんどの方、大多数はまじめに税を払ってくれているという中で、未納の人に対して町ではどのような法的な措置をしているか。私は、委員会が総務でございますので、一般会計の方のときに税のことを聞きましたら、税で質問して、未納の方はどうなっているかと聞いたならば、17年度はわずかながら収納率がアップしたという答えを伺いましたけれども、この国保税についてはわずかながら後退をしているという中、町長は執行者として、町税全般の未納者の滞納者の報告は当然受けているわけだと思っております、では町の条例で定められている特別職、議員、また町の職員さんの中で、国保税の未納もしくは滞納している人がいるか、伺いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） 細田議員のご質問にお答え申し上げます。

確かに少子高齢化でございます。なお、国保税に関しましては、ご承知のとおり所得割、資産割、均等割、平等割とございます。滞納件数でございますけれども、総務常任委員会でも申しました、町税につきましても、わずかながら上昇している。また、現年につきましても0.8%ぐらい伸びております。なお、この納税者が同じ人でございますので、健康保険税と介護保険税は、逆に収納率は低下しております。なお、きょうの上毛新聞等によりますと、健康保険税滞納で保険証なしとありますけれども、医療関係、給付関係につきましても住民課が基盤でございます、年に1回の10月1日の更新に合わせまして、9月に納付相談等をお受けしている次第であります。その際、法的手段のようなペナルティーといたしまして、市町村は原則として1年以上の保険料の滞納者に、保険証のかわりに資格証明書等を発行するということになっておりますので、それに準じまして納税者にご理解をいただいているわけでございます。

なお、議員さん、職員というご質問でございますけれども、個人情報に関する問題もございますので、即答は避けたいと思っております。なお、当然保険税に限らず、税に関しましては納期限という

ものがございまして、私の方で職員に関しましては、納期限までに納入をいただいている職員に関しましては、当然でございますけれども、電話等で早期納入をお願いしている次第でございます。議員さんにも、議員さん並びに一般の町民につきましても、滞線分あるいは現年度分を合わせまして、しつこく督促状を送付しておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

○5番（細田芳雄君） 今答えを伺いましたら、職員の方にも払うよう電話をしているということであるならば、その答えでは、追ってすれば、未納者がいたということになるわけでしょうか。

また、プライバシーとか個人情報保護は、これは当然あります。だけれども、全国的に見て、このところが大多数、それこそほとんどの人がまじめに税は払っているのです。だけれども、これは払わない人の気持ちだから私はわかりませんが、払わないで済ませてしまおうというような方が、このごろ新聞等でも載っていますけれども、多くなってきているのではないかと思う。

そういう中で、この新聞は3月の8日付ですか、藤岡市の職員ですね、そこで給食費の滞納。また、3月9日付の新聞では、これは川崎市で保育料1年以上滞納の保護者には市長が面談と書いてあるわけなのですよ。そういうことで、プライバシー、個人情報保護、これは当然あってしかるべき。だけれども、町の方々、全般的に見てまじめに支払ってくれている方が多いという中から見て、その人たちの大切な税金を給料としてもらっている、また報酬としてもらっている人が、これは税の滞納、また公の団体に払うべきものを払わないで済ませてしまうという考えが通ってしまえば、これはもしかしたら払わないでも済むかもしれないというような考えの人が多くなるとは大変なのですよ。こんなことは、一般会計で収入は町の方々からもらった、またそれは国からも交付金として来たり補助金がかたりしてはいますが、ほとんどは町の税収でやっているわけですので、せめてこの職員、また特別職、議員の方で滞納している、未納している方がいては、呼びかけるのも呼びかけづらくなるのではないのでしょうか。町の皆さんに税の滞納をしないようにと言っても、何か重みがなくて、そう言っている方でもいたのではないのかいなんて言われたら大変なことでしょう。

そういう中で、もう一度伺いますが、職員また特別職、議員の中でのいるのかいないのか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

私は町の執行者として、職員、特別職につきましても、即未納があってはならないということですから、それはありません。しかし、先ほど申し上げましたように、そのほかの団体で未納者がいるというのは、私も確認をしております。適正に他の一般の住民と同じような対応で徴収に進めてくれというようなこととお話ししておりますが、本来ならばそういった指導的な立場ですから、普通の一般の人以上の対応をするのが本当かなと、そんな感じもしますが、しかしそれなりの事情があるかと思

いますので、そういう一般住民との同じような対応で、適切な処理をしろというようなことで進めております。残念ながら、そういう指導的な立場の人がそういうことでは、町民に対して示しがつかないと。滞納整理に対して大変な思いをしなければならないということでございますので、大変残念に思っておるところでございます。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

○議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 次に、議案第32号 平成19年度千代田町老人保健特別会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号 平成19年度千代田町老人保健特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

○議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 次に、議案第33号 平成19年度千代田町介護保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号 平成19年度千代田町介護保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

○議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 次に、議案第34号 平成19年度千代田町下水道事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号 平成19年度千代田町下水道事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

○議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 次に、議案第35号 平成19年度千代田町水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号 平成19年度千代田町水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

○一般質問

○議長（小沢惣一君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。

初めに、2番、小林正明君の登壇を許可いたします。

2番、小林正明君。

〔2番（小林正明君）登壇〕

○2番（小林正明君） 議席番号2番、小林正明でございます。それでは、議長の許可を得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

東部住宅団地の販売、企業誘致などの販売促進策についてお伺いいたします。群馬県企業局と西邑楽土地開発公社による、平成15年度より分譲している東部住宅団地の販売状況、企業誘致などの販売促進策について質問させていただきます。

千代田町のモデル住宅地として、第17行政区を発展させることが重要であることは言うまでもございません。千代田町としては、当面の間自主自立のまちづくり、近未来の自治体の合併に向けて財務強化を一層改善することが、現在の千代田町にとって最重要課題であると考えております。千代田町の新規住民になられた人たちを含め、住んでよかった千代田町と思えるまちづくりが大事なことであります。つきましては、以下の点について質問をさせていただきます。

- 1、ふれあいタウンちよだ分譲実績、上中森、萱野エリア仮契約を含みます。
- 2、第17行政区コミュニティセンター（公民館）の建設。

3、販売促進策。次の3項目についてお願いいたします。

1、住宅土地販売。

2、商業施設誘致。具体的な事例があればお願いいたします。なお、これについては午前中大谷議員の話の中、答弁の中にもありました。当局の答弁の中にもありましたが、改めてお願いいたします。

3、上中森流通団地への企業誘致。これ群馬県の動向を含めてお願いしたいと思います。

以上、ご答弁のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 小林正明議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のふれあいタウンちよだ分譲実績ということでございますが、ふれあいタウンちよだの分譲状況概要を申し上げますと、今年2月末現在になりますが、上中森エリアでは、総区画数で241のうち、分譲済みが81、申し込みが1、仮予約が5の合計87区画が分譲済み等になっております。萱野エリアにつきましては、総区画66のうち、分譲済み21区画、申し込みが4、仮予約が3の合計で28区画が分譲済み等になっております。以上が販売の状況でございます。今後お客様の要望を的確に把握することにより、早期完売が図れるよう努めていきたいと思っております。

次に、17行政区のコミュニティセンター、つまり公民館についてですが、住民皆さんの強い要望もございまして、町といたしましても検討を重ねてまいりました。その結果、17区が事業主体となって、コミュニティセンター助成事業の助成金と西邑楽土地開発公社からの補助金によって、平成19年度公民館を建設することになりました。なお、土地につきましては、県企業局より住宅団地集会所用地として町に譲与していただきましたので、この土地に建設することになっております。

次に、3番目の販売促進策ということでございますが、3項目の質問であります。最初の住宅土地販売でございますが、ふれあいタウンちよだの萱野分の販売活動の主なものを申し上げますと、平成18年度は4月29日から5月21日まで県の企業局と合同で春のキャンペーンを開催したほか、今年1月にも新春キャンペーンを開催いたしまして、それぞれ新聞折り込み等を実施し、多くの方にご来場いただいております。そのほか販売活動といたしまして、職員によるポスティングを行っております。近くは熊谷市を初め、近県各市の民間アパートへのチラシの配布を行いました。また、近郊の住宅展示場ですか、ハウスメーカーへの定期営業も延べ13回実施しております。このほかさまざまな方法で販売促進に努めておりますが、議員各位におかれましても、販売促進につながるようご支援をぜひともお願いをしたいと思います。

次に、商業施設誘致についてでございます。先ほども一般会計の中で質問もございましたが、町では現在ふれあいタウンちよだの未造成土地、足利邑楽行田線から東の部分、町のが4.4ヘクタールございます。これ道路、水路まぜてございますが、今までにも既にあそこに住んでいる方々や、チラシを見て現地に来られたお客様から、「近くに日用品等を購入するスーパー等がなく、不便である」

との意見もございまして、近隣商業地域として住民の日常の利便の増進を図るべく、用途変更を県と協議をしているところでございます。商業地域であれば、進出を希望している企業等もございまして、住環境の、あるいはそういった環境の整備を交渉しながら、用途変更を心がけたいと思っております。ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、上中森流通団地への企業誘致、これは県の企画分でございますが、県の分の未造成の土地につきましても、町と一緒に用途変更を行い、商業施設等の業務用地として分譲するというところでございます。現在町と同様に、近隣の商業地域の用途について検討しているようでございます。

今後も引き続き早期に用途変更、先ほども申し上げましたが、書類選考で7月いっぱいぐらいかかるというようなところでございますので、更に県と交渉して、一日も早い決定をしていきたいと、かように思っているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） どうも答弁ありがとうございました。

千代田町において財政危機突破計画を実施いたしまして、かなりの効果が上がってきているかなと思っております。今年度1月の「広報ちよだ」によりますと、地方交付税の収入が非常に減少する中頑張っているなど、私実感しております。ちなみに、平成12年度においては12億4,000万、平成17年度においては6億2,500万円と、言うなれば半額しているわけですが、その中で、それでも収支はよくなってきているかなと思っております。特に平成17年度の県内町村財政状況の中で、27町村中財政力指数では3位、経常収支比率、同じく27町村中10位と。これをもっともっとよくしていくためには、住宅土地販売もろもろが重要であることとと思っている次第でございます。

私少しうれしかったのは、西邑楽土地開発公社の平成17年度の末期末残高（借入金）が11億1,852万という金額が明示されておりますが、それに対して期末資産残高（土地及び預金）が11億3,192万、すなわち財政的には問題ないと、そういった数値であります。ですから、我々町民、議員はもちろんのこと、千代田町民全員がセールスマンの考え方をもちまして、より一層販売努力をする。少しでも多数の方に紹介をすると、そういったことが必要かと思えます。このように、町債残高、それから基金積立金残高等もそれぞれ減少あるいは増加ということで、確実に改善されていることが数字上からも明確になっております。そういったことで、よくはなっているわけですが、もっともっとよくするために頑張っていかななくてはならないなと思っ質問した次第でございます。

それと、追加質問で恐縮なのですが、第17行政区のコミュニティセンター（公民館）の建築にあわせて、以前にも質問させていただいたことがあるのですが、親水公園事業、それから花と緑いっぱい事業、これ私勝手に今名前をつけましたが、そういった推進の考え方があるのかどうかお尋ねいたします。

そして、群馬県のこれは企業局とは書いていないのですが、群馬県企業局だと思っておりますが、2月14日水曜日の、これは日本経済新聞によりますと、千代田町に小売卸売業や運送業向けの流通団地を整備

すると、群馬県はと書いてありますね。埼玉、首都圏に近く、交通網が整備された県内の企業進出が相次いでいると。なお、群馬県は2005年工場立地件数で全国首位に立った。言うなれば、関東近県の中で群馬県が非常に有望な県、企業経営者から見た場合ですが、そういったことだと思います。ちなみに、群馬県境に近い我が千代田町においては、上中森団地14.1ヘクタールで、県においては2007年度に事業費を12億円強を見込むと、そんな新聞記事を読ませていただきました。言うなれば、先ほど町長の答弁にありましたが、用途変更、地目変更することによって、言ってしまえば売れ残る可能性のある土地を早く分譲することが必要かなと思いますので、先ほどの商業団地もそうなのですが、より県と交渉といいますか、よく相談されて、こういった前向きな話というのは非常に旬が大事かと思っておりますので、頑張ってくださいたいなと思っております。もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 説明をいたします。

町の方の未造成土地も、全体では12.6ヘクタールぐらいあります。ですから、4.4ヘクタールを全体で志望商店ですか、そういうものにも使っていただいても、残りが8ヘクタール残っております。そういうことで、そちらの方は逐次、借入金も半分以下になりますので、逐次造成して販売していくという方向でも、町の財政に負担をかけないで西邑楽土地開発の公社だけでやっていけるのかなと、そんな感じもいたしますので、町の方はそのような計画をしております。

県の方は、町も絡んでおりますが、全体でここに造成をしますと、調整池をまた新たに造成しなければならないというような問題もございます。従いまして、そういったもろもろも考慮して予算を計上していくのかなと、そんなふうに思います。

また、調整池を何か美化活動にということは、私も当初は土手には桜を植えて、その下を草ぼうぼうではなくて、スイセンか何かを植えて、そういう方法にできればなと、そんなことも考えておったのですけれども、非常に維持費がかかる、大事な問題ですね。そういったこともございまして、これからどのようにするか。住宅地に接しておりますし、ただの調整池だけでは環境に非常に反するというようなこともございますので、いい知恵を皆さん方と相談しながら考えていければなと、そんなふうに思っています。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） 調整池等については、太田の城西の森、パールタウンを見てもおわかりのとおり、あるいは板倉ニュータウンの造成地を見てもしかりなのですが、いわゆる親水公園、確かに何でもそうですが、維持するためのお金がかかるのは問題でもあるわけですが、ぜひ町のシンボリックな面も含めてお願いしたいと考える次第です。

それから、これ板倉ニュータウンの販売促進への業者公募というやはり情報といいますか、新聞記事を読ませていただきました。ちょっと読み上げますと、「県企業局においては、新年度板倉ニュー

タウンの宅地用区画購入者を紹介した住宅メーカーや建設業者に分譲価格の数%を手数料として支払う」、そういった販売代理制度を始めると。「企業局は住宅メーカーなどの営業も、PR力を活用することで、伸び悩む分譲に弾みをつけたいと考えている」と、そのような記事でございます。先ほど町長の答弁にもございましたが、それでも住宅メーカーあるいは市町村の役所、アパート等々のポスティング、駅でのピラ配り、ティッシュ配り、私も熊谷の駅前で、ちょっと何年も前ですが、見たこともございました。非常にうれしく思います。ぜひ我々議員にも、そういったときに声をかけていただけないかなと思っています。一緒に回らせていただければと思っています。

話を戻しますが、そういったことで販売促進のための販売代理制度の導入の考え方はあるのか、あわせてご答弁いただければと思います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

販売促進におかれましては、板倉で新しく不動産屋だとか、そういったハウスメーカーとかというところに販売したり、あるいは仲介者をつくって、その人がまた更に販売をするというような方法をとっております。千代田分におかれましても、県、上中分におかれましては、その方式で既に20区画を、そこに東京の住宅メーカーに販売したと。一斉に今基礎工事が始まっておりまして、これをその会社が建て売りをして、これから更に進めていくのかなと、そんなふうに思っております。

町の方もそういう、町の方は実質的には少ないわけですから、そういう大会社が来てくれば、新しく造成をしてという考えもございまして、これから販売促進に対していろんな角度から取り組んでいきたい、そんなふうに思っております。

○議長（小沢惣一君） 以上で2番、小林正明君の一般質問を終わります。

続いて、9番、大谷直之君の登壇を許可いたします。

9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 9番、大谷です。通告に基づきまして、議長に発言の許可をいただきましたので、少子化対策の取り組みについて町長にお尋ねいたします。

その前に、少子化に対する考え方、いろいろなことをちょっと述べさせていただきます。少子化対策決め手なし、人口自然減の衝撃。2005年出生106万7,000人、死亡107万7,000人、自然減1万人、初めて自然減になりました。晩婚化、男29.6歳、女性27.8歳、初婚年齢男女とも上昇。育児への負担が女性に偏っている。フリーターなど経済的に自立しない若者が多い。背景には、日本の社会の慣行が、青少年の勤労意欲の欠如にあると言われている。問題点、急激な少子化の進行は、日本の社会に深刻な影響を及ぼします。労働人口が減少すれば、国内総生産（GDP）の減少や消費低迷など経済に影響が出ます。働き手が減少すれば、現役世代が高齢者を支える年金等の社会保障制度の維持が困難に

なります。人口構成がいびつになることで、学校など地域社会の施設整備に悪い影響が出てきます。どのような対策が必要なのでしょう。与党は出産一時金、2006年に10月から5万円増の35万に引き上げ、児童手当の支給対象も小学校3年生までから、2006年4月以降6年生までと拡大。若い世代に結婚や出産を奨励する対策は、市町村の自主性にゆだねる傾向が強い。国、県、自治体、企業、ボランティアなど幅広い層で総合的に対策を検討する場が求められている。少子化対策を優先順位に置くこと、休業、短時間勤務、出産後の再就職を支援すること。

猪口邦子大臣の考え方。育児の負担、社会全体で背負う必要がある。社会保障給付費の70.4%は高齢者向け、児童家族向けはたったの3.8%にすぎない。給付の1%移すだけで、約8,000億円の財源が出る。高齢者の人にもう少し働いてもらい、困っている孫の世代に予算を振り分けてと言ったら、嫌と言う人は少ないのでは。首長の陣頭指揮で優先的に予算を組んでほしい。安心して安全な環境で子育てができるように。少子化対策で必要なものとは、休業、単時間勤務、出産後の再就職支援。子供は、まず親にとって宝物なので、親は多大な育児負担をいとわない。だが、子供は同時に国にとっても宝物なのだから、親が背負い切れない、親でなくても背負い切れる負担は社会で背負ってもよいのではないか。国のために産んでくださいと言っているのではなく、産みたいのに産めないでいる人に産むためのお手伝いをしましょうというのが猪口邦子大臣のメッセージなのであります。

そこで、三つの質問をさせていただきます。1、幼保一体的運営の取り組みについて。本町において幼稚園の老朽化に伴い、西保育園等を利用し、幼保一体型の運営に取り組むようなお話も聞こえております。どのような取り組みをお考えなのでしょう。

また、現在認定こども園を受け入れる自治体も多いと聞いております。これはどのようなものなのでしょう。

(2)、どこの自治体でも子育て支援策は、いろいろたくさんうたってあります。地域によって特異性、多少の違いはあっても、少子化対策は国を挙げて進んでいると考えております。本町におきましても、子育て支援策は素晴らしいものであると思います。千代田町の子育て支援対策の現状ということで、質疑の中で少しお話ししましたけれども、本当に素晴らしいものがあります。これは少しだけ、せっかく傍聴の方がいるので、読ませていただきます。

保育園における早朝、居残り保育の実施。保育時間、午前7時半より午後6時30分まで。

東西保育園での乳児保育の実施。乳児保育を西保育園のみで実施していましたが、平成17年度から東保育園でも実施しています。

3番目、広域保育事業。保護者の勤務先等の事情で、町内保育園への入所が困難な児童に対し、保護者の勤務先に近い保育園の所在市町村と協議し、保育サービスを提供しております。

4番目、児童センター、児童館運営、社協委託事業。東西小学校に1カ所ずつ児童への遊びを提供している。

5番目、学童保育所運営、社協委託事業。小学校低学年の放課後児童育成事業として、東西小学校

の空き教室を活用し、健全な遊び及び生活の場を提供する。

6番目、児童センター、児童館における母親クラブへの支援、社協委託事業。児童センター、児童館を利用する児童の保護者による、組織された団体への支援。母親クラブ助成、ママザウルスとして27名、育児サークル助成、エンジェルズ45名、子育てサロン助成、ぴよこ隊20名。こういうことが、非常に私はすばらしいことだと思っております。

7番目、障害者に対する支援。障害者を抱える家庭に対し、以下のサービスを提供する。障害児ヘルプサービス1名、障害児ショートステイ2名、障害者デイサービス1名、障害者生活サポート5名、心身障害児集団活動訓練3名。

8番、児童手当の充実。第1子、第2子の児童手当月額を、5,000円から1万円に引き上げる。これ今までによそでも余り例を聞きませんが、こういう中で出していただいたと感謝しております。

母子家庭等入学支度金支給事業。母子家庭の児童に入学支度金を支給することにより、児童の健全育成と福祉の向上を図る。幼稚園入園5,000円、小学校入学8,000円、中学校入学1万円。

それから、まだまだ福祉医療費の支給、これは住民課関係ですけれども、中学生の入院費まで医療費からお金を出してあげるということであります。小学生までは無料でやったわけなのですけれども、入院した中学生まで見るということです。

そのほか母子保健事業や特定不妊治療費助成、妊婦健診など、いろいろな盛りだくさんであります。私は、こういう助成の仕方というのですか、こういうことを前から望んでおりましたが、そういうことを去年も町長なんかに対していろいろお話に行ったりしておりましたが、今回はいろいろな幾つか、特に気を使った面があると思っております。

その中で、この間太田の市長方針ということで、第3子に特別な助成をするということがうたってありましたが、このような中で、財政難ということですから、なかなか大変でしょうけれども、今後そういう考えも持っていただければと思って質問させていただきます。

それから、3番目に、子育てしやすい環境整備を進めるため、民間の事業者に対し育児休業をとりやすくする方法や、職場復帰しやすい環境整備、出産時父親の休暇、出産や育児でやめた社員への再度雇用制度といいますか、行政として援助するような方法はお考えになっていただけるのでしょうか、質問いたします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 大谷議員の質問にお答えいたします。

まず、幼保一体的運営の取り組みでございますが、幼保一体化の動きにつきましては、少子化が進展する中、人口規模の小さな町村、特に山間部におきまして、幼稚園と保育園を別々に運営することが非常に困難な、そういったところが構造改革特区として事業を開始したのが始まりでございます、県内ではご承知のとおり、六合村がその一つの行政でございます。また、これらの動きと同時に都市

部におきましては、2万3,000人もの保育待機児童が発生をして、逆に幼稚園では年平均で1万人の児童が減少しているという事態となっております。

そこで、国では平成17年度に幼保一体の総合施設モデル事業を全国35カ所で実施をいたしまして、この結果を踏まえて、平成18年6月に「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を公布し、認定こども園の方向づけが決定をされました。この法律では、都道府県ごとに認定基準に関する条例の制定をいたしまして、設置の認定を行うこととなっております。群馬県では、昨年12月県議会で条例が制定されました。

そこで、これを受けまして、本町でもご承知のとおり西幼稚園の園舎が建設から38年が経過をいたしまして老朽化していることから、建てかえが必要となっておりますので、昨年の7月庁内に幼保一元化検討プロジェクトチームを立ち上げました。検討を今開始したところでございます。これからどのような方法で幼保、4幼保あるわけでございますが、それを1カ所にするか、あるいは2カ所にするか、そういうことを検討して、これからの少子化の中でこういった方法が一番いいか検討していきたいと、そのように思っています。

それと、太田市の方針でございますが、ただいま大谷議員がお話し申し上げましたとおり、千代田町では千代田町なりのそういった少子対策を実施しております。それぞれの地域の特性を生かしてやっていくことがいいのではないかなと、そんなふうに思います。

3番目の民間事業の実施する子育て支援策への援助ということでございますが、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が施行されまして、10年間の集中的あるいは計画的な取り組みを推進するため、国の指針に即して、従業員に対して実施する子育て支援策の目標、あるいは目標達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した一般事業主行動計画を、従業員301人以上の大企業に義務づけ、また300人以下の企業に対しましては、努力義務を課したということでございます。この結果、昨年の3月末現在の状況ですが、県内にある従業員301人以上の企業129社すべてが計画を策定し、届け出を済ませております。また、300人以下の企業におかれましては、昨年6月末時点で15社が策定し、届け出て、子育て支援を行っております。従いまして、町内に工場のある大きな企業は本社において策定し、子育て支援を行っているのではないかと推測されますが、大多数を占める中小企業では、景気が低迷する中での施策の展開ですので、対応し切れないのではないかと推測をしております。

ご質問をいただいておりますが、近隣の市町でも企業の子育て支援策に対して援助しているという話も聞いておりませんので、今後の検討課題としたいと申し上げ、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 9番、大谷直之君。

○9番（大谷直之君） 2回目の質問に入らせていただきます。

認定保育園ということが、どこでもそういう傾向にあるということで、私たちは全体研修旅行で常陸太田市、町長も一緒に行っていたのですけれども、行ってまいりましたけれども、その中で

センター長の言っていたこと、これが大変参考になると思います。今検討委員会をつくって、そういうことをやっているというような話でありますけれども、千代田町でも幼稚園の方で父兄の方が、あそこで自動車をとめて待っているのに大変だとか、早く何とか幼稚園ができるといいねとか、そういう話をしている方が多いです。そういう中で、こういう認定保育園ですか、立ち上げていくようにすれば、大変皆さん子供を、幼稚園の子供を抱えている人たちも喜んでいただくとおもいます。

センター長のお話をちょっと抜き書きしたのですけれども、制度的にしっかりしたものをつくり、しっかりした考えでやっていかないとうまくいかない。町として施設をどう育てるか、そういう考えが一番大切だということを申しておりました。そして、その施設がうまくいくようにするには、現場が一番大切ということも申しておりました。初期の段階では、幼稚園は教師、保育園は保育士さんというので、何となくなじめないようなところが見られるようなことがあって心配しましたけれども、一緒になってよいところを出し合うのだということで、その心配は無用になったということも聞いております。一緒に行った皆さんもみんな聞いていたわけなのですけれども。そして、保育園の研修が多くなって、保育の向上がとても向上が図られた、そのように申しております。幼稚園の先生と一緒にすから、どうしても保育園の保育士さんの方の関係というのか、そういうような研修というものする必要があったのだと思います。

それから、幼稚園と保育園のローテーションを、これを平等に進めて持っていくということもいい考えだなと思いました。その中で、幼稚園と保育園が一体化すると、保育士さんの免状というのですか、幼稚園の先生の免状と同じものを取ってもらって、1人取れない人がいたけれども、みんな取って、その取れなかった人は保育士としては非常に使える人なので、かわいそうなのか、同情的なことを言っておりました。

それから、一番うれしかったということが、就労や離職して親の状況が変わっても、そこに入っているお子様がよそに移ろうとしなかったということで、保育士さんやセンター長の人たちが非常に喜んだ話をしておりました。こういうような考えを多く取り入れて検討して行って、認定保育園というのですか、うまくいくようにやっていけたらなというふうに思っております。

それから、2番目なのですけれども、確かにどこの自治体でもいろんな支援策があると思います。私は、別に参資にこのようないっぱい、もっともっと補助したらいいのかということは、財政のことを考えたりすれば一概に言えないと思いますので、いろいろこれから気がついたことで提案させていただきます。

それから、3番目、この会社がそういう、301人以上の会社が子育てのこういう就労を、職場復帰を後からまた考えてやったり、男の方だの女性でも休業したりしても援助する、そういう方向をやっている会社が群馬県でも大変あるということは存じ上げておりますが、そういう中で私が、また利根川新橋の問題になるのですけれども、優良の会社を、あそこができれば優良企業が当然持ってこられる可能性は強くなるわけですよ。そういう中で、よい優良な会社がそういう子育て支援なんかもみ

んな受け入れてくれるような、そういう会社が来るように望みながら、やってみなければわからないのだけれども、これも子育て支援の最良の手だてだと思っております。

そういうことを含めて考えておりますが、質問らしい質問というか、その点と、それから検討委員会をどのように立ち上げるか。町長、私が言ったような中で参考になることがあったり、もっと何か提案したいということがありましたら、答弁をお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） ご質問にお答え申し上げます。

まず、認定こども園の関係でございますが、まだ多分ほかの都道府県でも昨年の12月議会ぐらいで条例制定をしたものと思われま。現在のところで、全国でもまだ正式に発足したのは13カ所、こちらが完全なる幼保一元化の認定こども園として動き出しております。議会の全員協議会で視察をしてこられたところは、多分17年度に実施をしましたモデル事業の方で、幼保一体型ということでやられたのかなというような感じはしております。隣の明和町さんも、最初特区で給食関係、保育園の3歳以上の給食関係を給食センターから出せるような特区認定をいただいて幼稚園と保育園の運営を始めまして、17年度にモデル事業として幼保一体で進んでございます。職員、幼稚園につきましては教諭、保育園につきましては保育士ということでございますが、県の条例の中でその辺はかなり臨機応変に取り扱えるように規定がされておりますので、心配はないかなというふうに感じております。

それから、企業の支援策の関係でございますが、厚生労働省の方の支援策としましては、中小企業を対象にした支援もございまして、100人以下の企業で行動計画を策定をしまして、あとは就業規則あるいは労働協約の中に育児休業の取得とか短時間勤務、これらを盛り込んで、実際に実施した場合は、2人目まできり助成出ないのですが、1人目につきまして60万円から100万円の助成が出るような制度がございまして、2人目につきましては、育児休業の方が60万、短時間勤務につきましては6カ月から2年超というのがございまして、20万から60万ぐらい交付されるような制度がございまして、そのほかに、財団法人の21世紀職業財団というのがございまして、これ多分厚労省の外郭の財団だと思っておりますが、事業所内の託児施設の設置運営コースとか、代替要員の確保のコースとか、子育て期の柔軟な働き方の支援とか、ベビーシッター費用等の助成がございまして、多分各企業にもこれらの案内は出されておろうかと思っておりますが、これらを活用いただければ企業の方も子育て支援が。

それから、庁内の検討プロジェクトチームの関係でございますが、昨年の7月の25日に設立をしまして、助役、教育長を筆頭に関係課長並びに幼稚園、保育園の園長等で組織をしまして、2回ほど打ち合わせをしております。視察を1回、この視察は明和町の幼保一体化の施設を視察をさせていただいております。現在、町長の方からも申しましたが、1カ所にしたらいいか、東西2カ所でやったらいいか、それらにつきまして今構想図を引きまして、どのくらいの経費がかかるかということを検討中でございますので、また結論等出ましたらお知らせをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 9番、大谷直之君。

○9番（大谷直之君） 最後の質問であります。少しだけ質問させていただきます。

幼保一体型で、文部科学省と厚生労働省が一緒になってやっているわけなので、事務的なやり方に対して非常にやりづらいというのか、そういうようなお話もこのとき、視察に行ったときに聞いたのですけれども、それで何とかこれは一本化に、県の方に行っているいろいろ頼んだり、いろんなことをやればできるのではないかと、一生懸命やればこれをできるというようなお話でした。認定こども園の方は、そういう心配というのか、全然ないのかどうか、そここのところをお尋ねいたします。事務内容の問題だと思えるのですけれどもね。

それから、中小企業でもそういう国挙げていろんな補助をするというのがうたってあると聞いて、そんなに大会社が来なくても優良な企業さえ来ていただければ、そういうことが可能になるのかなと思って安心したのですけれども、文部科学省と厚生労働省のその点は一本化できるのかどうか、その点ちょっとお尋ねいたします。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） お答え申し上げます。

先ほど町長の答弁の中にもございました、「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」、これが幼保、認定こども園の基本でございまして、これに基づきまして各県が条例を制定したわけでございます。条例の中で、職員の資格とか、教育と保育の内容とか、これらが規定されておりまして、それに沿って実施をするということで、運営自体には問題がないのではないかなというふうな感じはしております。

それから、企業への支援策、こちらにつきましても労働関係、福祉担当部署ではございませんが、経済課等とよく相談をしまして、PRの方をしていきたいなど、かように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 以上で9番、大谷直之君の一般質問を終わります。

続いて、15番、川島悦男君の登壇を許可いたします。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 発言通告に基づきまして、一般質問を行いたいと思います。

通告してあります第1番目は、町でできる温暖化防止対策ということについて、大向こうを見まして大きく出ましたが、内容は簡単なことなのですけれども、町制施行25周年事業としてエコバッグの導入あるいはNHKのど自慢という形で呼び込むということで、これも結構なことなのですが、私が質問したいのは、千代田町でできる温暖化防止対策として太陽光発電、これに対しての補助をどう考えるかということで質問をしたいわけであります。

この太陽光発電、風力発電、こういったことと同時に、いわゆる新しいエネルギー政策として、今

注目を集めているところであります。残念ながら、ドイツにこの太陽光発電普及率が追い抜かれたと、最近になって追い抜かれてしまったということなのでありますが、自然環境を守り、地球の温暖化防止を図るためには、どうしてもこのいわゆる新エネルギー政策、CO₂削減をするエネルギーの活用が必要なのではないかと考えるわけでありますが、そこでその対策として千代田町でできる、個人住宅に対して、その太陽光発電を入れた場合に補助金を出す、これは既に明和町、邑楽町、大泉町、太田市でできているわけでありまして、このキロ当たりの補助額、それぞれの自治体によって違うわけでありまして、基本的には国がこの太陽光発電に対しての補助金を一時は出していたのですが、これを減らしたことによってドイツに追い抜かれたということでありまして、従いまして、残念ながら自治体でしか出していない。しかし、自治体でも邑楽郡内のようにばらつきがあるということでありまして、城西の森などでは皆さん見てきたと思いますが、この太陽光発電、これが大変普及しております。なぜそこに普及したかということ、やはり太田市で、キロ当たりこの辺では一番補助率がいいといいますが、こういうことでその普及率がよいわけでありまして、あそこだけでもほとんどのところに入っている。

千代田町でも、一応住宅団地を売り出すと、これについては川島が悪口を言うから売れないのだということもありますけれども、この点では多少こういう補助を出せば、多少売れる可能性ということも出てきますので、川島が悪口を言うだけで売れ行きが悪くなるということではないと思っておりますので、その点でも何としまして、その普及を図るために、太陽光発電に対しましての補助をできるかどうか、町長のお考えをお願いをしたいと思います。

1回目終わります。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 川島議員の質問にお答えいたします。

町にできる温暖化防止対策として、太陽光発電の普及を進めることについてという、考えがあるかということでございますが、町が今までに取り組んできた自然エネルギーを活用した取り組みも含めてお答えいたします。

町では、皆さんもご承知のとおり、役場庁舎及び児童館、旧山王荘ですか、あるいは温水プールに太陽熱を利用した温水ソーラーシステムを他町に先駆けて導入を図り、省エネルギー対策のために活用してまいりました。一般家庭につきましても、太陽熱温水器設置世帯に対する補助を行い、普及に取り組んでおります。また、中小企業につきましても、環境問題に取り組むためのISO14001ですか、シリーズを取得する事業者に対して、奨励する意味で助成も行っております。このように、地球温暖化対策は大切なことであると考え、実施をしてきたところであります。

しかしながら、太陽光発電につきましても機器も高価であり、初期の目的を達成したということから、国庫ですね、国の補助も打ち切りとなっている状況でございます。町としましても、財政面を考

慮し、現時点では単独の補助事業ということは考えておりませんが、どうしてもやれということであれば、それも考えないことでもございませぬ。そういうふうに思っております。特に東部ふれあいタウンについて、そういう補助をして販売促進を図れという、もう議員たちの意見があれば、それは何とかしたいなと、そんなふうを考えております。

そういうことで、温暖化防止対策につきましては、自然に優しく環境破壊のない方法を研究しながら、千代田町も引き続き実施していきたいと、こんなふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） やるようでもあり、やらないようでもあると。非常にどうにでもなるというような発言かと思えますけれども、要は私がやれと言ったからやるとかという、そういう問題ではないのですよね。要は、地球温暖化防止対策というのを千代田町の町長としてやるべきではないかという、その推進を国が切ってしまったから、単独でやるというのは考えていないみたいな、でも何か住宅団地販売促進に必要ならやれという、そういうことを言わせたいのかどうか。私はわからないわけですが、要はそこなのです。そういうことも、そういう販売促進につながるのではないですかということを行っているのです。ですから、あえて私がやれと言わないたって、町長がやりますよと言えば、それは販売促進につながるのではないですか。ただ、私が何か悪口言っているから売れない、売れないというようなことまで出てきているから、私だって別にそれは住宅地として買って、反対はしましたけれども、できてしまったものには、これぶつ壊せというわけにいかないでしょう。私が売れないように考えているわけではないのですよ。私が悪口言うから、だから売れないとなってしまうのは困るから、そういうことを言っているのです。要は、地球温暖化対策として有効なのではないですかというのを聞いているのです。だから、先ほど私が質問しているのは、残念ながら日本は国が補助金を出していたという中で、それを打ち切ってきたわけですよね。そのために昨年ですか、ドイツに追い抜かれたのです、この普及率が。やはりそれはそれなりに、その国の重要視の違いからそういうふうになってくるわけですね。

千代田町で町長が、襟川町長個人ではなくて、町長というのは千代田町全体の代表の町長なのだという事なのです。その町長が、そういう何か自分の感情をむき出しにした、そういう答弁では、また考え方では、温暖化対策というのはなかなかできないのではないかなというふうに思うわけです。要は、川島がやれと言ったからやるというのだと、なかなかやりづらいと思いますので、やはり自主的に補助する考えはないか、お聞かせを願いたいと思います。私が言わなければ出すというなら、黙りますよ。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

太陽光発電ですか、エネルギーを使う非常に自然環境にいいということですが、反面高価で金が大分かかるということで、今までは県で200万ぐらい補助したかな、そういう1件に対して膨大な費用がかかるということですので、千代田町もそういう意見もあるということですので、どれくらいの範囲で補助ができるか。そういうことも検討して、これから進めていきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 検討して進めていきたいということで、一步前進してきたというふうに考えます。

問題は、1件当たり確かにえらい金額、1キロ当たり今200万までかからないのですよね。160万ぐらいまで落ちまして、そこの辺がやはりパネルの種類によってなのですけれども、三洋電気なんかの場合には面積がえらい小さくても、かなり発電力が大きいのです。残念ながら、そのパネルが高いのですよ。193ワットに対して15万ぐらいと、公称でね。それで、シャープなんかの場合ですと153ワットで、いわゆる7万5,000円ぐらいですか、半分なのです。そうしますと、いわゆるランニングコストで考えると、合わない、合わない、いわゆるランニングコストが出ないのに、更に発電力に対して高くなると、その入れる、今町長が言ったように、非常に検討課題、えらい金がかかってしまって容易でない。そういう状況を出して、やはりそれを普及をさせていく。それをやることによって、逆にまたドイツのように普及が増えていけば研究費も増える。そういうことで温暖化防止が進むのだというふうに、私は個人的に考えているわけですね。

ですから、邑楽町は既に出ている、大泉も出ている、明和町まで出ているのですよ。それを、今千代田町、明和町と同じぐらいの財政力指数ではないのですか。この辺どうか、私の方もちょっとわかりませんが、明和町がもう既に出して、千代田町が出せないということはない。要は、検討して出していくというのはいいのですけれども、やはり温暖化防止対策を進めるためにも、更には太陽光発電の技術的なものも、もっともっと進歩させなければならない。こういう立場からの、これは大局的に見て地球規模の自然を守る、また日本の自然を守る。この後出てきますけれども、農業だってそういった意味で自然を守るという、温暖化防止対策に寄与できるのだということはあるわけですね。そういった大きな立場に立って町長が考えるべきではないかと思っておりますので、更にもう一步やれますというところまでご答弁願えれば幸いです。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） ここでやりますというわけにもいきませんので、そういう方向で近隣町も実施しているのであれば、千代田町も検討していかなければならないなど、そんなふうに思います。

○議長（小沢惣一君） 続いて、2問目をお願いします。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 発言通告の2点目は、町の農業振興対策についてということで質問をしたいと思えます。

予算のときにも多少質問しましたが、その農業振興策、今非常にこの千代田町の農業というものが危機、衰退の一途をたどるという状況の中で、私も何としてもこれは素人であって、農業ではないと。しかし、子供のころ多少なりとも農業というものについて必要性を考えていたわけでありましたが、残念ながら農業に従事する立場にはなかったということでもあります。従って、東京に出て働いてしまったわけですが、残念ながらそれで、では日本の農業が守れるというふうにはならない。やはりこれも、この太陽光発電と同じように、日本の農業を守ることによって、千代田町の農業従事者も助かる。更に自然環境を守る。温暖化防止対策にもなる。この辺がちょっと私は個人的に、その温暖化防止対策になりますよというふうに考えておりますが、町長はその辺どう考えるかも含めてお聞かせを願いたい。

先ほど予算のときに質問をしましたが、日豪EPA交渉、いわゆる関税撤廃、こういったことによって日本の農業が壊滅的打撃になるということが、今大問題となっているわけでありまして。小麦については1,200億円、砂糖1,300億円、乳製品2,900億円、牛肉2,500億円、合計7,900億円減の、その試算が出ています。これは農水省の試算ですから、これはもう間違いないというふうに思うわけでありまして。

千代田町でも、具体的なこれによつての影響とは言えませんけれども、更にこの範囲内で、7,900億円の中で千代田町の方は減ってくるというのが、影響が出てくるというのが実際ではないでしょうか。千代田町で一番今、米麦しかなかなか基本的なものとして考えられない。こういう中で、今政府の農林漁業費、平成19年度の予算では大豆交付金、麦作経営安定資金助成金を廃止する、こういう状況ですよね。そうしますと、この大豆交付金、千代田町が大豆どのくらいつくっているかというのは私わかりませんが、麦作についてはえらい影響が出てくるのではないかな、このように考えるわけでありまして。

それで、もう一つ千代田町に独自のものとして考えられるのが、飼料用稲の生産拡大であります。これについては、耕畜連携水田活用対策事業ということで、前年より8億4,000万減らす。ですから、麦は減らし、その飼料用稲ですか、これも減らすと。千代田町では、先ほどの試算以上の大打撃を受けると。人数とか農家の割合によってですから、そうなってきますと千代田町への税金が入るといいますか、その分減ってくるのではないのかと、そういう影響が考えられるわけでありまして。まさに地球環境を悪い方に持っていき、更には地球温暖化防止対策を進めるための施策としての環境問題、更には消費者に対しての米の消費拡大、更に税収、こういったものまで含めて、このいわゆる農業衰退の、その政治がますます進行するのではないかと考えるわけでありまして。

従いまして、あえて質問をさせていただいたわけでありまして、その地球環境対策として必要だ、

更には農業を守るために必要だ、米麦守るために必要だ、この点を町長はどのように考えているのか。あくまでも国のそういった施策に追随をしていく、こういう状況であるなら、更にますます住民の皆さんから指弾を受けるようになるというふうに私は思うのです。いろいろな点で、私に対しても批判といえますか、いろいろあれが出ているようでありますけれども、これはあえて出てくれば、具体的に何が問題であるか、これが出てくれば私も正確に反論をいたしますので、その点も含めてご答弁をお願いをします。

1回目を終わります。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 川島議員の2問目の質問にお答えいたします。

国の農業政策と町の考え方についてでございますが、戦後の日本農業は高度経済成長を続ける中で、工業中心の国策となっておりまして、農家も専業から兼業へと大きく変化をいたしました。他の産業に比べ、農業の構造基盤が弱く、零細農業から規模拡大への改革は思うようにうまく進まない、そういう中で経営者は高齢化の状況にあります。WTOの農業交渉の状況を見ましても、国際的な競争力を要求される厳しい状況にあります。外国からの安い農産物に対抗できるだけ経営の合理化と基盤の強化を進める必要があると、そんなふうに思っております。

千代田町に限らず、今まで国の進める政策といたしまして、農業政策に取り組んできたところでございます。特に昨年から認定農業者の認定支援及び集落営農組織化支援が始まりまして、小さい農家を切り捨てるのではなく、日本の農業の生き残りのために法人化を図ったり営農集団を図ったりということで、農業振興を進めているところでございます。

今後農業委員会、あるいは農協など関係機関と協力をしながら、本町の農業政策に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 思ったとおりの答弁であります。要は生き残りを図るために現在の施策を進めているのだと、簡単なことを言えば。そうすると、要は先ほど言ったように、現在の施策が切り捨て政策になるのですよ、私に言わせれば。ところが町長が、それはそうは思っていないのだよと。要は切り捨てにならないと。生き残りを図るために今の施策が必要なのだと言うけれども、実際にはその施策が切り捨てになっているのではないのですかというのを聞いているのです。要は、それを町長は、認定農家であるとか、そういう人のためには必要なのだと。だけれども、その人がよくなる、その部分多少その人たちはよくなる。そういう一部の人のための、多少よくなっても、90%の千代田の人と農家の人、90%の農家の人が切り捨てられる。それは、では私は切り捨てられると言っているけれども、町長は切り捨てられるとは思っていないのだよということの違いだと思うのですね。

私が聞いているのは、今のまんまこういう形で町長が千代田町の最高の指導者だという中で、町長

がそういうふうになら何か客観的に見れば、残念ながら農家の人がそれを言っていないと。そういうふう
に切り捨てになるのだよとは言っていないよというのであればいいのですけれども、町長が、私が切
り捨てにならないというふうに思っているから切り捨てではないのだというのは、これは独善ではな
いのですか。それを、町長はでは町長として町長選に立候補して当選したから、では農家の人がそれ
でいいのだと言っているというふうに言うのかどうか、お聞かせを願いたい。要は、農家の人がその
中で、選挙権持っている。消費者だって、今この日本の農業というのを守らなければならないのでは
ないのですかという、私も言っているわけですよ。私も非農家で。だから、農家の人がつぶれたって
どうってことはないのだよというわけにもいかないでしょう。だから質問しているのですよね。そう
いう中で町長が、あくまでも切り捨てではないのだというふうになると、それはでは切り捨てを援助
し、推進する側になるというふうに考えてもいいのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、千代田町の70%近い、もっとかな、が兼業農家でございまして、それも年をと
って後継者がいないと、そういう状況を何とかしなければならないのだと思います。それをするのが
集落営農組織、これによって何人かのできる人にやらせよう。組織化して、あるいは法人化し
てやらせよう、そういうことです。それ以外に方法が、ではあります。担い手はもういない
のですから。やっている人は、もう70、80の人なので、その人がやらなくなった場合は、その持ち分
の農地に対する取り組みというのは、やはり先ほど申し上げましたが、集落営農組織あるいは法人化、
そういうところでそういう農地を守って進めていかなければ、農業は本当に全く育たなくなってしまう
というようなことだと思います。

認定農業者もしかり、若い担い手が認定農業者になってやっているのではなくて、千代田町でも大
分おりますけれども、まさに定年になった後の、60を境に70、75歳ぐらいの人が認定農業者として進
めているわけですから、それがでは子供たちが果たしてそれを受け継いでくれるかと。そういう大き
な問題があるわけです。そういうものを絡めて、町の方で援助して育てていこうということが、今進
めておる国の農業政策の措置だと思っております。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） まさに後継者がいないから、だからしょうがないのだということなのですよ
ね。でも、要はなぜ後継者がいないかということを考えなければならないのではないのですかというこ
とを言っているのです。生産意欲をわかすようにしなければならぬ。そのためには、先ほどちょっ
と言ったように、飼料用稲でも、それでもやれるようにする。それはできるのではないですか。大豆
をつくれるようにする。そういうことで価格補償をしていく、これが政治に課せられた、その責任な

のですよ。その価格補償をすれば、生産意欲がわくようになるのではないですか。私はわかりませんよ、自分が農業をやっているわけではないから。でも、そのくらいわかりますよ。やっぱり多少なりとも価格補償してもらえば、もっと若い人だってやる気になる。そのために税金を払ってやっているわけですから。そこのところを、町長は何か履き違えているのですよね。いないからしようがない、だからどんどん切り捨ててもと。だから、そこのところが切り捨てではないのだというふうに言っているけれども、実際にはそういうふうには生産意欲をわかせない方に協力をしているのではないですかと言っているのですよ。だから、では川島おまえそこまで言うのだったら、何をやれというのだと。それで、本当にそれができるかどうか、農家の皆さんと話し合いをして、今千代田町で何ができるか、そういうものを喚起していく必要が町長にはあるのですよ。その喚起をするかどうか町長としての仕事ではないですか。その喚起をしないということなのかどうか、お聞かせ願います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

町の方は、そういった優良農地を守るといふ、そういうことが一番の目的でもございますが、そういう農地を農家の人が持続していくためには何が必要かだと思いますね。まず、子供をいっぱいつくってもらおうと。職があると、子供が1人か2人しかいないと、まず子供をしっかりと高校、大学なりやって勤めに行くような方法を、策を練ってしまうから、なかなか農家に、うちの跡をとるといふ人がいなくなってしまう、そういうことだと思います。ですから、アジアでも1組で10人ぐらいずつ子供をつくっているところは、仕事がないから農業でも何でも仕事があればやりますよと。日本は少子国家で人手不足ですから、そういう人たちが果たしてそういう農家をしなくても、ほかの企業に行けるような環境にあるというのが一つの問題かなと。いろいろ問題あるかと思いますが、それでは私がこうすればこうだというような状況ではないと。国が進めているのが、先ほども申し上げておるように、認定農業あるいは集落営農、そういうものによって農地を守っていこうということだと思います。

○議長（小沢惣一君） 以上で15番、川島悦男君の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

ただいまから3時10分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 2時54分）

再 開 （午後 3時10分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

○日程の追加

○議長（小沢惣一君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付いたしました案件について、議事日程に追加いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3から日程第5までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○発議第1号、発議第2号の一括上程、説明

○議長（小沢惣一君） お諮りいたします。

この際、日程第3、発議第1号及び日程第4、発議第2号について関連がございますので、一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、発議第1号 千代田町議会委員会条例の一部を改正する条例について、日程第4、発議第2号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則について、以上2件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

提出者、坂本金光君。

〔14番（坂本金光君）登壇〕

○14番（坂本金光君） 発議第1号 千代田町議会委員会条例の一部を改正する条例について並びに発議第2号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則について、関連がありますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴い所要の改正を行うものを、今定例会の千代田町課設置条例の一部を改正する条例が可決されましたので、伴い必要な改正するものであります。

以上が提案理由の説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、発議第1号及び発議第2号の案件について、1件ずつ処理いたします。

○発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） まず、発議第1号 千代田町議会委員会条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 千代田町議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

○発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 次に、発議第2号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（小沢惣一君） 日程第5、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長、社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員長から、閉会中の継続調査の申し出があ

りました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長、社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長、社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で今定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

○動議の提出

○議長（小沢惣一君） 町長に発言を求められておりますので。

[「議長、動議」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 動議についてを、何か。

○12番（青木國生君） 社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会に付託されました調査に、調査期間に制限を定める動議を提出いたします。

本特別委員会は、特養みどりの風への補助金のことに関して設置されたものでございます。早設置以来9カ月を経過しております。この間既にみどりの風は開業いたしました。また、補助金も交付済みであります。調査期間も十分にあったというふうに私は思っています。しかるに、ただいま閉会中の継続調査が、申し出が出されたわけでございますけれども、これはいたずらに結論を先送りするものとして、議会の信頼を失墜させる懸念があるというふうに私は思っております。そこで、私は特別委員会の調査事件を、次回定例会の最終日の前日までと定めまして、速やかに結論を出すよう、ここに動議を提出いたします。

以上です。

○議長（小沢惣一君） ただいまの動議について、賛成の方。

[賛成者挙手]

○議長（小沢惣一君） ただいまの動議は成立いたしましたので、協議に入ります。

○日程の追加

○議長（小沢惣一君） お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、日程第6として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） それでは、異議がございますので、異議について審議いたします。

〔「今賛成者が手を挙げていない、賛成者って発議者は。発議者が賛成で手を挙げていないで……」という人あり〕

○議長（小沢惣一君） 異議がありましたので、発言を許します。

○15番（川島悦男君） ですから、要は賛成者というか、提出者が手を挙げていないのですよ。それで賛成者が6人ですよ。だから、動議は……

〔「動議は成立」という人あり〕

○議長（小沢惣一君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 3時20分）

再 開 （午後 3時21分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

先ほどの青木議員の日程に追加することについて動議は成立していますので、これの審議をいたします。

日程に追加することを審議いたします。日程に追加するか、しないか。

〔「もう一回決とってください」という人あり〕

○議長（小沢惣一君） では、ただいまの青木議員の提案につきまして、日程に追加するかどうかを採決いたします。

この動議について、日程第6として直ちに議題とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

では、日程に追加いたします。

○社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会の調査期限を定める事 について

○議長（小沢惣一君） 日程第6、社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会に付託された調査中の案件につきまして、次回定例会最終日前日までに調査を終了することに期限を定めることについて採決いたします。

この採決は挙手により行います。この動議のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小沢惣一君） 賛成多数であります。

よって、継続調査については、次回定例会最終日前日までに調査を終了するよう期限を定めることの動議は可決されました。

以上で今定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

○町長あいさつ

○議長（小沢惣一君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る8日から開催されました平成19年第1回議会定例会におきまして、平成19年度の予算案を初め、千代田町課設置条例、町立幼稚園保育料徴収条例、福祉医療費の支給に関する条例など、改正並びに人事案件について、多数の重要案件につきまして熱心にご審議をいただき、全議案とも議了いただきまして深く感謝を申し上げる次第でございます。

ここに成立を見ました平成19年度予算は、「少子高齢化対応のまちづくり」、「安全安心のまちづくり」、「自然環境を守るまちづくり」を基本に予算編成を心がけたところでございますが、町政全般にわたり所期の施策を推進してまいり、町政の一層の伸長と町民生活の向上、発展に寄与してまいりたい所存でございます。

また、本年は予算編成方針の中でも述べましたとおり、千代田町が町制施行して25周年という記念すべき年に当たります。5月13日には、NHKのご自慢公開生放送の開催も決定いたしております。また、各種行事等においても、町民の皆さん方とともに25周年をお祝いしたいと考えておりますので、議員各位にはご支援のほどよろしくお願いをいたします。

なお、会期中議員各位に賜りました意見、要望等につきましては、十分これを尊重し検討いたしたいと思っております。そして、町政の運営に遺憾なきよう期してまいりたいと思っております。予算の執行につきましても、慎重を期してまいる所存でございます。

終わりに、いよいよ春暖の候となりまして、議員各位にはご多忙の折とは存じますが、何とぞご健勝にて町政の運営に一層のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましての一言のお礼のごあいさつといたします。

長い間大変ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（小沢惣一君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る8日から本日までの9日間にわたり、平成19年第1回千代田町議会定例会が開催されましたが、この間、議員各位には終始ご熱心にご審議を賜り、諸議案も無事議了いたしましたことに対し、心から厚く御礼申し上げます。

今議会は、平成19年度の町行政の柱となる一般会計並びに特別会計予算を初め、平成18年度補正予算、条例の改正、廃止及び副町長人事など重要案件が提出されましたが、議員各位の極めて真剣なご

審議により順調に議事運営が行われましたことに重ねて御礼を申し上げます。

日本経済は、長期的にわたり緩やかな成長を続けており、国における税収見込みでも増加傾向にあります。しかし、地方においてははまだ厳しい財政状況が続いております。各自治体が予算編成に苦慮する中、本町においてもやはり厳しい予算編成となっておりますが、引き続き財政危機突破計画をもとに健全財政を維持し、自主自立のまちづくりを望むものであります。

議会といたしましても、財政危機突破計画による行財政改革の趣旨を積極的に議会運営に推進してまいりたいと思っております。

会期中各議員から寄せられました要望や意見などを十分尊重していただきまして、活気ある元気なまちづくりが展開されることを望むものであります。

終わりに臨み、今定例会の運営に当たり、種々ご協力いただきました町当局に対しまして心から感謝申し上げますとともに、議員各位の今後のご健勝をご祈念申し上げまして、平成19年第1回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午後 3時29分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成19年 月 日

千代田町議会議長 小 沢 惣 一

①署名議員 小 林 榮 一

②署名議員 野 中 角 次